

平成 2 2 年 4 月

平成21年の組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部
企画分析課

本資料中の用語の定義については、以下のとおりとする。

「**組織的犯罪処罰法**」(= 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」)

「**暴力団対策法**」(= 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」)

「**犯罪収益移転防止法**」(= 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」)

「**麻薬特例法**」(= 「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」)

「**入管法**」(= 「出入国管理及び難民認定法」)

「**風適法**」(= 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」)

「**売防法**」(= 「売春防止法」)

「**銃刀法**」(= 「銃砲刀剣類所持等取締法」)

「**来日外国人**」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

平成21年の組織犯罪の情勢（目次）

第1章 平成21年の組織犯罪情勢の概要

第1 平成21年中の暴力団情勢の概要	1
1 概観	1
2 平成21年の暴力団対策の特徴	1
3 暴力団情勢	1
(1) 暴力団構成員等の推移	
(2) 主要暴力団の動向概要	
4 暴力団犯罪の検挙状況	3
(1) 全般	
(2) 対立抗争事件の発生状況	
(3) 資金獲得犯罪の検挙状況	
(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況	
5 暴力団対策法の施行状況	6
(1) 指定状況	
(2) 行政命令の発出状況	
(3) 暴力団員対策法施行規則の改正	
6 暴力排除活動の現状	7
(1) 公共部門における暴力排除活動	
(2) 民間部門における暴力排除活動	
(3) 損害賠償請求・事務所撤去運動等に対する支援	
(4) 暴力団排除のための条例の制定・改正の動き 別掲（図表1-8 指定暴力団の指定の状況）	9
第2 平成21年中の薬物・銃器情勢の概要	10
< 薬物情勢 >	
1 概観	10
2 薬物事犯検挙状況	10
(1) 覚せい剤事犯	
(2) 大麻事犯	
(3) 麻薬及び向精神薬事犯	
3 主な薬物事犯の傾向、特徴	12
(3) 年齢別検挙人員	
(4) 主な薬物事犯別初犯者率	
4 密輸入事犯	14
(1) 全般的検挙状況	
(2) 仕出し国別検挙状況	
5 来日外国人による薬物事犯の検挙状況	17
(1) 国籍等別検挙状況	
(2) 営利犯の検挙状況	
< 銃器情勢 >	
1 概観	18
2 検挙状況	18
(1) 銃器発砲事件	
(2) 銃器使用事件の認知状況	
(3) 銃器使用事件の検挙状況	
(4) けん銃事犯取締状況	
第3 平成21年中の来日外国人犯罪情勢の概要	22
1 概観	22
2 平成21年の検挙状況	22
(1) 総検挙状況	
(2) 国籍等別検挙状況	
(3) 刑法犯検挙状況	
(4) 特別法犯検挙状況	
(5) 在留資格別検挙状況	
(6) 犯罪インフラ事犯の検挙状況	

3	長期的な検挙状況の推移	30
4	昨今の特徴的な動向～10年前との比較	31
	(1) 刑法犯	
	(2) 特別法犯	
第4	平成21年中のマナー・ローンダリング情勢の概要	36
1	概観	36
2	疑わしい取引の届出	36
	(1) 業態別の届出件数	
	(2) 活用状況	
3	マナー・ローンダリング事犯の動向	38
	(1) 暴力団構成員等が関与するマナー・ローンダリング事犯	
	(2) 来日外国人によるマナー・ローンダリング事犯	
	(3) 組織的犯罪処罰法に係るマナー・ローンダリング事犯	
	(4) 麻薬特例法に係るマナー・ローンダリング事犯	

第2章 組織犯罪トピックス

トピックスI	暴力団と何らかのつながりを有する者による犯罪	40
トピックス	繁華街・歓楽街における組織犯罪の現状と対策	41
1	歓楽街にみられる組織犯罪の現状	41
	(1) 暴力団による犯罪の現状	
	(2) 来日外国人犯罪組織による犯罪の現状	
2	歓楽街にみられる組織犯罪対策の施策・取組み	43
	(1) 違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りの強化	
	(2) 暴力団等の犯罪組織に対する取締りの強化と街の犯罪インフラの根絶	
トピックス	犯罪のグローバル化の現状と課題	46
1	世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透	46
2	構成員の多国籍化	47
3	犯罪行為の世界的展開	47
トピックス	来日外国人に関する犯罪インフラ事犯の現状	48

第1章 平成21年の組織犯罪情勢の概要

第1 平成21年中の暴力団情勢の概要

1 概観

近年の暴力団情勢は、六代目山口組（以下、「山口組」という。）の一極集中が顕著であり、その弱体化を図ることが喫緊の課題となっている。また、暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化や多様化がみられる。

こうした近年の暴力団の活動実態の不透明化や、暴力団対策法の改正により新たな命令の類型が導入されたこと等を踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件等について、立入検査ができる場合を各号に列記し、その要件を類型化、明確化すること等を内容とする、暴力団対策法施行規則の一部を改正する規則が3月30日に公布され、同日施行された。

また、金融商品取引からの暴力団排除を推進するため、3月26日に日本証券業協会が「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会からの登録を受け都道府県暴力追放推進センター（以下、「暴追センター」という。）から不当要求による被害防止に係る資料提供、助言や、暴力団の活動状況、不当要求の実態等に関する情報提供を受けられるなど、業務の援助を受けることができるようになり、反社会的勢力等へのより実効的な対応を行うことが可能となった。

さらに、昨年の暴力団対策法の改正による規制強化に基づき、暴力団員の強盗致傷事件について、その被害者に対し、暴追センターと弁護士会が連携して損害賠償請求訴訟の提起に向けた民事訴訟支援を行い、実行犯及び同組長を相手方とする損害賠償請求訴訟を地方裁判所に提起した事例がみられるなど、同法の規制による暴力団対策への実効性の高まりがみられる。

暴力団排除に向け、警察では住民による暴力団事務所撤去運動等に対して、弁護士会民事介入暴力対策委員会や暴追センターと連携して、地域住民等に対する的確な支援を推進した。また、地方自治体においては、暴力団の共同住宅への居住の防止や暴力団事務所開設防止のための条例等を制定・改正したり、福岡県にあっては、暴力団等に対する資金提供の禁止等を内容とする条例が制定されるなど、年々全国各地で暴力団排除に向けた取組みが推進されている。

2 平成21年の暴力団対策の特徴

- ✓ 山口組に対する取締りの強化
- ✓ 暴力団対策法施行規則の改正
- ✓ 公共事業等からの暴力団排除の推進
- ✓ 金融商品取引からの暴力団排除の推進
- ✓ 銀行取引からの暴力団排除の推進
- ✓ 山口組組長等に対する損害賠償請求に係る訴訟支援
- ✓ 事務所撤去運動等に対する支援の推進
- ✓ 暴力団排除のための条例の制定・改正の動き

3 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員をいう。以下同じ。）の推移

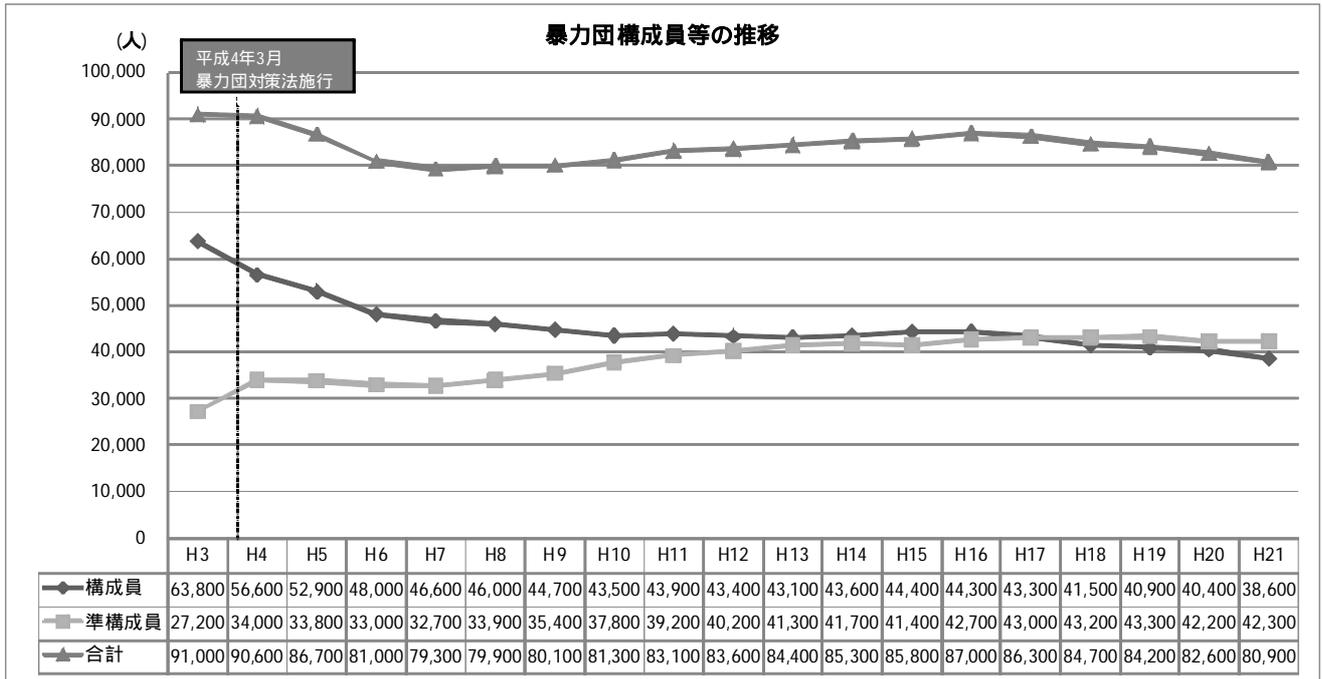
全国の暴力団構成員等の合計数は、平成8年末以降徐々に増加していたが、平成17年末から減少に転じ、平成21年末現在約80,900人で、前年に比べ約1,700人減少した。うち、暴力団構成員の数は約38,600人で、前年に比べ約1,800人減少したが、準構成員の数は約42,300人で、前年に比べ約100人増加した。[図表1-1参照]

一方、山口組、住吉会及び稲川会の主要3団体の暴力団構成員等の合計数の比率は約72.4%（前年比約0.2%減）構成員数の比率は約77.2%（前年比約0.2%増）と、依然として主要3団体の寡占状態が続いている。

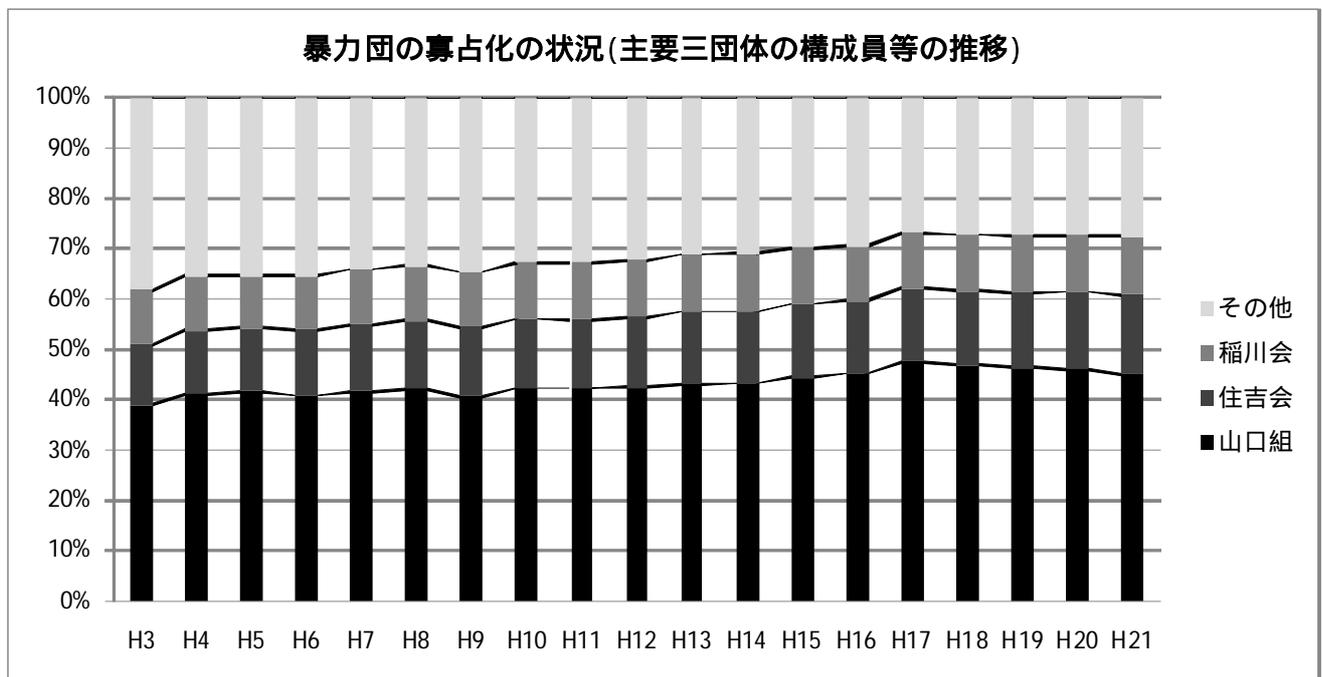
山口組の構成員数は、前年に比べ約1,200人減少しているが、同団体の全国の暴力団構成員数に占める割合は約49.2%で、前年より約0.8%下回ったものの、依然として約半数を占

めており、山口組への一極集中の傾向にある。[図表 1-2 参照]

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 暴力団構成員等の寡占化の状況



(2) 主要暴力団の動向概要

山口組は、組長が収監された17年12月以降、組織のナンバー2を中心に組織運営がなされている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示を依然行っている。

住吉会は、山口組に次ぐ勢力を有し、関東を中心に強固な地盤を持つ団体であるが、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入しており、定期的開催される食事会に参加するなど、

関東の他の暴力団とは比較的良好な関係にあるものの、7月に神奈川県内において稲川会との対立抗争事件が発生しており、予断を許さない状況である。他方、関東進出が進む山口組とは、依然として緊張状態が続いており、今後の動向が注目される。

稲川会では、近年、三代目会長の死去とそれに伴う内部分裂の動き、四代目会長の就任、初代会長の死去等、組織内に大きな変化があった。対外的には、関東の博徒系暴力団で構成される親睦団体に加入しているほか、山口組との関係も深めている。

主要3団体間の対立抗争事件としては、前記のとおり、平成21年7月、神奈川県内において、稲川会傘下組織の暴力団員らが、住吉会傘下組織の暴力団員に暴行を加えたことに端を発し、けん銃発砲等により双方各1名が死亡する対立抗争事件が発生している。

《コラム》 ～ 山口組二代目弘道会に対する集中取締り ～

近年の暴力団情勢は、山口組への一極集中が顕著となっているが、その中でも現在服役中の同組組長及び同組ナンバー2である若頭の出身母体である弘道会は、山口組を事実上支配しており同若頭主導の下、組織の統制力をますます強固なものとし、時には警察活動に関する各種調査を行ったり、取調べ・捜索時等に徹底した抵抗を示すなど刑事司法に対する対決姿勢を強めている。

また、弘道会にあっては、本拠とする愛知県を始め全国の広い範囲に勢力を拡大し、特に関係企業や共生者を利用した巧妙な資金獲得活動により多額の資金を得るなど、我が国の暴力団対策上、最も重点的な取締対象となっている。

このような情勢を踏まえ、全国警察においては暴力団対策を推進する上で、弘道会及びその傘下組織に対する徹底した取締りや資金源対策を実施し、同組織の弱体化・壊滅に向けた取組みを強化している。

4 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般

平成21年における暴力団構成員等の検挙人員は26,503人で、前年に比べ439人増加している。このうち構成員の検挙人員は6,776人で、前年に比べ421人減少し、準構成員は19,727人で、前年に比べ860人増加している。検挙件数は55,855件で、前年に比べ757件減少している。過去5年間の暴力団構成員等の総検挙人員及び総検挙件数は、[図表1-3](#)のとおりとなっている。

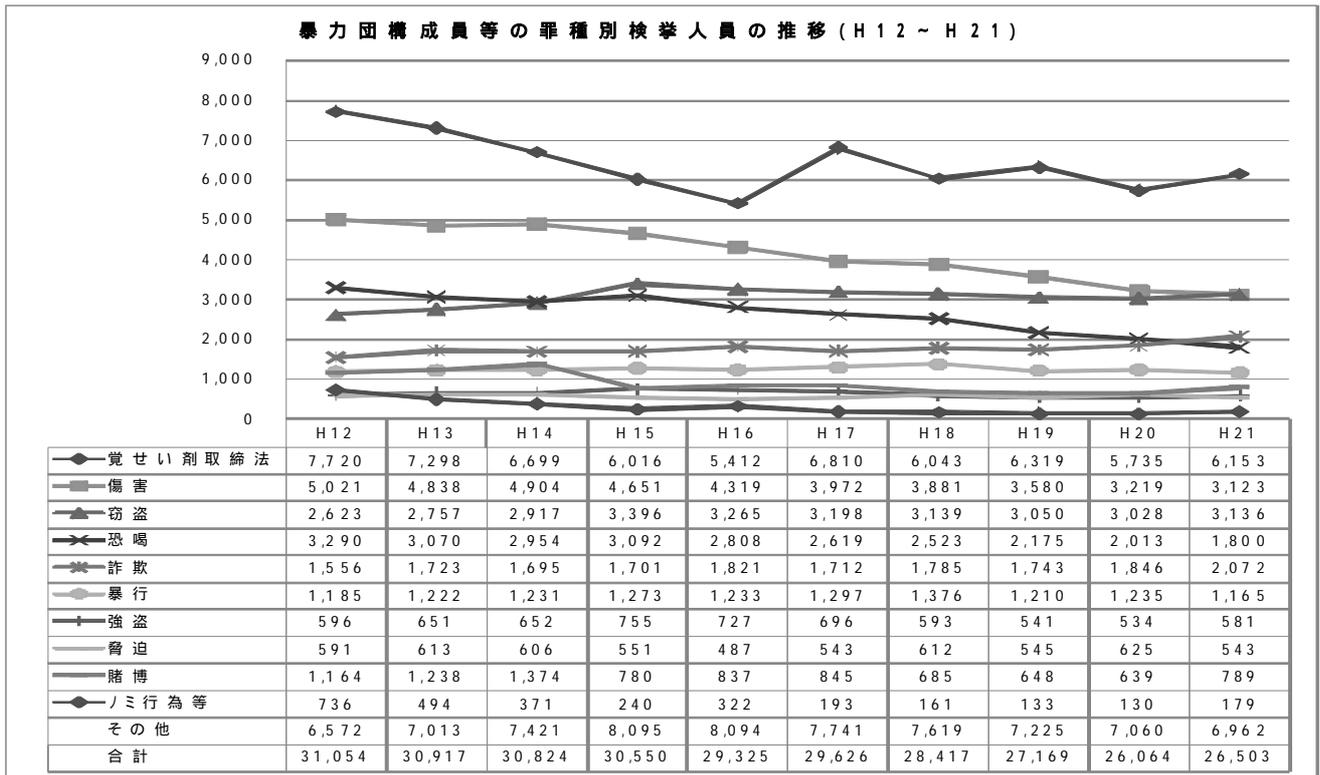
また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、刑法犯では、詐欺罪が2,072人で前年に比べ226人、賭博罪が789人で前年に比べ150人、それぞれ増加している。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が6,153人で、前年に比べ418人増加している。[\[図表1-4参照\]](#)

過去10年間を罪種別に見てみると、総検挙人員の推移は、[図表1-4](#)のとおりとなっており、平成12年以降、覚せい剤取締法違反、傷害、窃盗、恐喝及び詐欺の5つの罪種が上位を占める状況に変化はないものの、特に各種融資制度等を悪用した詐欺罪は近年増加傾向にあり、平成21年においても多岐に渡って増加している。

図表1-3 全般的検挙状況

	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
暴力団構成員等の総検挙人員(人)	29,626	28,417	27,169	26,064	26,503
暴力団構成員等の総検挙件数(件)	56,208	57,557	57,524	56,612	55,855

図表1-4 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移 (H12～H21)



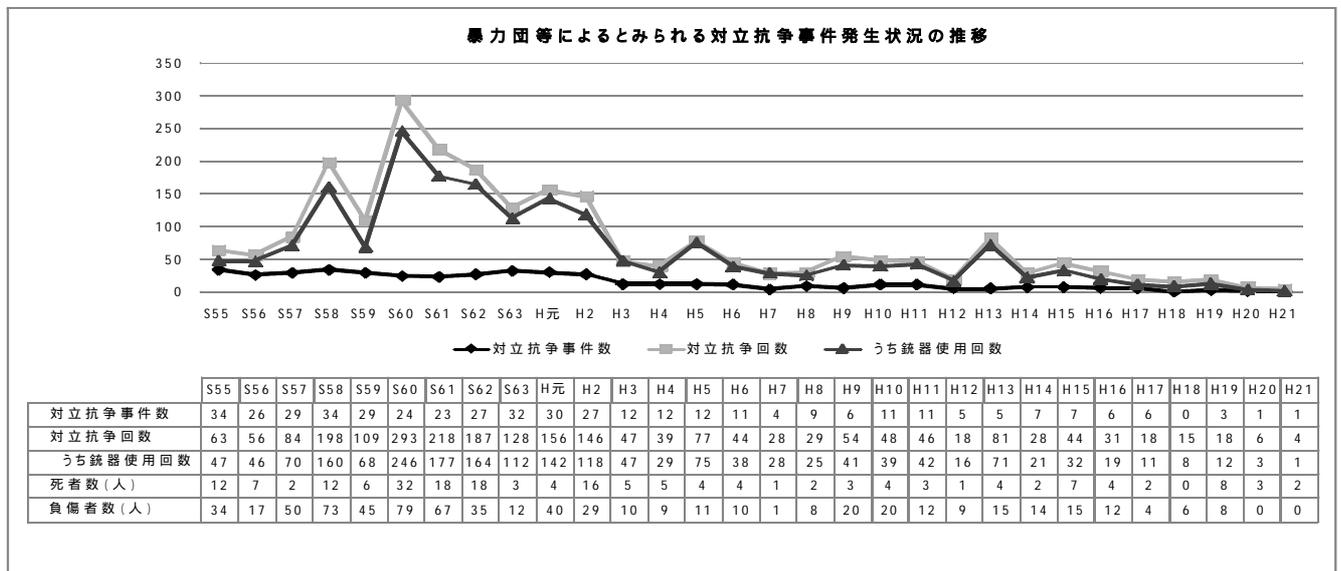
(2) 対立抗争事件の発生状況

平成 21 年における対立抗争事件は 1 件 (前年比 ± 0 件) 発生回数は 4 回 (-2 回)にとどまるなど、近年、対立抗争の鎮静化傾向が認められるものの、けん銃使用等殺傷力の大きい方法による不法事案が依然として発生している。また、道仁会と九州誠道会との間で、対立抗争事件に起因する不法事案が継続して発生している。

対立抗争事件の発生状況を長期的に見ると、昭和 60 年に発生したいわゆる「山一抗争」の時期をピークに減少傾向が続いており、平成 20 年及び平成 21 年は 1 件のみの発生となっている。また、同事件のうち銃器を使用した回数は、平成 20 年が 3 回、平成 21 年が 1 回となっている。

[図表 1-5 参照]

図表1-5 対立抗争事件の発生状況



(3) 資金獲得犯罪の検挙状況

1 平成21年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

平成 21 年の暴力団等の資金獲得犯罪の検挙状況は、詐欺罪の検挙人員が 2,072 人（前年比 +226 人、+12.2%）、検挙件数で 4,590 件（+652 件、+16.6%）と大幅に増加しており、暴力団が各種詐欺事犯を敢行して資金源としている傾向がうかがえる。

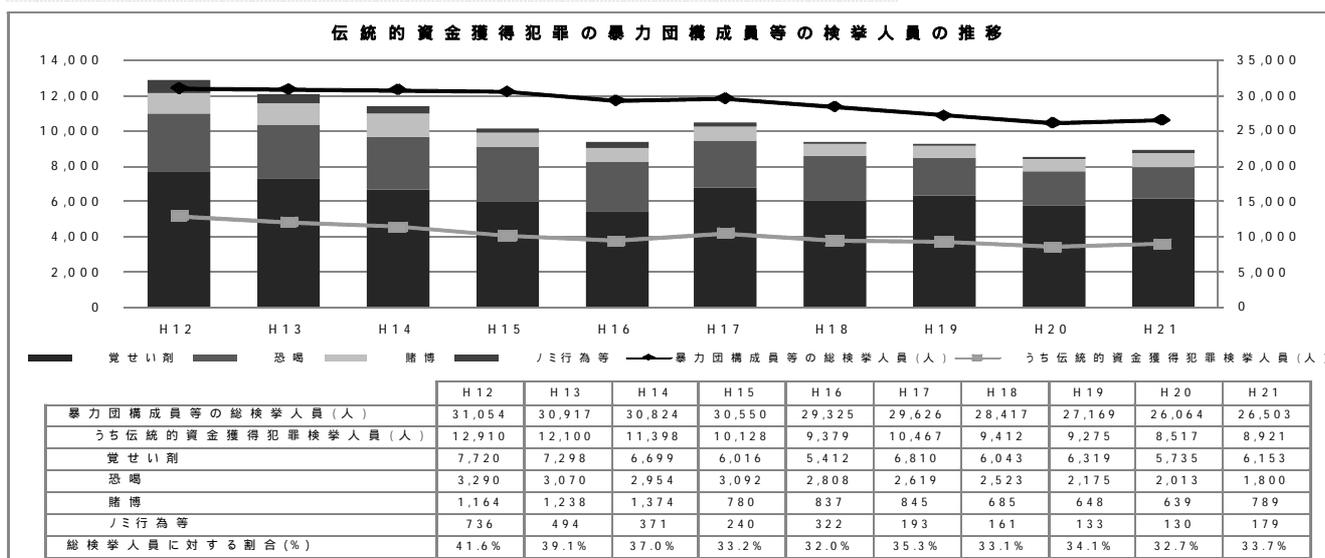
これら詐欺に悪用される融資制度等は、昨今の不況対策として制度が新設されたもの、あるいは不況下で申請が増加していると思われる制度であり、不況化における弱者保護の観点から審査や条件が比較的緩やかとなっており、そこを暴力団等の反社会的勢力につけ狙われ、「格好の餌食」とされている実態が浮かび上がっている。

2 伝統的資金獲得犯罪

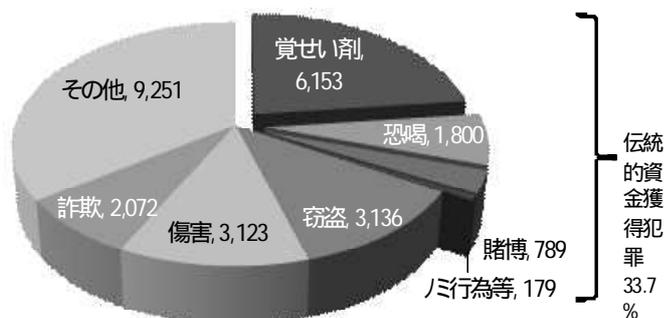
暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係 4 法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反をいい、以下「ノミ行為等」という。）が挙げられる。平成 21 年におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は 8,921 人（前年比+404 人、+4.7%）で、暴力団構成員等の総検挙人員の 33.7%（前年比+1.0 ポイント）を占めている。

近年犯罪の多様化に伴い、これら犯罪は減少傾向にあるものの、平成 21 年においても依然として総検挙人員の 3 割強を占める状況であり、この種犯罪が暴力団の有力な資金源になっている構図に変化は見られない。[図表 1-6・1-7 参照]

図表1-6 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移



図表1-7 暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の割合（H21）



3 その他の資金獲得犯罪

ア 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関連企業を通じたり、暴力団を利用する企業と結託したりして、金融業、建設業等各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

平成 21 年中の暴力団構成員等によるこれら犯罪の検挙人員は、貸金業法違反によるものが、104 人（前年比-26 人、-20.0%）で、このうち暴力団構成員は 42 人（37.8%）、出資法違反によるものが、89 人（前年比-37 人、-29.4%）で、このうち暴力団構成員は 29 人（22.5%）であった。

イ 企業対象暴力及び行政対象暴力

暴力団等は依然として企業に対して不当な因縁を付け、現金等を要求しており、平成 21 年中の暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標榜ゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は、342 件（前年比-58 件、-14.5%）であった。

また、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる犯罪の検挙人員は 209 人（前年比-68 人、-24.5%）、検挙件数は 164 件（-56 件、-25.5%）であった。

ウ 金融・不良債権関連事犯

暴力団等は企業融資等に関する融資過程において、虚偽内容の書類を作成、提出し、金融機関から多額の現金を詐取したり、債権回収過程においても多額の現金を詐取するなどして組織的に資金を得ようとしている実態がうかがえる。これら事犯の平成 21 年中の検挙件数は 45 件（+27 件、+150.0%）で前年よりも大幅に増加している。

(4) 組織的犯罪処罰法の適用状況（加重処罰規定関係）

暴力団構成員等による各種組織犯罪への組織的犯罪処罰法の加重処罰関係の規定等の適用状況については、平成 21 年中、組織的な犯罪に対する加重処罰規定（第 3 条）を 17 件（前年比+5 件）、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等（第 7 条）を 2 件（前年比+2 件）適用した。

5 暴力団対策法の施行状況

(1) 指定状況

平成 21 年 2 月 3 日、松葉会が、東京都公安委員会により指定暴力団として第 6 回の指定を、三代目福博会が、福岡県公安委員会により第 4 回の指定を受けた。

なお、12 月末現在、22 団体が指定暴力団として指定されている。[図表 1-8 参照：後掲]

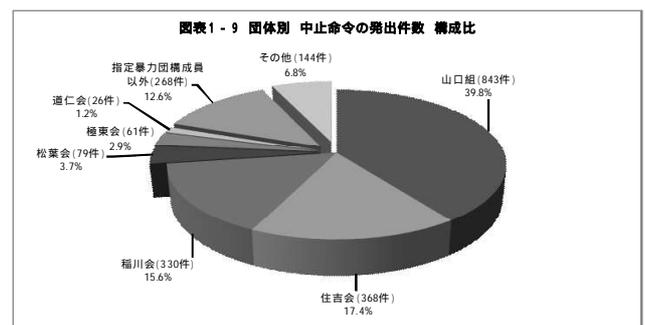
(2) 行政命令の発出状況

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は、21 年末現在、34,917 件に上っている。

平成 21 年における中止命令の発出件数は 2,119 件（前年同期比-151 件、-6.7%）であった。[図表 1-10 参照]

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9 条）に対するものが 1,442 件（-124 件、-7.9%）と全体の 68.1%を、加入強要、脱退妨害（16 条）に対するものが 379 件（-44 件、-10.4%）と全体の 17.9%を占めている。

団体別では、山口組に対するものが 843 件（-75 件、-8.2%）と最も多く、全体の 39.8%を占め、次いで、住吉会 368 件（+7 件、+1.9%）、稲川会 330 件（-42 件、-11.3%）と、主要三団体については住吉会を除き前年同期と比べて減少しているほか、道仁会に対するものも 26 件（-51 件、-66.2%）と減少している。[図表 1-9 参照]



また、再発防止命令の累計は、21 年未現在、1,391 件に上っている。

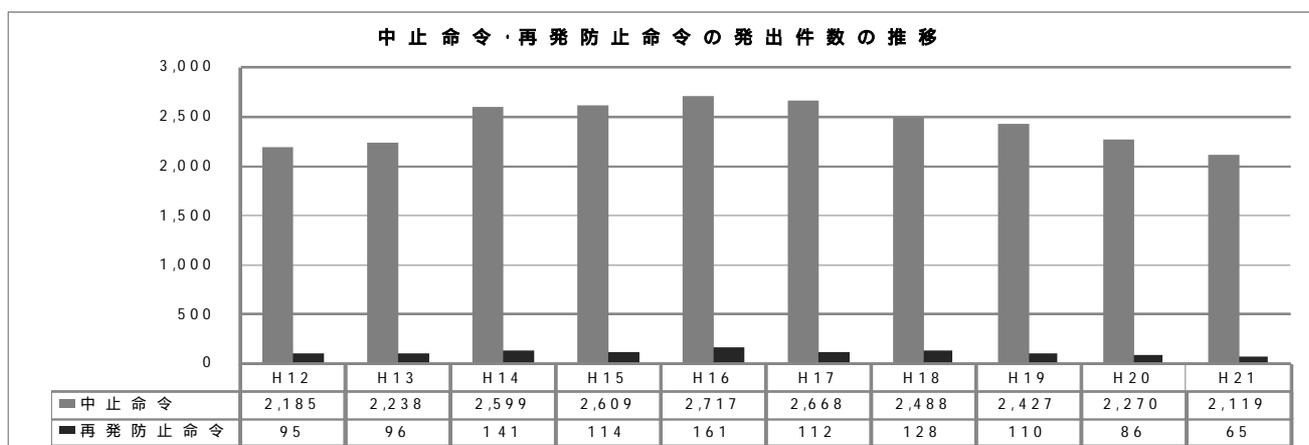
平成 21 年における再発防止命令の発出件数は 65 件（前年同期比-21 件、-24.4%）であった。[図表 1-10 参照]

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9 条）に対するものが 55 件（-13 件、-19.1%）と全体の 84.6%を、加入強要、脱退妨害（16 条）に対するものが 10 件（-7 件、-41.2%）と全体の 15.4%を占めている。

暴力的要求行為（9 条）に対する再発防止命令を条項別にみると、不当贈与要求（2 号）に対するものが 18 件（-2 件）、みかじめ料要求（4 号）に対するものが 14 件（± 0 件）、用心棒料等要求（5 号）に対するものが 18 件（-10 件）と縄張り内の店舗等に対する要求行為に係るものが減少している。

団体別では、稲川会に対するものが 24 件（-5 件）と最も多く、全体の 37.0%を占め、次いで山口組の 16 件（-9 件）、住吉会の 12 件（+3 件）の順となっている。

図表1-10 中止命令・再発防止命令の発出状況の推移



(3) 暴力団対策法施行規則の改正

近年の暴力団の活動実態等の不透明化や、20 年の暴力団対策法の改正により新たな命令の類型が導入されたことなどを踏まえ、法の規定による命令の的確な発出等を確保するため、立入検査の要件等について、立入検査ができる場合を各号に列記し、その要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団対策法施行規則の一部を改正する規則が 3 月 30 日に公布され、同日施行された。

6 暴力排除活動の現状

(1) 公共部門における暴力排除活動

平成 18 年 12 月 19 日開催の第 8 回犯罪対策閣僚会議において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報制度の導入」を政府として進めることとされたことを踏まえ、他省庁等に対し有資格業者に明確化し、前記通報制度の義務付けによりその懈怠についてはペナルティーを科したり、都道府県レベルでは入札参加資格基準等いわゆる密接交際規定を含む暴力団排除条項や通報報告制度が順次整備されるなど運用が進められているほか、最近では複数の地方自治体において、暴力団排除の対象を公共工事のほか、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品・資材調達等の公共調達や公有財産売却等の分野における入札及び契約に拡大するなどの取組みも推進されている。

また、公共用地の取得に関し、暴力団から法外な補償金を請求されるなどの不当要求防止のための都道府県警察と関係部門との連携強化や、民暴研究会（警察、暴追センター及び民暴委員会の 3 者で構成）が主体となり政治活動標ぼうゴロとの関係遮断を図った。

(2) 民間部門における暴力排除活動

21年においては、

- ・ 関税法一部改正による保税等の許可要件における暴力団関係者の排除規定新設
- ・ 日本証券業協会が新たに「不当要求情報管理機関」として登録され、反社会的勢力等の証券取引業からの排除推進
- ・ 全国47都道府県で銀行警察連絡協議会を設立し相互の連携強化

など、各種業法違反や各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用し、暴力団や暴力団関係企業を各種業から排除しており、これら継続した対策の推進により、組員が組織から処分を受けるなどして着実に組員数が減少している。

(3) 損害賠償請求・事務所撤去運動等に対する支援

警察では、暴追センター、民暴委員会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等による損害賠償請求に対する必要な支援を行っているほか、暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

(4) 暴力団排除のための条例の制定・改正の動き

近年の対立抗争の発生や暴力団事務所の進出等の情勢により、暴力団排除のための条例を制定

- ・ 改正する地方自治体があった。

福岡県では暴力団等に対する資金提供の禁止等を内容とする条例が制定された。

図表1-8 指定暴力団の指定の状況

指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
7	六代目会津小鉄	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	馬場 美次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
9	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
10	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
12	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県	約790人	平成4年12月14日	平成22年(6回)	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	県内	約70人	平成4年12月16日	平成22年(6回)	
14	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	塩島 正則	2県	約270人	平成4年12月24日	平成22年(6回)	
15	三代目狭道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
16	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約190人	平成5年3月4日	平成23年(6回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	南 與一	1府1県	約120人	平成5年5月26日	平成23年(6回)	
18	極東会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,200人	平成5年7月21日	平成23年(6回)	
19	東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約160人	平成5年8月4日	平成23年(6回)	
20	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	荻野 義朗	1都1道8県	約1,200人	平成6年2月10日	平成24年(6回)	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 寅純	4県	約330人	平成12年2月10日	平成24年(4回)	
22	九州誠道会	福岡県大牟田市上官町2-4-2	朴 政浩	5県	約350人	平成20年2月28日	平成23年(1回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成22年3月19日現在のものを示している。
 2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。
 3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。
 4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。
 5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。
 6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。
 7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。
 8 平成21年末における全暴力団構成員数(38,600人)に占める指定暴力団構成員数(37,000人)の比率は95.9%である。
 9 稲川会の辛炳圭及び七代目酒梅組の南與一は「代表する者に代わるべき者」である。

第2 平成21年中の薬物・銃器情勢の概要

薬物情勢

1 概観

平成21年中における薬物情勢を概観すると、

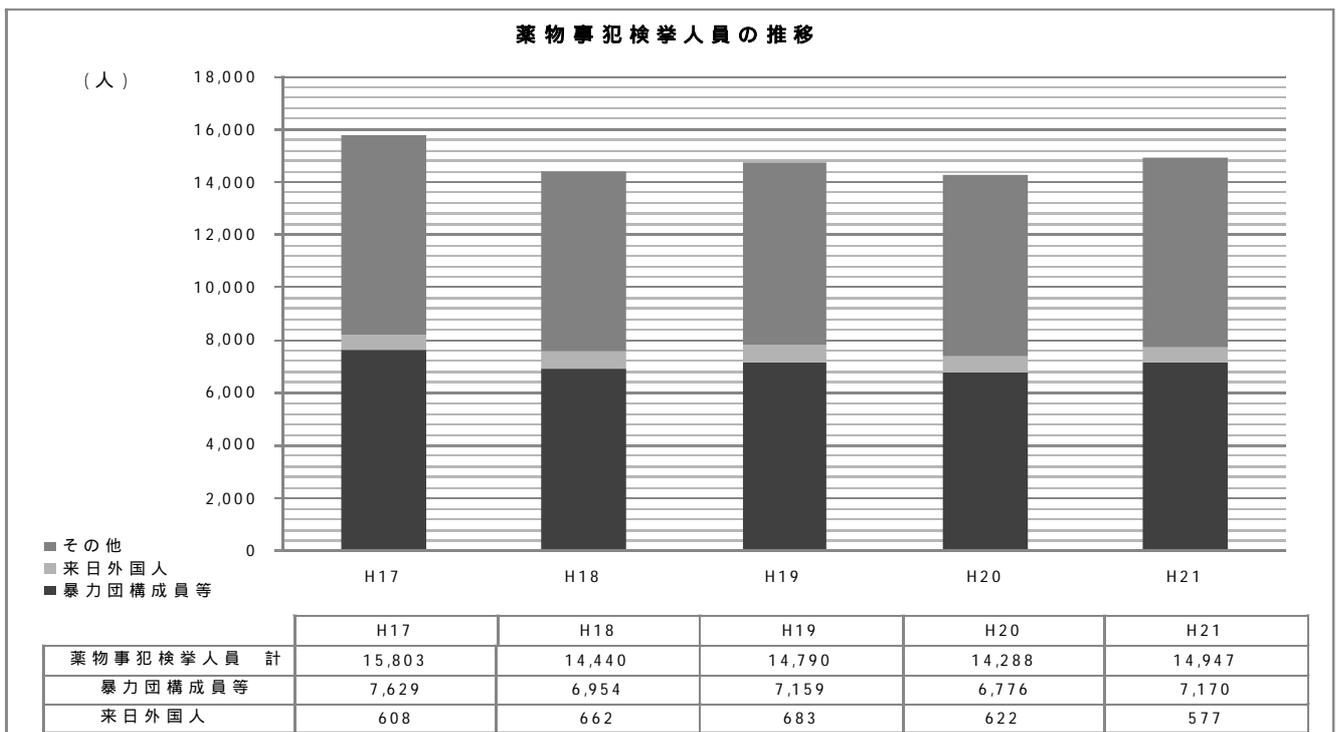
- 覚せい剤事犯の検挙人員は増加した。暴力団構成員等の検挙人員も増加し、依然として検挙人員の過半数を占めるなど覚せい剤事犯への関与の強さがうかがえる。覚せい剤の押収量は減少した。
- 大麻事犯の検挙人員は、暴力団構成員等の検挙人員も含め増加した。また、大麻栽培事犯が増加した。押収量は、乾燥大麻、大麻樹脂とも減少したが、大麻草は大幅に増加した。
- 来日外国人による薬物事犯の検挙人員は減少した。イラン人の覚せい剤事犯の検挙も減少したが、依然としてイラン人の薬物密売への積極的関与がうかがえる。
- 薬物全体における密輸入事犯の検挙件数は増加し、特に覚せい剤の密輸事犯が大幅に増加した。大麻の密輸事犯は大幅に減少した。

などが挙げられ、全体的には薬物密売組織に対する諸対策を強力に推進したことにより、暴力団や来日外国人及び末端乱用者の検挙に成果が見られた。一方、覚せい剤密輸事件の増加や末端価格の値下がり傾向（10,000円で0.1g前後の取引が多い状況）から国内における流通量の増加がうかがえ、更に薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されることから、更なる薬物犯罪組織の実態解明と取締り、水際対策の推進等の対策が必要である。あわせて、薬物に対する需要を根絶するため、末端乱用者の取締りと国民に対する広報啓発活動を強化する必要がある。

2 薬物事犯検挙状況

薬物事犯全体の検挙人員は、14,947人（前年比+659、+4.6%）と増加した。検挙人員のうち、暴力団構成員等の検挙人員は7,170人（+394人、+5.8%）と増加したが、来日外国人の検挙人員は577人（-45人、-7.2%）と減少した。過去5年間の検挙人員の推移を見ると、ほぼ横ばいの状況となっている。[図表2-1参照]

図表2-1 薬物事犯検挙状況(人員)の推移

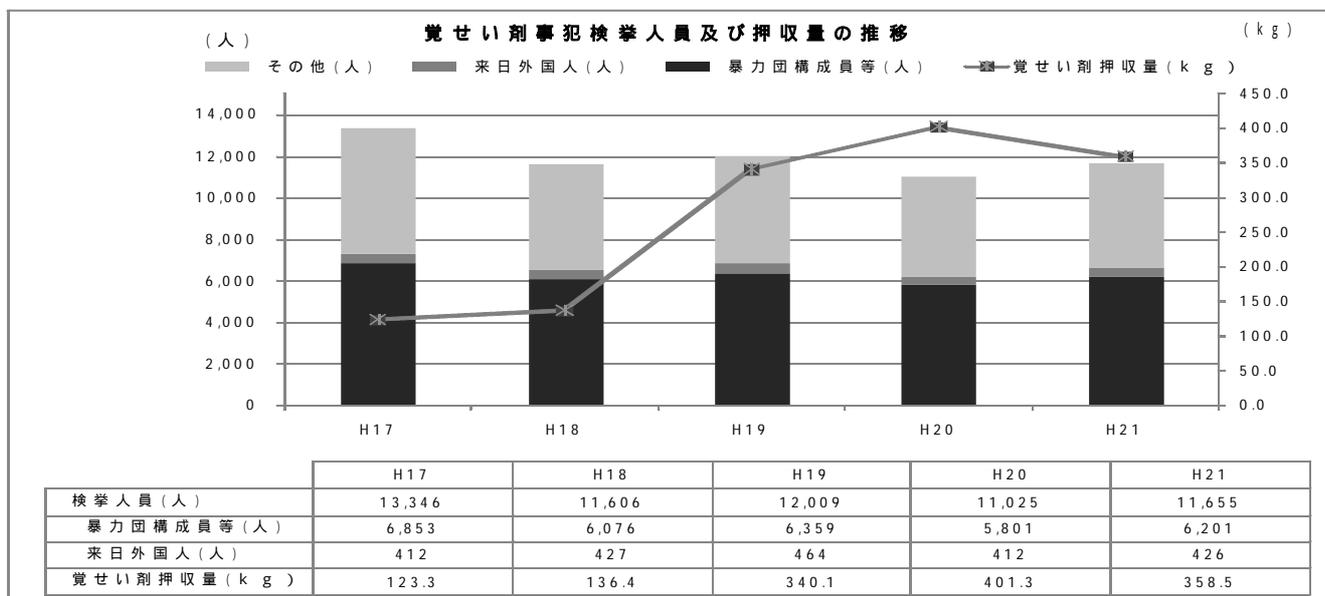


(1) 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯の検挙人員は、11,655人（前年比+630人、+5.7%）と増加した。また、薬物事犯の検挙人員全体の約8割(78.0%)を占めており、依然として我が国薬物問題の中心となっている。検挙人員のうち、暴力団構成員等は6,201人（+400人、+6.9%）、来日外国人は426人（+14人、+3.4%）とそれぞれ増加した。

また、押収量については、覚せい剤粉末は356.3kg（-41.2kg、-10.4%）、錠剤型覚せい剤は、12,799錠（-9,572錠(2.2kg)、-42.8%）とそれぞれ減少した。[図表2-2参照]

図表2-2 覚せい剤事犯の検挙状況の推移

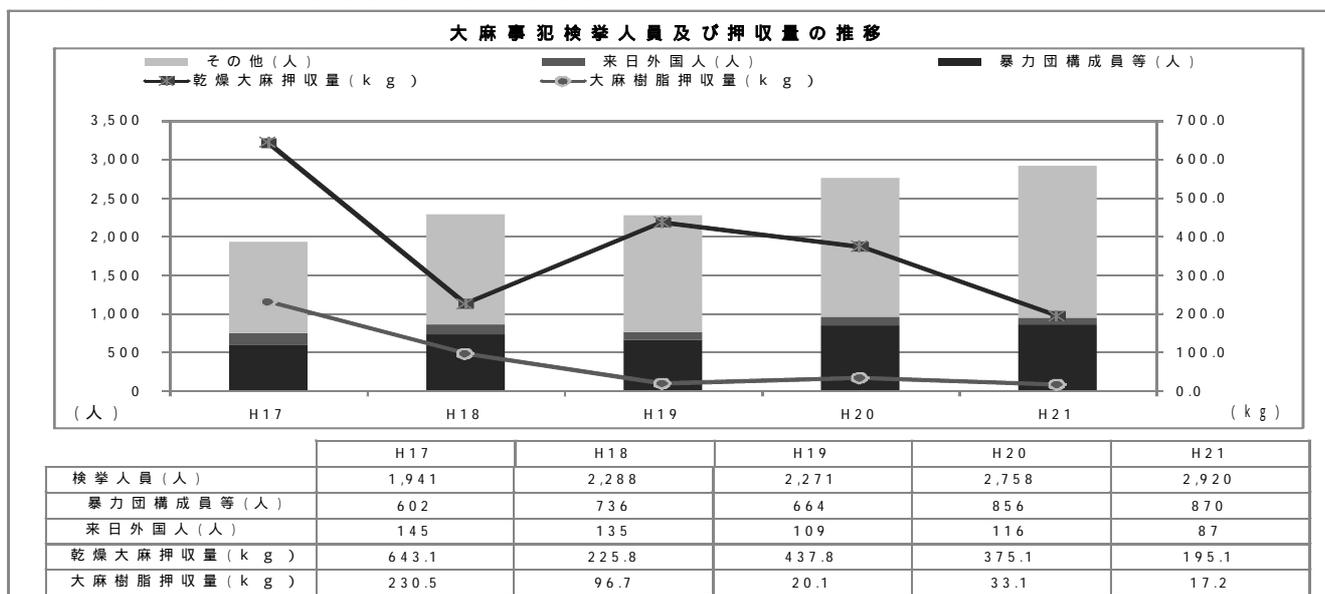


(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、2,920人（+162人、+5.9%）と増加した。そのうち、暴力団構成員等は870人（+14人、+1.6%）とわずかに増加したが、来日外国人は87人（-29人、-25.0%）と大幅に減少した。また、乾燥大麻にかかる検挙人員は、2,216人（+126人、+6.0%）と増加したが、大麻樹脂にかかる検挙人員は73人（-38人、-34.2%）と減少した。[図表2-3参照]

また、押収量については、大麻草が10,419本（+6,512本、+166.7%）と大幅に増加したが、乾燥大麻195.1kg（-180.0kg、-48.0%）及び大麻樹脂17.2kg（-15.9kg、-48.0%）は大幅に減少した。

図表2-3 大麻事犯検挙人員及び押収量の推移



(3) 麻薬及び向精神薬事犯

麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は 344 人 (-147 人、-30.0%) と大幅に減少した。そのうち暴力団構成員等は 99 人 (-20 人、-16.8%) と減少し、また、来日外国人も 57 人 (-35 人、-38.0%) と大幅に減少した。

また、押収量については、MDMA 等合成麻薬は 85,688 錠 (-131,484 錠、-60.5%) と大幅に減少、コカインは 11.3kg (+5.8kg、+105.5%)、ヘロインは 1.2kg (+0.2kg、+20.0%) と増加した。

各薬物別に見ると次のとおりである。

1 MDMA等合成麻薬

MDMA 等合成麻薬事犯の検挙人員は 107 人 (-174 人、-61.9%) と大幅に減少した。そのうち、暴力団構成員等は 28 人 (-56 人、-66.7%)、来日外国人の検挙人員は 13 人 (-21 人、-61.8%) であった。

2 コカイン

コカイン事犯の検挙人員は 116 人 (+18 人、+18.4%) と増加した。そのうち暴力団構成員等は 36 人 (+18 人、+100.0%)、来日外国人は 28 人 (-4 人、-12.5%) であった。

3 ヘロイン

ヘロイン事犯の検挙人員は 15 人 (+2 人、+15.4%) と増加した。そのうち、暴力団構成員等は 4 人 (+4 人)、来日外国人は 11 人 (-2 人、-15.4%) であった。

(4) あへん事犯

あへん事犯の検挙人員は 28 人 (+14 人、+100.0%) と倍増した。そのうち、来日外国人は 7 人 (+5 人、+250.0%) であったが、暴力団構成員等の検挙はなかった。

また、押収量については、3.2kg (-3.4kg、-51.5%) であった。

3 主な薬物事犯の傾向、特徴

(1) 年齢別検挙人員

全薬物事犯における年齢別の検挙人員は 50 歳以上が 1,753 人 (+170 人、+10.7%)、40 歳代が 3,368 人 (+302 人、+9.8%)、30 歳代が 5,229 人 (+352 人、+7.2%)、20 歳代が 4,115 人 (-140 人、-3.3%) であった。20 歳未満(以下、「少年」という。)及び 20 歳代の若年層の比率は年々減少傾向にあり、それ以外の年齢層の比率が増加傾向にある。各薬物毎の検挙人員の年齢別概況については以下のとおりである。[図表 2-4 参照]

1 覚せい剤事犯

年齢別の検挙人員は、20 歳代を除く各年齢層で増加した。年齢別構成比率は 30 歳代以上の年齢層がそれぞれわずかに上昇したが、少年及び 20 歳代の若年層がわずかに低下し、同年代の検挙人員は、全体の 22.6% (前年比-2.4 ポイント) であり、その比率の下降傾向が続いている。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生は 6 人 (-2 人)、高校生は 25 人 (-9 人) といずれも減少した。また、大学生(成人を含む)については、26 人 (+8 人) であった。

2 大麻事犯

年齢別の検挙人員は、20 歳代が 1,580 人 (+77 人、+5.1%)、30 歳代が 805 人 (+128 人、+18.9%)、50 歳以上が 87 人 (+5 人、+6.1%) と増加したが、少年は 211 人 (-16 人、-7.0%)、40 歳代が 237 人 (-32 人、-11.9%) と減少した。年齢別構成比は、30 歳代が 27.6% (+3.1 ポイント) と上昇したが、20 歳代は 54.1% (-0.4 ポイント)、少年は 7.2% (-1.0 ポイント) とわずかに低下した。この結果、少年及び 20 歳代の若年層の比率が 61.3% (-1.4 ポイント) と低下したが、大麻事犯全体の約 6 割を占めており、依然として高い比率で推移している。

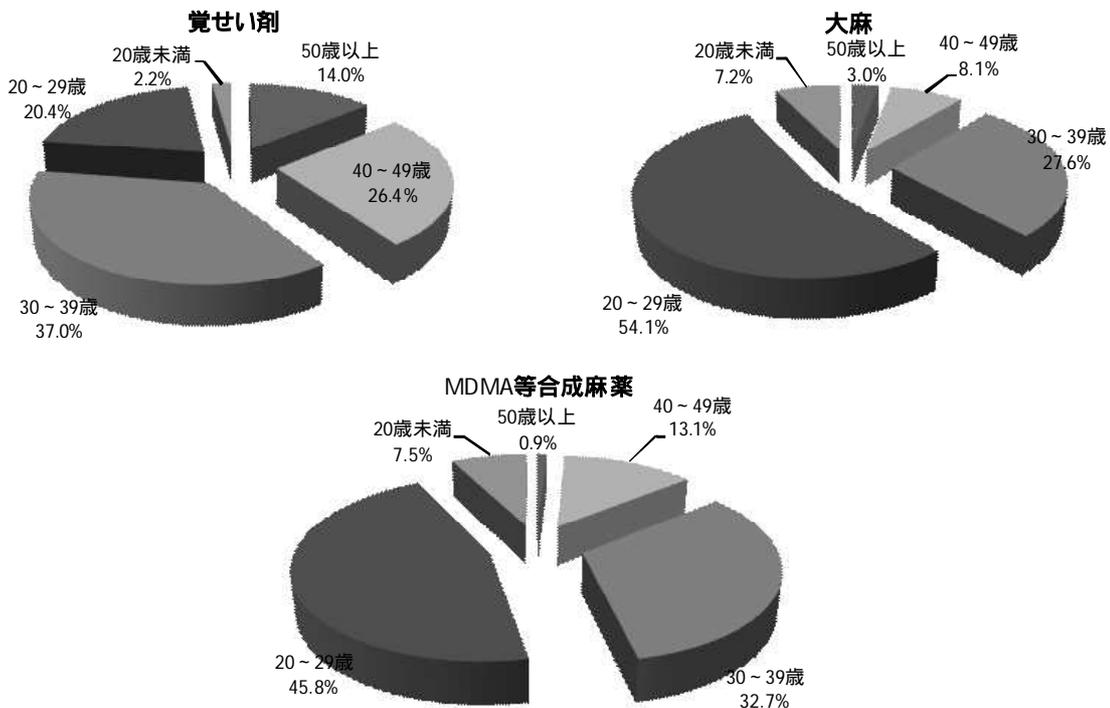
なお、少年の検挙人員のうち、中学生は 5 人 (+3 人)、高校生は 34 人 (-14 人) であった。また、大学生(成人を含む)は 81 人 (-8 人) であった。

3 MDMA等合成麻薬事犯

年齢別の検挙人員は、少年が 8 人 (-17 人、-68.0%)、20 歳代が 49 人 (-102 人、-67.5%)、30 歳代が 35 人 (-36 人、-50.7%)、40 歳代が 14 人 (-11 人、-44.0%)、50 歳以上が 1 人 (-8 人、-88.9%) と各年齢層で減少した。少年及び 20 歳代の若年層の比率は 53.3% (-9.3 ポイント) と低下したが、全体の 5 割以上を占めており、大麻事犯と同様、依然として高率で推移している。

なお、少年の検挙人員のうち、中学生、高校生の検挙はなかった。また、大学生 (成人を含む) の検挙人員は 2 人 (-2 人) であった。

図表2-4 主な薬物事犯(覚せい剤・大麻・MDMA)検挙人員の年齢別構成比率(H21)



(2) 主な薬物事犯別初犯者の構成比率

全薬物事犯の検挙人員のうち初犯者数は、7,683 人 (前年比+33 人、+0.4%) であり、初犯者の構成比率は 51.4% (-2.1 ポイント) とわずかに低下した。また、少年の初犯者数は 408 人 (-45 人、-9.9%) と減少し、初犯者全体に占める構成比率は 5.3% (-0.6 ポイント) とわずかに低下した。主な薬物事犯検挙人員の年齢別初犯者概況は以下のとおりである。[図表 2-5 参照]

1 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯検挙人員のうち初犯者数は、4,890 人 (+53 人、+1.1%) と増加したが、初犯者の構成比率は、42.0% (-1.9 ポイント) と低下した。

年齢別では、30 歳代が 1,927 人 (+63 人、+3.4%)、40 歳代が 935 人 (+128 人、+15.9%) と増加したが、少年が 209 人 (-2 人、-0.9%)、20 歳代が 1,528 人 (-123 人、-7.5%)、50 歳以上が 291 人 (-13 人、-4.3%) と減少した。

覚せい剤事犯の初犯者の構成比率は、平成 19 年以降、下降傾向で推移しており、覚せい剤事犯の検挙人員に占める再犯者の割合は約 6 割となっている。

2 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員のうち初犯者数は、2,475 人 (+116 人、+4.9%) であった。大麻事犯における初犯者の構成比率は 84.8% (-0.7 ポイント) とわずかに低下したが、依然として高水準にある。

年齢別では、20 歳代が 1,390 人 (+59 人、+4.4%)、30 歳代が 660 人 (+91 人、+16.0%)、50

歳以上が 55 人 (+3 人、+5.8%) と増加したが、少年が 185 人 (-26 人、-12.3%)、40 歳代が 185 人 (-11 人、-5.6%) と減少した。

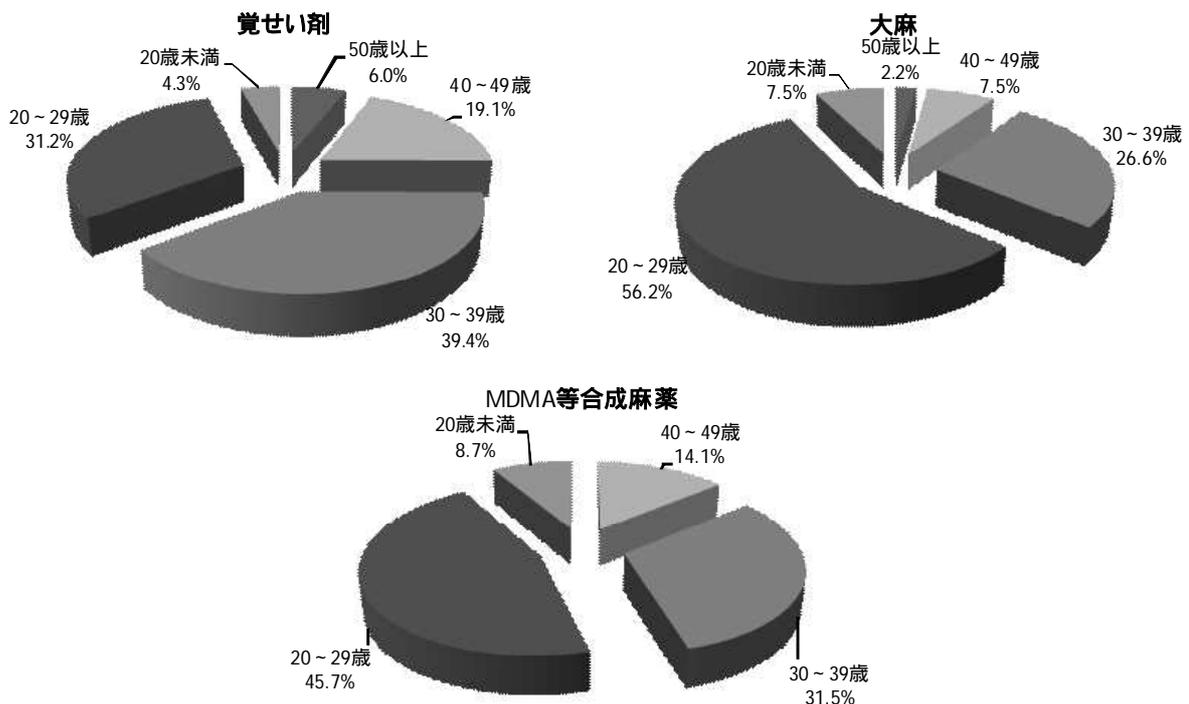
3 MDMA等合成麻薬事犯

MDMA 等合成麻薬事犯検挙人員のうち初犯者数は 92 人 (-160 人、-63.5%) であり、初犯者の構成比率は 86.0% (-3.7 ポイント) と低下したが、大麻事犯同様に高率で推移している。

年齢別では、少年が 8 人 (-17 人、-68.0%)、20 歳代が 42 人 (-95 人、-69.3%)、30 歳代 29 人 (-34 人、-54.0%)、40 歳代が 13 人 (-6 人、-31.6%)、50 歳以上が 0 人 (-8 人、-100%) と全年齢層で低下した。

また、少年及び 20 歳代の若年層の構成比率は年々低下傾向にあり、平成 21 年中は 54.3% (-10.0 ポイント) であった。

図表2-5 主な薬物事犯(覚せい剤・大麻・MDMA)検挙人員 初犯者の年齢別構成比率(H21)



4 密輸入事犯

(1) 全般的検挙状況等

平成 21 年中の薬物密輸入事件の検挙件数は 260 件 (前年比+61 件、+30.7%)、検挙人員は 321 人 (+85 人、+36.0%) といずれも大幅に増加した。薬物事犯別では、覚せい剤事犯が 164 件 (+87 件、+113.0%)、219 人 (+122 人、+125.8%) と大幅に増加したが、大麻事犯が 45 件 (-35 件、-43.8%)、48 人 (-37 人、-43.5%)、MDMA 等合成麻薬事犯が 14 件 (-5 件、-26.3%)、17 人 (-10 人、-37.0%) と大幅に減少した。[図表 2-6 参照]

なお、コカイン事犯は 9 件 (+2 件、+28.6%)、12 人 (+3 人、+33.3%)、ヘロイン事犯は 4 件 (+1 件、+33.3%)、6 人 (+4 人、+200.0%)、あへん事犯は 4 件 (+3 件、+300.0%)、2 人 (±0 人) であった。

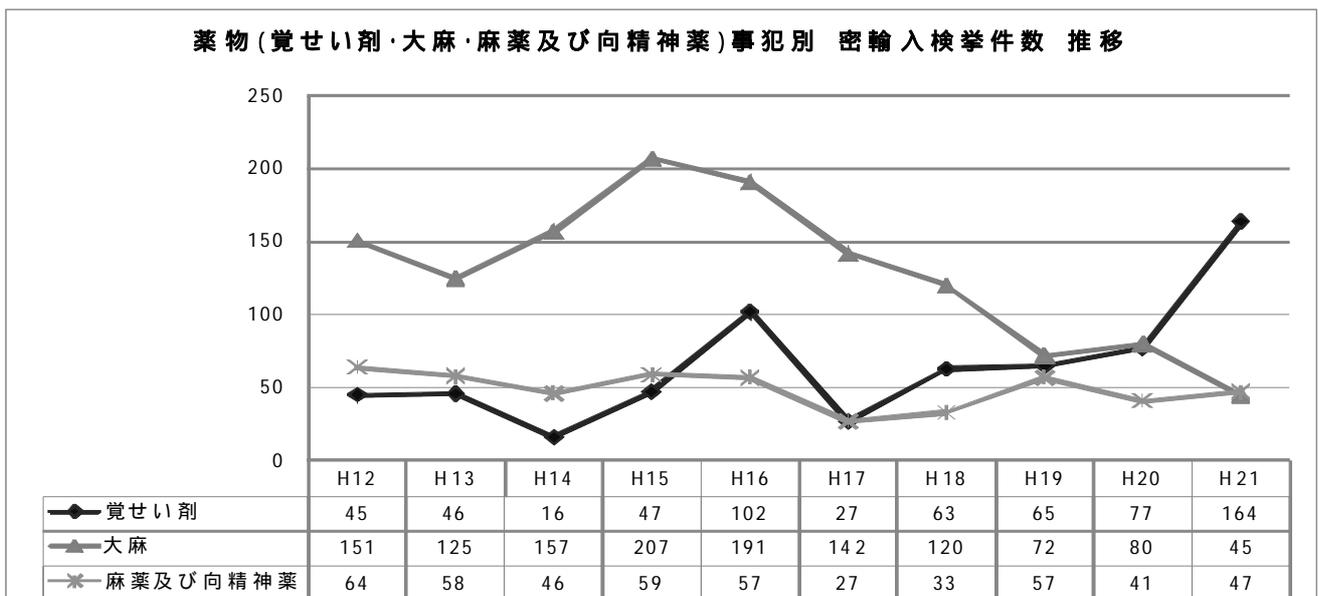
覚せい剤密輸入事件を態様別に見ると、旅行客を装った航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入の割合が高く、例年約 4 ~ 7 割を占めているが、平成 21 年中は 164 件のうち 127 件と約 8 割 (77.4%) を占めた。また、その手口はスーツケースの底を二重に細工するなどして数百グラムから数キログラムを隠匿するものが大半であるが、靴下や下着内等への身体隠匿、嚙下など体内隠匿、土産物の箱内への隠匿等も見られた。

船舶利用による密輸入も4件の検挙があり、そのうちの1件は約120kgの大量密輸入事件であった。

大麻密輸入事件を態様別に見ると、例年航空機利用による携帯密輸の割合が4～6割を占めているが、平成21年中は45件のうち国際宅配便利用の密輸が22件(48.9%)で、航空機利用による携帯密輸15件(33.3%)を上回っている。密輸入の手口は、国際宅配便では菓子缶内への隠匿などで、航空機利用の携帯密輸ではスーツケースの底を二重に細工するなどして隠匿するものが多い。

MDMA密輸入事件を違反態様別に見ると、航空機利用による携帯密輸が3件(60.0%)、国際宅配便が2件(40.0%)となっている。

図表2-6 密輸入事犯検挙件数の推移



- 1 「麻薬及び向精神薬」の件数は、MDMA等合成麻薬、コカイン及びヘロインの件数の合計である。
- 2 「密輸入」とは、単純密輸入及び営利目的密輸入をいう。

(2) 仕出し国別検挙状況

1 覚せい剤

覚せい剤密輸入事件の仕出し国については、検挙件数164件のうち中国が54件(32.9%)と約3分の1を占め、次いでマレーシア15件(9.1%)、香港12件(7.3%)、台湾11件(6.7%)などとなっている。[図表2-7参照]

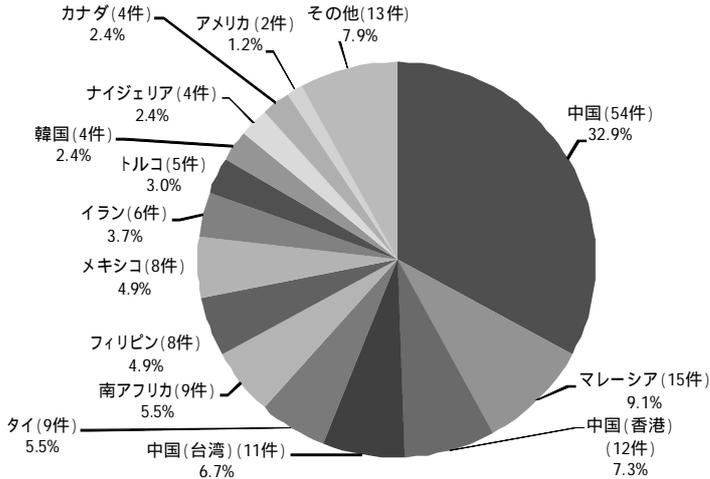
従来の覚せい剤密輸入事件における仕出し国をみると、中国や東南アジア、北アメリカの各国が主流であるが、平成21年中は、アフリカや中近東諸国、メキシコなど過去見られなかった、あるいは極めて少なかった国からの密輸入も増加し、仕出し国が多様化している状況が見受けられる。また、韓国などの第三国を経由した密輸入事犯も多くなっている。その他、平成19年以降、国内の利用空港の地方への拡散化傾向も見られる。

2 大麻

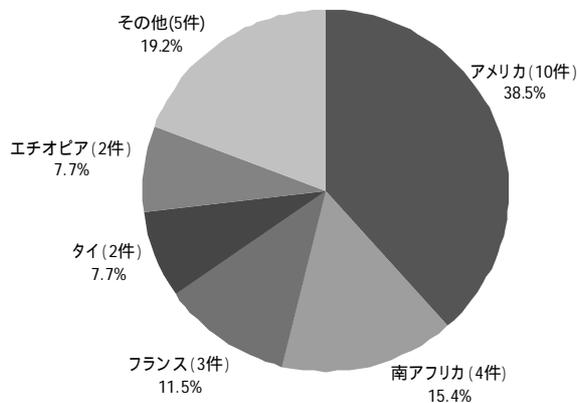
大麻密輸入事件の仕出し国については、アメリカが11件(24.4%)、インドが7件(15.6%)、タイが6件(13.3%)などとなっている。

そのうち、乾燥大麻については、アメリカが10件(38.5%)で最も多く、大麻樹脂については、インドが7件(46.7%)で最多となっている。[図表2-8参照]

図表2-7 覚せい剤密輸入事件における仕出し国構成



図表2-8 乾燥大麻密輸入事件における仕出し国構成



《コラム》～警察と関係機関連携により船舶による覚せい剤大量密輸入事件を検挙～

平成21年2月7日、しょう戒中の海上保安庁航空機が四国沖において外国漁船様の不審な船舶を発見、以降動静を監視したところ、同船搭載のゴムボートが室戸市椎名漁港に着岸、ポストンバック4個を置き、再度母船向け航走を開始した。

本件通報を受け、現場に急行した警察官が同ポストンバックを確認したところ、覚せい剤約120kgであることが判明、その後、緊急配備により同覚せい剤を受け取りに来た逃走中の被疑者3名を確保、営利目的覚せい剤譲受未遂事実で通常逮捕した。

一方、船舶側被疑者6名については、海上保安庁巡視船が追跡捕捉し、現行犯逮捕したものであり、覚せい剤の大量押収と本件密輸入事件の海陸実行犯全員を検挙した。

その後の捜査により、本密輸入事件の共犯被疑者として稲川会系傘下組織の幹部の男(30)ほか3名を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕するとともに、関係場所から覚せい剤約2.4kgを押収した。

本件は、警察、海上保安庁、税関等関係機関連携により、約120kgという大量の覚せい剤を水際で押収し、全国への拡散を防止するとともに、現場においては、陸側の荷受け役及び海側の運搬役の被疑者全員を一網打尽に検挙し、その後の捜査により暴力団組織幹部を共犯被疑者として逮捕するなど、薬物犯罪組織に極めて大きな打撃を与えたものである。

5 来日外国人による薬物事犯の検挙状況

(1) 国籍等別検挙状況

平成 21 年中の来日外国人の薬物検挙人員は 577 人（前年比-45 人、-7.2%）と減少し、2 年連続減少した。薬物別では覚せい剤事犯が 426 人（+14 人、+3.4%）あへん事犯が 7 人（+5 人、+250.0%）と増加したが、大麻事犯が 87 人（-29 人、-25.0%）麻薬及び向精神薬事犯が 57 人（-35 人、-38.0%）と大幅に減少した。

来日外国人の国籍等別の薬物事犯検挙状況は、イラン人が 93 人（-23 人、-19.8%）フィリピン人が 57 人（-11 人、-16.2%）ブラジル人が 103 人（-26 人、-20.2%）とそれぞれ減少した。これら三か国合計の検挙人員は 253 人（-60 人、-19.2%）で、来日外国人による全薬物事犯の検挙人員の 43.8%（-6.5 ポイント）を占めた。[図表 2-9 参照]

覚せい剤事犯については、これら三か国で来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員の 49.8%（-10.9 ポイント）を占めている。その他の国籍等別の薬物事犯の検挙人員は、中国人 41 人（-6 人、-12.8%）タイ人 32 人（-4 人、-11.1%）中国(台湾)人 25 人（+16 人、+177.8%）韓国人 23 人（-2 人、-8.0%）アメリカ人 22 人（-10 人、-31.3%）などとなっている。

大麻事犯については、ブラジル人が 20 人（-11 人、-35.5%）アメリカ人が 13 人（-5 人、-27.8%）ベトナム人 8 人（+7 人、+700.0%）などとなっている。

図表2-9 来日外国人による薬物事犯別、国籍別検挙人員の推移

	H 2 0	H 2 1	H 2 0	H 2 1	H 2 0	H 2 1	H 2 0	H 2 1	H 2 0	H 2 1
	総数		覚せい剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯		あへん事犯	
計	6 2 2	5 7 7	4 1 2	4 2 6	1 1 6	8 7	9 2	5 7	2	7
イラン	1 1 6	9 3	1 0 1	8 5	1 0	2	3	3	2	3
フィリピン	6 8	5 7	6 1	5 3	6	3	1	1		
ブラジル	1 2 9	1 0 3	8 8	7 4	3 1	2 0	1 0	9		
韓国	2 5	2 3	1 6	1 7	2	5	7	1		
中国	4 7	4 1	3 2	3 5	3	2	1 2	4		
中国(台湾)	9	2 5	8	2 0	1	2		3		
中国(香港等)	8	1 2	5	1 0	2		1	2		
タイ	3 6	3 2	3 4	3 2	2					
ベトナム	1 4	2 0	1	7	1	8	1 2	5		
マレーシア	3	5	3	4		1				
イギリス	1 3	1 0	4	6	6	1	3	3		
フランス	5	3	2	1	1		2	2		
オランダ	7	2	5				2	1		1
アメリカ	3 2	2 2	7	4	1 8	1 3	7	5		
カナダ	1 2	1 6	4	1 0	4	5	4	1		
ペルー	9	1 3	5	4	3	1	1	8		
コロンビア	6	2	4	2	1		1			
ナイジェリア	5	1 0		6		4	5			
その他	7 8	8 8	3 2	5 6	2 5	2 0	2 1	9		3

(2) 営利犯の検挙状況

覚せい剤事犯における営利犯（麻薬特例法を除く。）のうち、来日外国人の検挙人員は 191 人（+63 人、+49.2%）で営利犯全体の 25.1%を占めている。そのうち密輸入が 94 人（49.2%）を占める。

国籍別では、イラン人が 67 人と最も多く、違反態様別では、密輸入事犯が 1 人、所持事犯が 34 人、譲渡事犯が 30 人、譲受事犯が 1 人となっている。覚せい剤の検挙人員が多いフィリピン人、ブラジル人については単純使用及び単純所持事犯が大半を占め、営利犯の比率は低くなっている。

覚せい剤事犯における営利犯の比率が高い中国人、台湾人、香港人については、そのほとんどが密輸入事犯に係るものであり、イラン人とは対照に、覚せい剤の密輸入事犯に関与している状況がうかがえる。

平成 21 年中の来日外国人による覚せい剤事犯の密輸入を除く営利犯は 97 人であり、そのうち、イラン人が 66 人、次いで中国人が 15 人となっており、この二か国で来日外国人全体の 83.5%を占めている。

銃器情勢

1 概観

平成 21 年中における銃器情勢は、

- 銃器発砲事件^{*1}の発生件数は減少し、特に、対立抗争等の暴力団構成員等による銃器発砲事件は大幅に減少した。
- 銃器使用事件の発生は、全体的に減少しているが、強盗が大幅に増加し、殺人やその他の事件は大幅に減少した。
- けん銃^{*2}の押収丁数は減少し、暴力団構成員等からの押収も減少した。
- けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は減少し、暴力団構成員等の検挙人員も減少した。

などが挙げられ、発砲や銃器使用事件は減少しているものの、暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の減少や武器庫摘発の減少などにみられるように、暴力団構成員等による隠匿方法の巧妙化や分散など、銃器潜在化の傾向が進んでいる。このような状況を踏まえ、更なる捜査力の向上と潜在的けん銃の摘発に向けた情報収集に努め、暴力団等犯罪組織の壊滅と実態解明に向けた組織犯罪対策を推進する必要がある。

* 1 : 「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属製弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう。(過失及び自殺を除く)

* 2 : 「けん銃」とは、装薬銃砲であり、肩付けをせず、片手で保持して、照準、発射できる形態を持ち、人の殺傷に適するように造られたものをいい、金属製弾丸の発射機能を有しており、人畜に殺傷を加えるに足りる程度の威力を有しているものをいう。

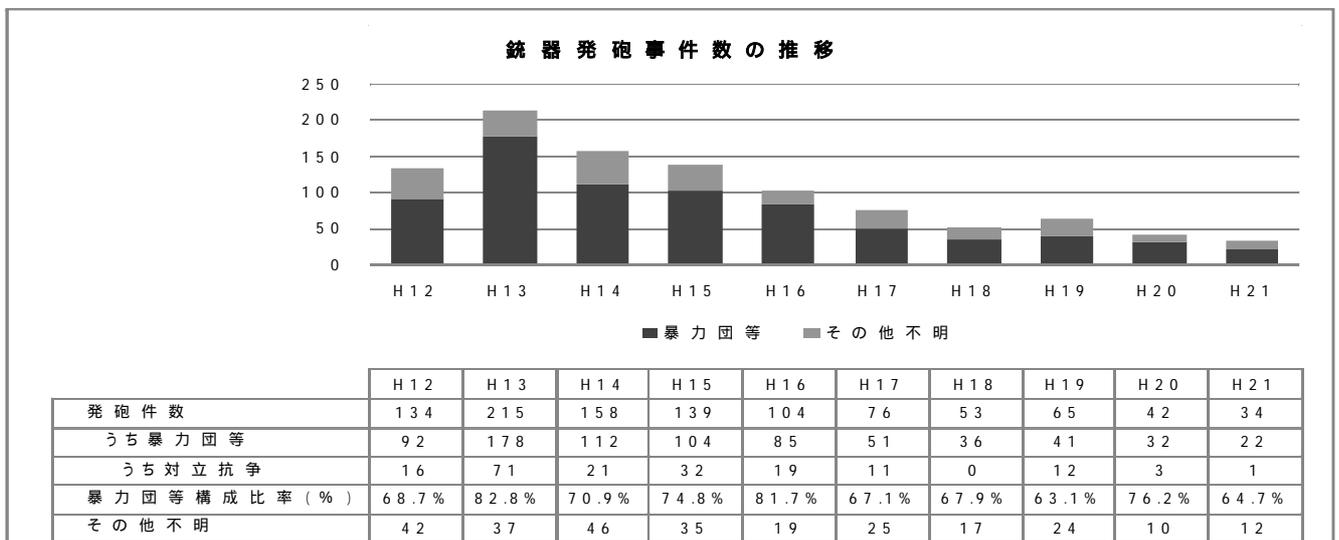
2 検挙状況

(1) 銃器発砲事件

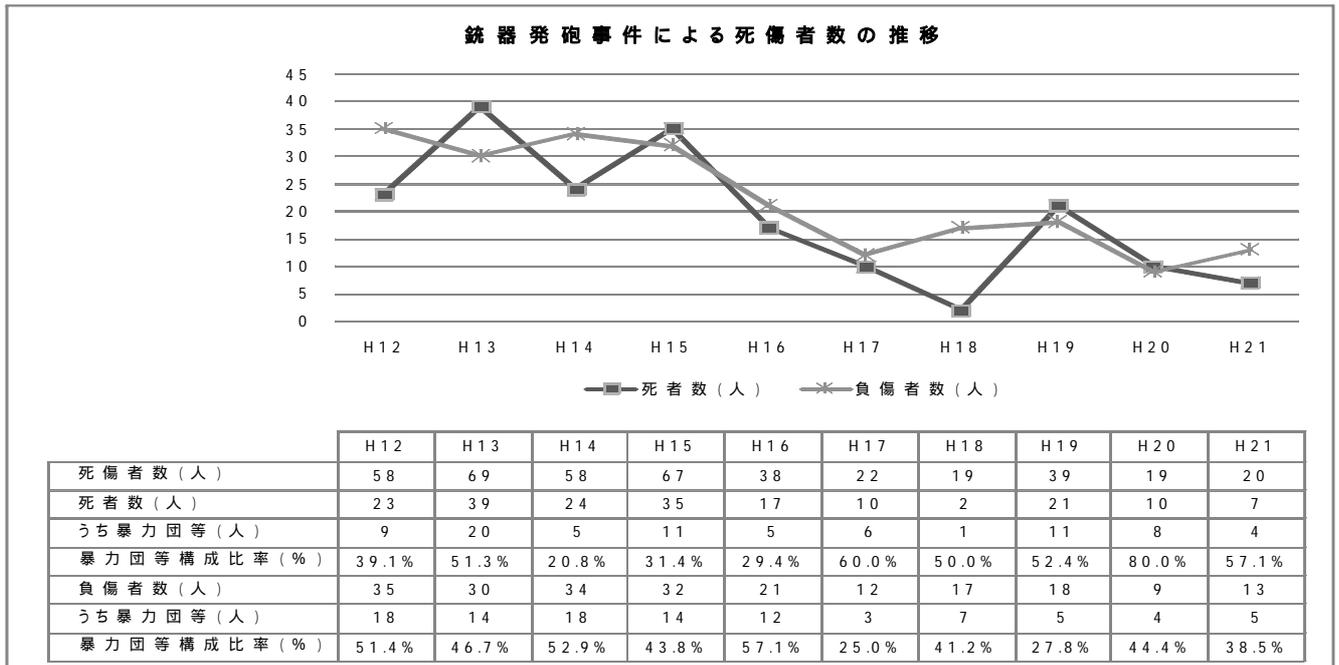
平成 21 年中の銃器発砲事件の発生件数は、34 件(前年比-8 件、-19.0%)と減少したものの、死傷者数は 20 人(+1 人、+5.3%)とわずかに増加した。また、暴力団等による犯行とみられる発生は 22 件(-10 件、-31.3%)と大幅に減少し、暴力団構成員等の死傷者数も 9 人(-3 人、-25.0%)と減少した。

過去 10 年間における銃器発砲事件の発生状況の推移を見ると、平成 13 年をピークに減少傾向にあり、平成 21 年は平成 13 年の 1/6 以下、平成 17 年と比較しても半減している。死傷者数は、平成 13 年以降減少傾向にあり、銃器発砲を伴った暴力団組織の対立抗争が多発した平成 19 年を除き、ここ 5 年はほぼ横ばいで推移している。[図表 2-10・2-11 参照]

図表2-10 銃器発砲事件数の推移

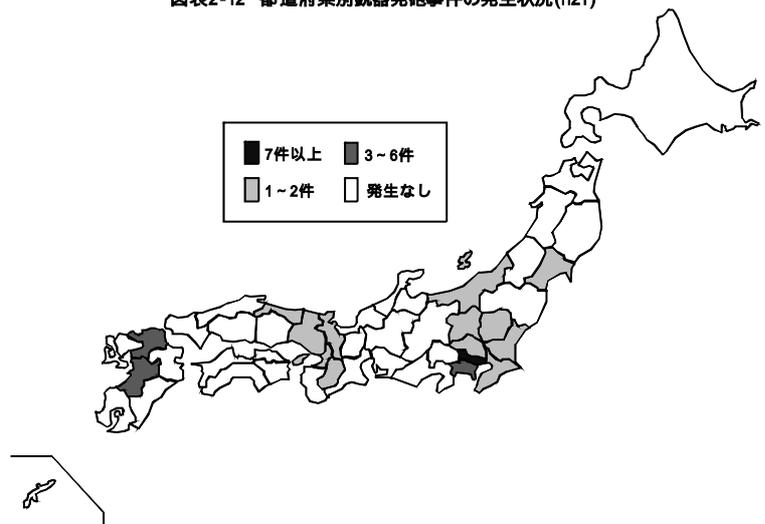


図表2-11 銃器発砲事件による死傷者数の推移



図表2-12 都道府県別銃器発砲事件の発生状況(H21)

なお、銃器発砲事件の発生状況を都道府県別に見ると、東京都が9件と最も多く、次が福岡県で4件、熊本県及び神奈川県で3件発生しており、その他、主に関東及び関西地区で発生している。[図表2-12参照]



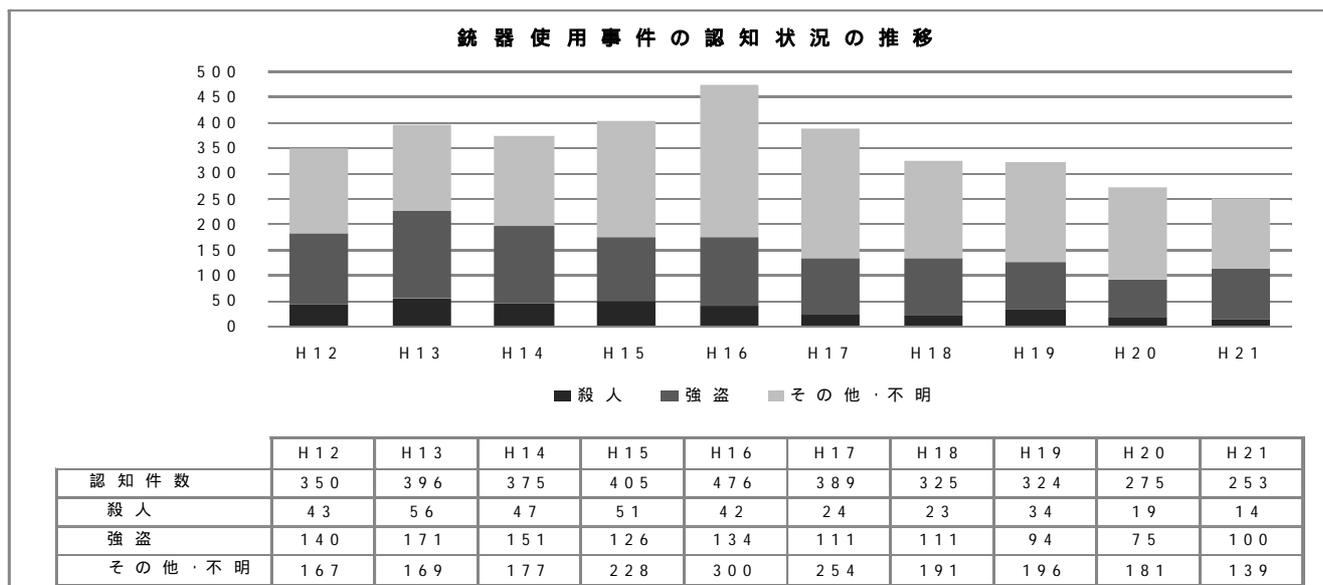
(2) 銃器使用事件の認知状況

平成21年中の銃器使用事件の認知件数^{*}は、253件(前年比-22件、-8.0%)と減少した。

過去10年間では、平成16年までは増加傾向であったが、ここ5年間は減少傾向で推移している。罪種別では、強盗が100件(+25件、+33.3%)と増加したが、殺人は14件(-5件、-26.3%)、殺人、強盗以外は139件(-42件、-23.2%)といずれも大幅に減少した。[図表2-13参照]

^{*} 「銃器使用事件の認知件数」とは、犯罪供用物として「銃砲」及び「銃砲様のもの」を使用したものの認知件数をいう。
「銃砲」とは、銃刀法第2条第1項において定義された、「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」をいう。
「銃砲様のもの」とは、けん銃らしきものを突きつけ、見せるなどして犯行に及ぶ事件において、被害者、参考人等の供述によりけん銃と推定されるものをいう。

図表2-13 銃器使用事件の認知状況の推移



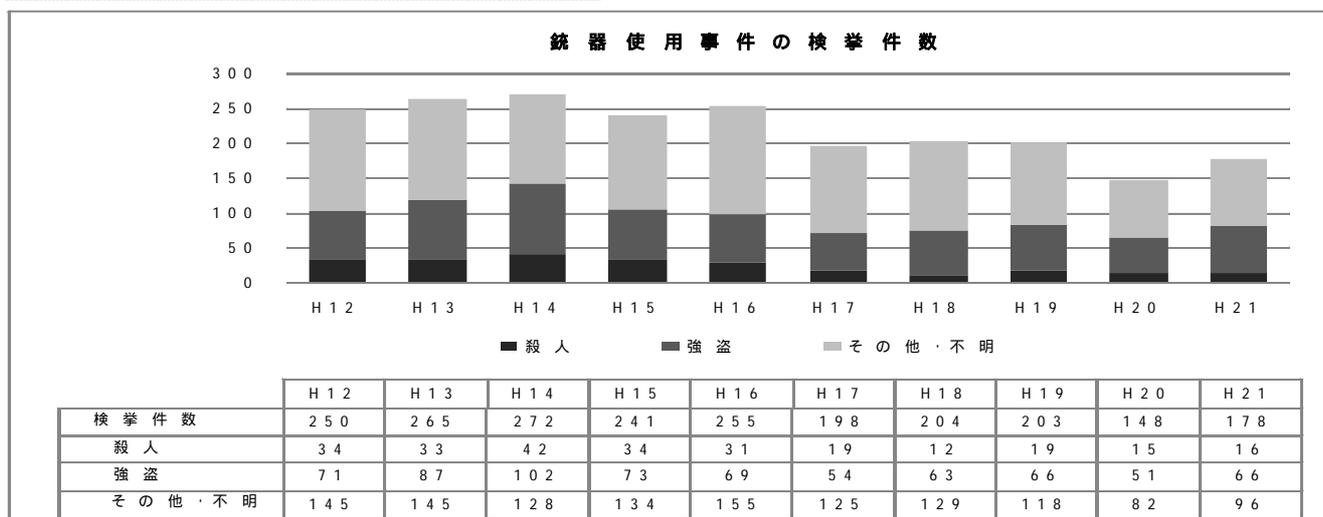
(3) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数*は、178件(+30件、+20.3%)と大幅に増加し、暴力団構成員等の検挙件数も64件(+22件、+52.4%)と大幅に増加した。

罪種別では、殺人が16件(+1件、+6.7%)、強盗が66件(+15件、+29.4%)、殺人、強盗以外が96件(+14件、+17.1%)とそれぞれ増加した。また、暴力団構成員等の検挙件数を罪種別にみると、殺人が14件(+4件、+40.0%)、強盗が21件(+6件、+40.0%)、殺人、強盗以外が29件(+12件、+70.6%)とそれぞれ大幅に増加した。[図表2-14参照]

* 「銃器使用事件の検挙件数」とは、犯罪供用物として銃砲又は模造けん銃等を使用したものの検挙件数(模造けん銃等には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具のけん銃を含む)をいう。

図表2-14 銃器使用事件の検挙状況の推移



(4) けん銃事犯取締状況

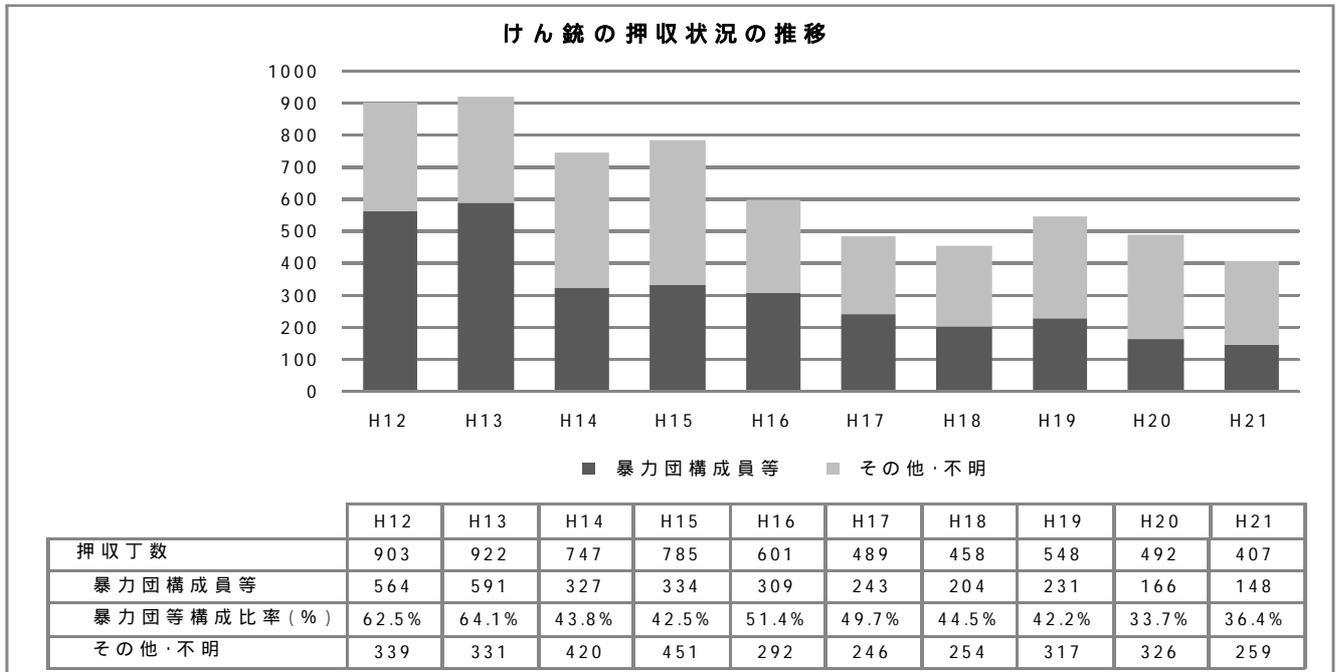
1 けん銃の押収状況

けん銃の押収丁数は407丁(前年比-85丁、-17.3%)と減少し、このうち、真正けん銃は379丁(構成比率93.1%、うち密造けん銃は25丁)、改造けん銃は28丁(6.9%)であった。

暴力団構成員等からの押収は148丁(-18丁、-10.8%)、その他・不明の押収は259丁(-67丁、-20.6%)とそれぞれ減少した。[図表2-15参照]

近年、押収丁数は減少しているものの、けん銃等を使用した凶悪事件は後を絶たず、また、暴力団組織については、組織防衛の強化に伴う情報入手の困難化やけん銃等を組織と表向きには関係のない第三者に預けたり、第三者名義でレンタルボックスを借りて隠匿するなど隠匿方法の巧妙化や分散化など予断を許さない状況にあることから、引き続き潜在するけん銃等の摘発に向けた取組みを強化する必要がある。

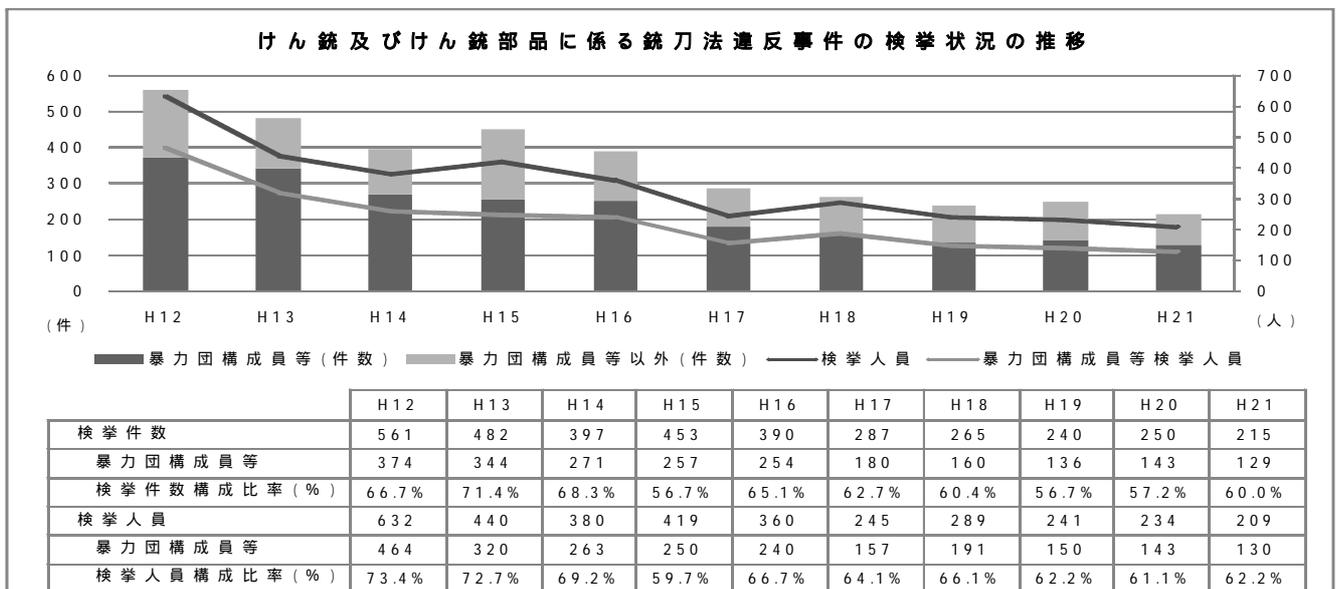
図表2-15 けん銃の押収状況の推移



2 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、けん銃及びけん銃部品に係る検挙件数は215件(前年比-35件、-14.0%)、検挙人員も209人(-25人、-10.7%)と減少した。このうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は129件(-14件、-9.8%)、検挙人員も130人(-13人、-9.1%)と減少した。[図表2-16参照]

図表2-16 けん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移



第3 平成21年の来日外国人犯罪情勢の概要

1 概観

来日外国人犯罪の総検挙件数・人員は、警察、入国管理局等における各種取組みもあり、過去数年減少傾向にある。平成21年中は、前年に比べ総検挙件数、人員は減少したが、刑法犯検挙状況を見ると、検挙件数は前年に引き続き約1割減少したものの、平成17年以来減少を続けていた検挙人員は増加に転じている。

過去20年間の長期的な検挙状況の推移を5年間ごとの平均値で見ると、直近の5年間は、前期と同様に高水準で推移しており、各年ごとの総検挙件数は、平成6年に2万件を超えて以来、2万件台から4万件台で推移し、平成初期以前の1万件・5,000人以下の検挙水準を大きく超える状況が継続している。

また、来日外国人犯罪の動向を10年前（平成11年）と比較すると、

- 国籍別の総検挙件数・人員は中国が最多の状況が継続し、ベトナム、フィリピン等の総検挙件数・人員が増加
- 罪種別では、凶悪犯の検挙件数・人員が減少する一方、知能犯及び粗暴犯の検挙件数・人員、侵入盗の検挙件数が増加
- 共犯事件の割合が増加し、特に、4人組以上による犯行が3割増加
- 在留資格別検挙人員は、正規滞在者の割合が増加し、特に、研修、留学及び定住者の割合が増加

という特徴がある。

なお、平成21年の検挙状況を前年と比較すると、4年連続で減少していた凶悪犯の検挙件数・人員が増加に転じ、窃盗犯の検挙人員、知能犯の検挙件数・人員が増加している状況がある。

さらに、近年は、国際犯罪組織が相互に利益を求めて世界的規模で連携し、あるいは世界的規模で犯罪を敢行するなどの状況が見られ、このようなグローバルな国際犯罪組織の我が国への浸透、犯罪組織構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった、平成の初期に見られた単発的な来日外国人犯罪とは全く異質な、犯罪のグローバル化というべき状況が現れており、治安に対する重大な脅威となりつつあるほか、これら国際犯罪組織と暴力団等が連携して組織窃盗や支払用カード偽造を敢行する事例のように組織構成の多様化が進行するとともに、地下銀行、偽装結婚等に加え、不法在留等の来日外国人に対し日本人が住居斡旋をする事例、不法在留者専用の大規模な地下タクシーの事例のような、様々な形態の犯罪インフラ事犯が出現するなど、来日外国人犯罪を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあり、我が国の治安上大きな問題となっているため、今後とも取締りの強化等一層の取組みが必要である。

注：本編掲載の統計資料は、警察庁(国際捜査管理官)の集計による

2 平成21年中の検挙状況

(1) 総検挙状況

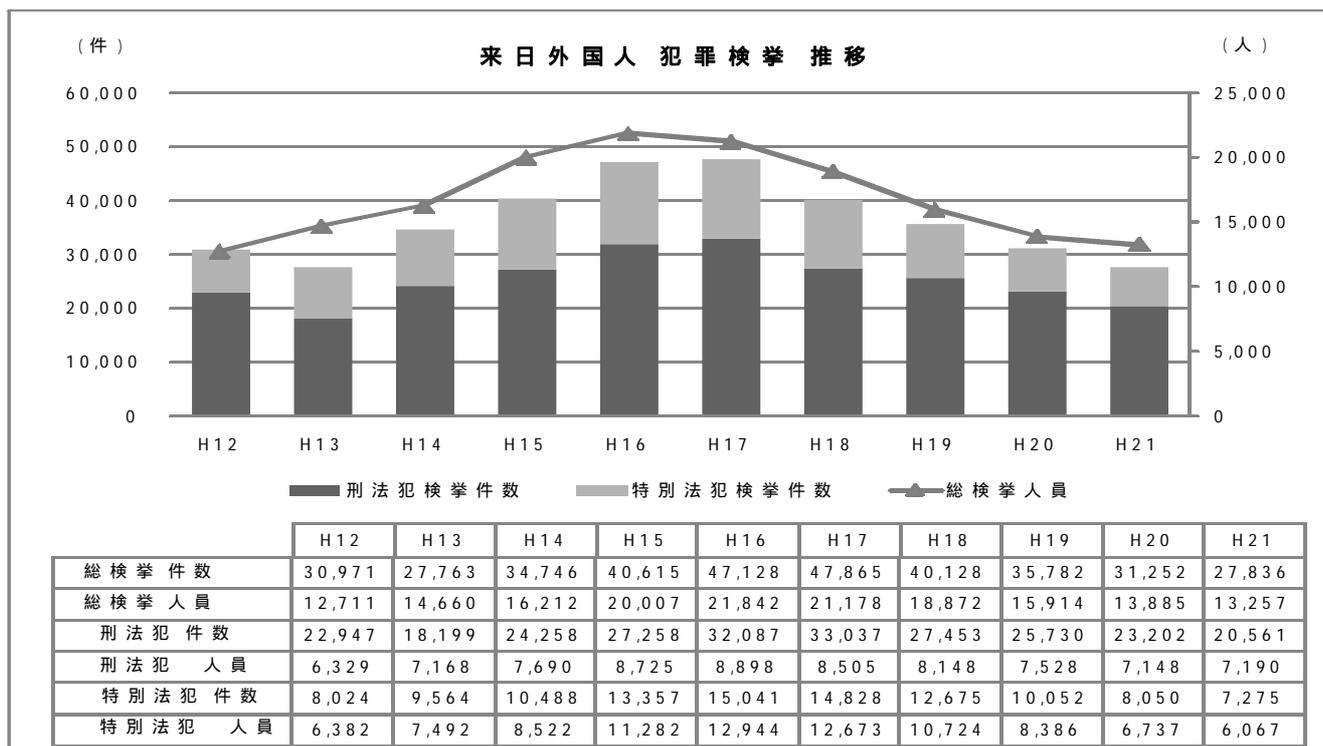
平成21年中の来日外国人犯罪(刑法犯及び特別法犯)の総検挙件数、人員は、27,836件、13,257人で、前年と比べると、件数で3,416件(10.9%)減少、人員で628人(4.5%)減少した。

刑法犯の検挙件数、人員は、20,561件、7,190人、特別法犯の検挙件数、人員は、7,275件、6,067人で、前年と比べると、刑法犯が2,641件(11.4%)減少、42人(0.6%)増加、特別法犯が775件(9.6%)減少、670人(9.9%)減少した。

総検挙の推移を見ると、検挙件数は平成17年を、検挙人員は平成16年をそれぞれピークとして減少している。しかし、来日外国人犯罪が顕著に増加する直前の平成2年(検挙件数6,345件、検挙人員4,770人)と比較すると、検挙件数が約4.4倍、検挙人員が2.8倍となっている。

過去、10年間の推移を見ると、検挙件数及び検挙人員ともに平成13年から平成17年までは増加傾向にあったが、平成18年以降減少傾向となり、平成21年の検挙件数は平成13年とほぼ同水準となっている。[図表3-1参照]

図表3-1 来日外国人の犯罪検挙 推移(過去10年間)



(2) 国籍等別総検挙状況

平成 21 年中の来日外国人に係る国籍等別検挙状況は、中国（台湾、香港等を除く。以下、同じ。）が総検挙件数で 12,572 件(構成比 45.2%)、人員で 4,812 人(同 36.3%)と、最多の状況が継続している。[図表 3-2 参照]

図表3-2 国籍等別検挙状況(平成21年)

	検挙件数			構成比		検挙人員			構成比
	刑法犯	特別法犯	総数			刑法犯	特別法犯	総数	
総数	20,561	7,275	27,836	100%	総数	7,190	6,067	13,257	100%
中国	10,109	2,463	12,572	45.2%	中国	2,747	2,065	4,812	36.3%
ブラジル	3,720	293	4,013	14.4%	韓国	750	891	1,641	12.4%
韓国	1,554	1,034	2,588	9.3%	フィリピン	541	816	1,357	10.2%
ベトナム	1,442	272	1,714	6.2%	ブラジル	744	244	988	7.5%
フィリピン	624	879	1,503	5.4%	ベトナム	689	187	876	6.6%
コロンビア	693	30	723	2.6%	ペルー	318	159	477	3.6%
ペルー	499	175	674	2.4%	タイ	88	343	431	3.3%
タイ	101	383	484	1.7%	アメリカ	131	51	182	1.4%
スリランカ	214	139	353	1.3%	スリランカ	38	125	163	1.2%
中国(台湾)	93	201	294	1.1%	中国(台湾)	83	79	162	1.2%
その他	1,512	1,406	2,918	10.5%	その他	1,061	1,107	2,168	16.4%

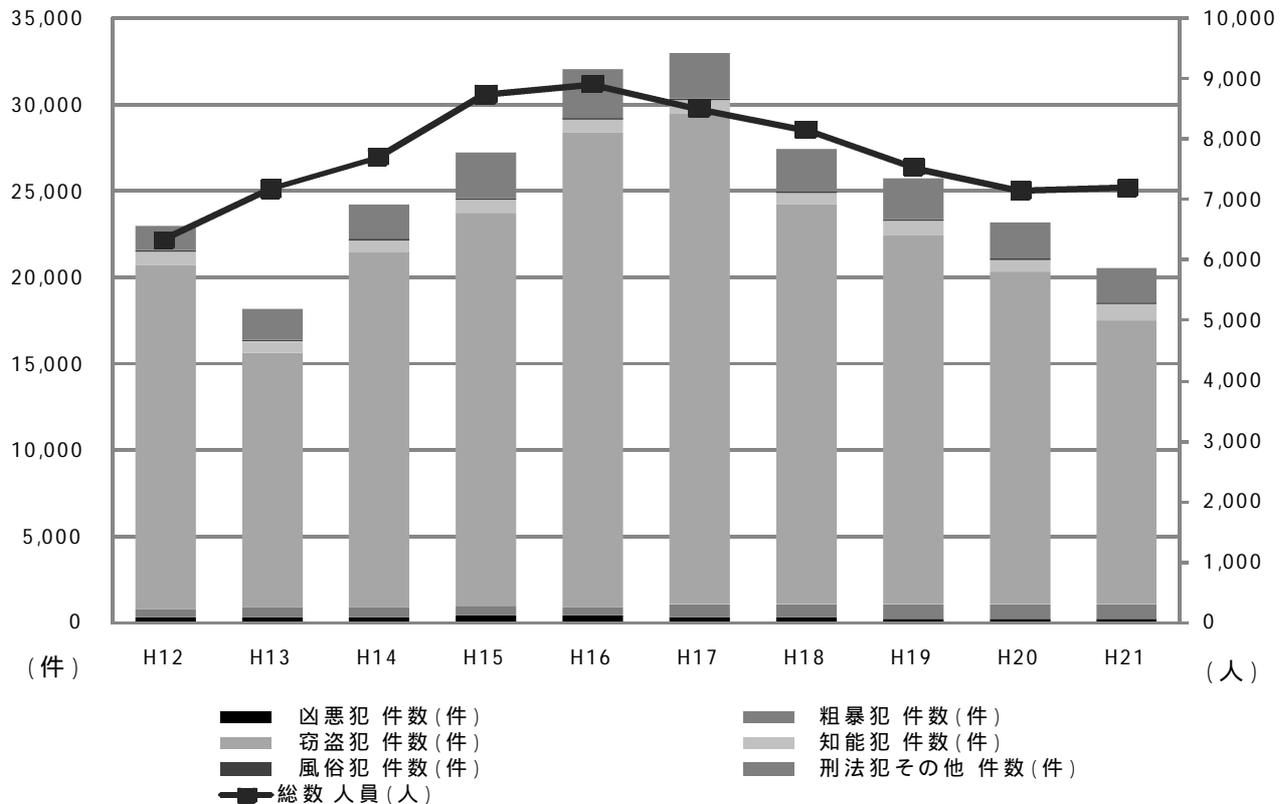
(3) 刑法犯検挙状況

平成 21 年中の刑法犯包括罪種別の検挙状況は、近年、検挙件数、人員ともに減少傾向にあったところ、検挙人員については、平成 16 年以來 5 年ぶりに増加した。前年との比較では、凶悪犯及び知能犯の件数・人員、窃盗犯の人員が増加し、粗暴犯及び風俗犯の件数・人員、窃盗犯の件数は減少した。

前年に比べ件数及び人員又は人員が増加した凶悪犯、知能犯及び窃盗犯について見てみると、

凶悪犯は、18件(10.2%)、26人(12.2%)増加、知能犯は、230件(31.3%)、36人(7.1%)増加、窃盗犯は、2,816件(14.6%)減少、62人(1.7%)増加という結果であった。[図表3-3参照]

図表3-3 来日外国人の刑法犯包括罪種別検挙状況の推移



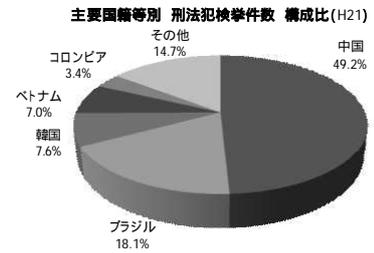
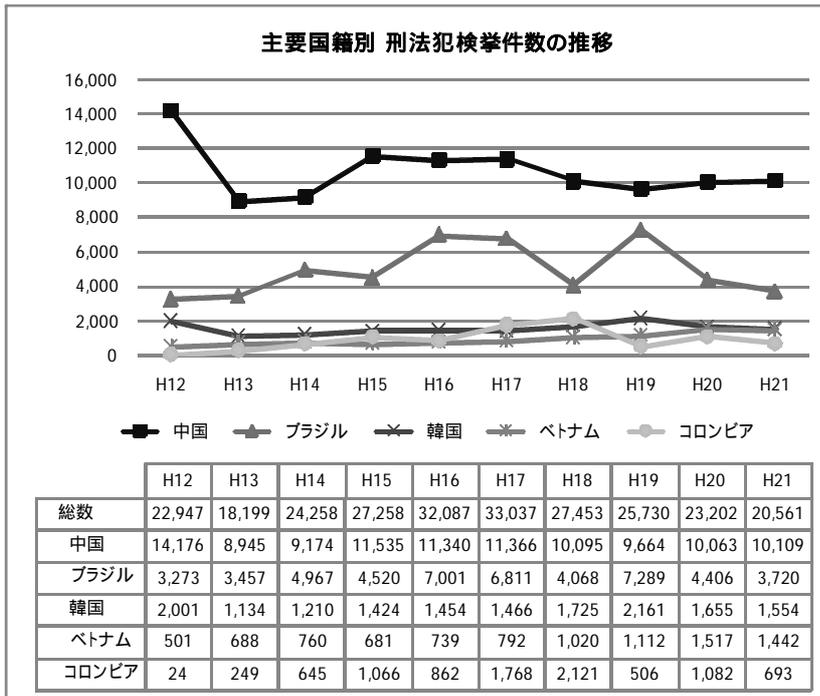
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総検挙	件数	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561
	人員	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190
凶悪犯	件数	242	308	323	336	345	315	270	234	177	195
	人員	318	403	353	477	421	396	297	259	213	239
粗暴犯	件数	494	508	550	568	526	679	785	848	855	822
	人員	568	578	628	633	591	774	894	961	950	938
窃盗犯	件数	19,952	14,823	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137	21,327	19,266	16,450
	人員	3,803	4,135	4,395	4,555	4,717	4,344	4,205	3,755	3,674	3,736
知能犯	件数	819	643	678	728	797	721	690	870	735	965
	人員	277	267	339	497	564	525	538	536	506	542
風俗犯	件数	85	95	87	90	85	99	103	88	80	77
	人員	122	133	76	93	139	133	96	104	91	76
刑法犯その他	件数	1,355	1,822	2,016	2,706	2,813	2,698	2,468	2,363	2,089	2,052
	人員	1,241	1,652	1,899	2,470	2,466	2,333	2,118	1,913	1,714	1,659

1 主要国籍等別検挙状況(刑法犯)

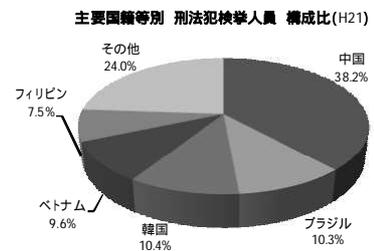
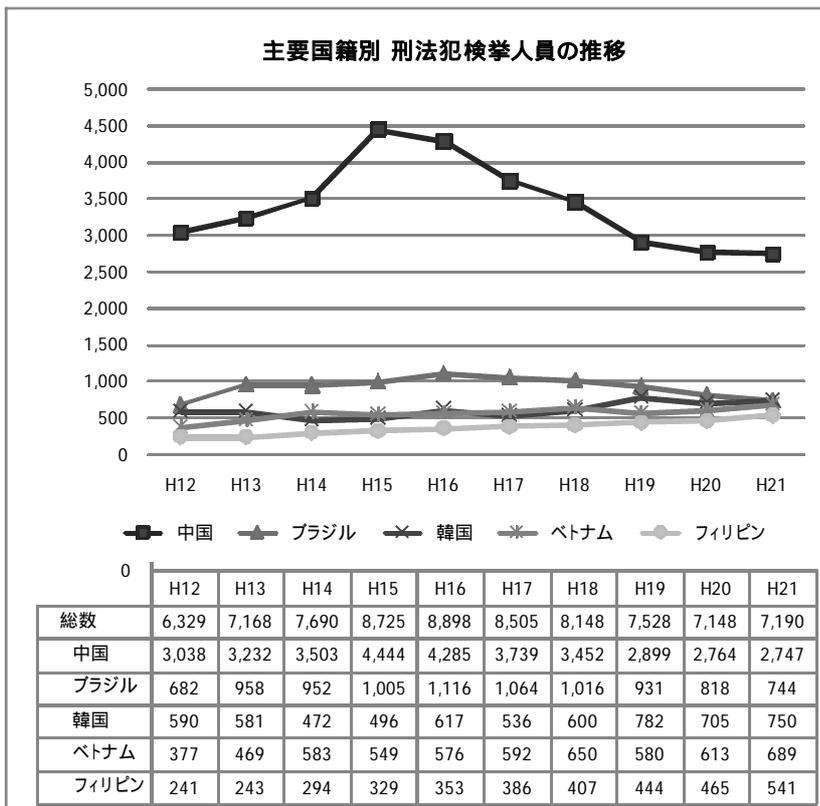
平成 21 年の来日外国人犯罪の刑法犯検挙件数、人員における主要 5 カ国の検挙状況を前年と比較すると、中国人では検挙件数が 46 件(0.5%)増、人員が 17 人(0.6%)減、ブラジル人では件数が 686 件(15.6%)減、人員が 74 人(9.0%)減、韓国人では件数が 101 件(6.1%)減、人員が 45 人(6.4%)増、ベトナム人では件数が 75 件(4.9%)減、人員が 76 人(12.4%)増、コロンビア人では、件数が 389 件(36.0%)減、人員は 24 人(44.4%)減となっており、検挙件数では中国人以外、検挙人員では韓国人、ベトナム人以外はいずれも減少している。

平成 21 年中における来日外国人にかかる刑法犯検挙件数・人員に占める主要国籍等別の割合は、検挙件数では、中国人が 49.2%と全検挙件数の半数近くを占め、以下、ブラジル人 18.1%、韓国人 7.6%の順となっている。検挙人員では、中国人が 38.2%、韓国人が 10.4%、ブラジル人が 10.3%の順となっている。[図表 3-4 ~ 3-7 参照]

図表3-4 主要国籍別 刑法犯検挙件数の推移・図表3-5 主要国籍等別 刑法犯検挙件数 構成比



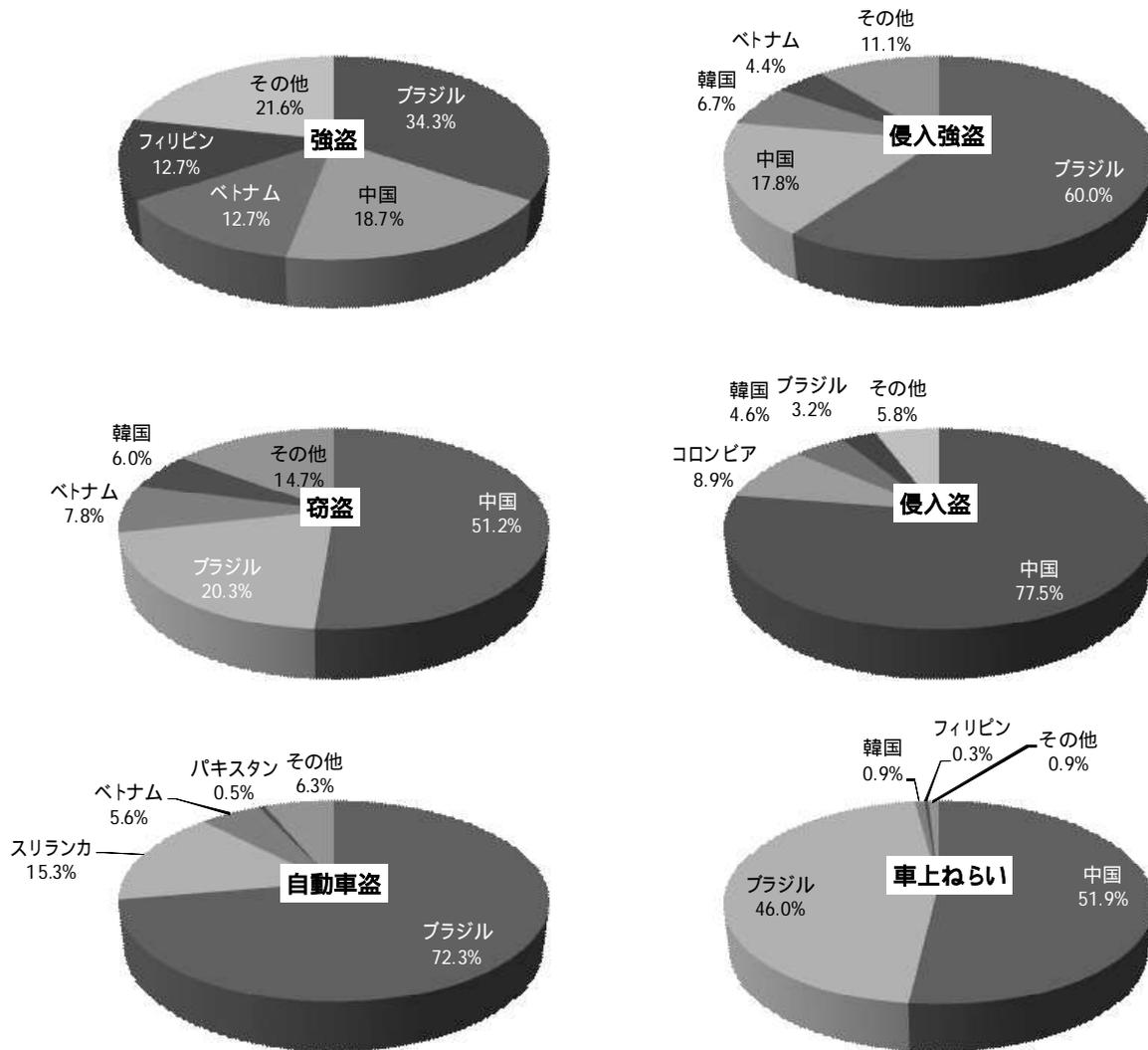
図表3-6 主要国籍別 刑法犯検挙人員の推移・図表3-7 主要国籍等別 刑法犯検挙人員 構成比



2 主要罪種等別・国籍等別検挙状況(刑法犯)

主要罪種等別検挙状況(件数)を国籍別・地域別にみると、強盗、侵入強盗及び自動車盗ではブラジル人が、窃盗、侵入盗及び車上狙いでは中国人の占める割合が高い。[図表3-8 参照]

図表3-8 主要罪種等別・国籍別検挙件数比較（刑法犯）



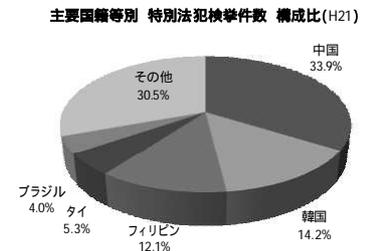
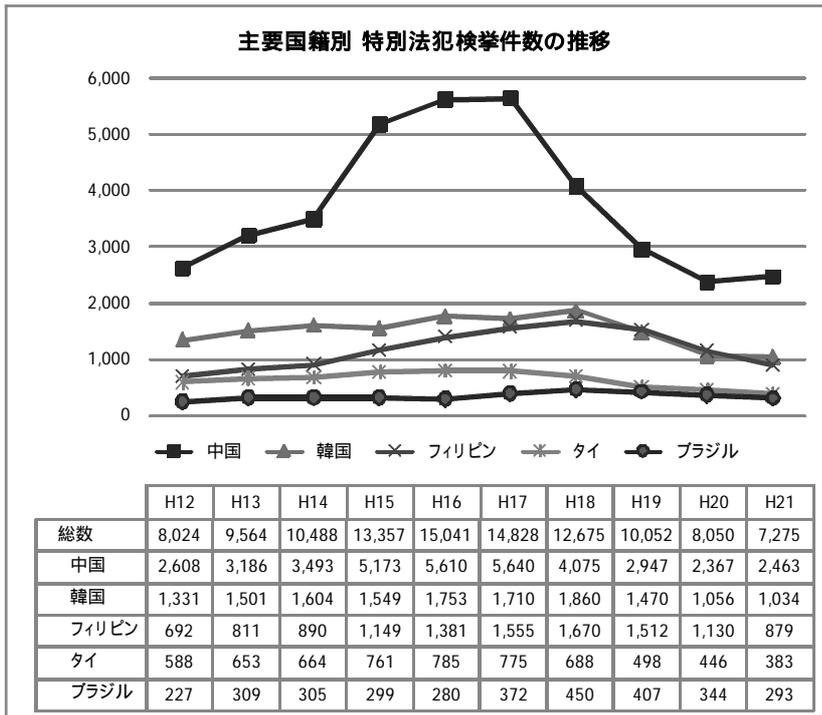
(4) 特別法犯検挙状況

平成 21 年の来日外国人にかかる特別法犯の検挙状況は、前年に比べ、風適法、売防法及び銃刀法違反の検挙件数・人員がわずかに増加したが、入管法違反及び薬物事犯は減少した。特に、入管法違反の検挙は、前年に比べ、879 件(15.7%)、725 人(15.2%)とそれぞれ減少となっている。

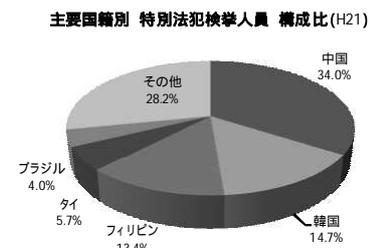
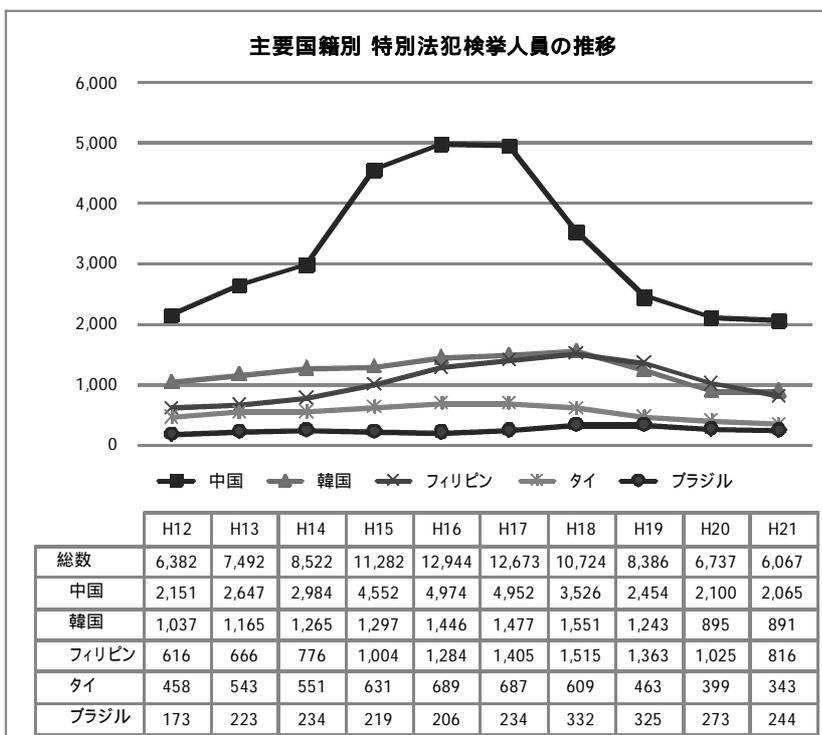
1 主要国籍等別検挙状況(特別法犯)

主要国のなかでは中国が件数、人員ともに最も多い状況が続いている。[図表 3-9 ~ 3-12 参照]

図表3-9 主要国籍別 特別法犯検挙件数の推移・図表3-10 主要国籍別 特別法犯検挙件数構成比



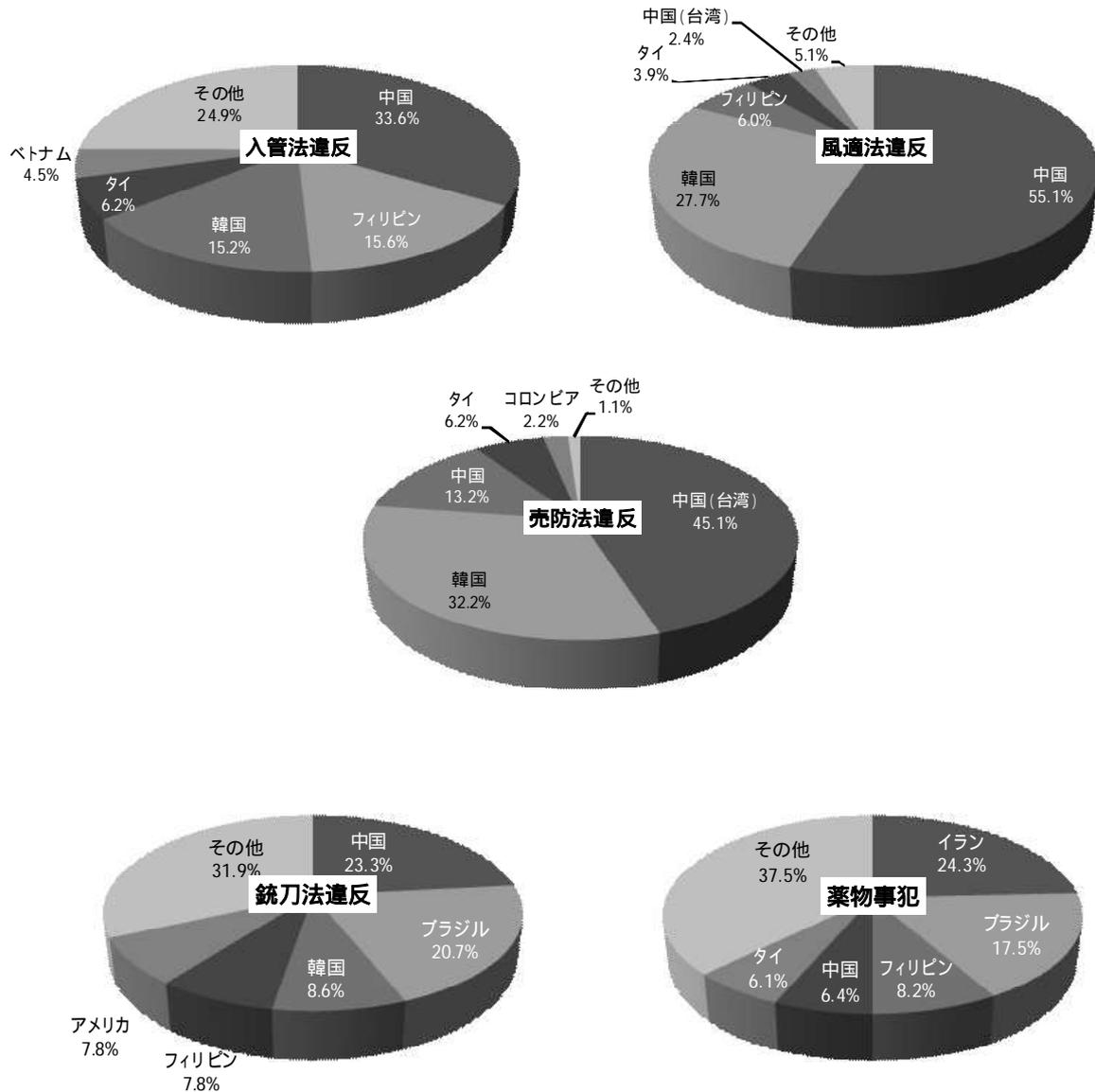
図表3-11 主要国籍別 特別法犯検挙人員の推移・図表3-12 主要国籍別 特別法犯検挙人員構成比



2 違反法令別・主要国籍別検挙状況(特別法犯)

違反法令別検挙状況(件数)を国籍別・地域別にみると、入管法違反、風適法違反、銃刀法違反では中国が、薬物事犯ではイランが、売防法違反では中国(台湾)の占める割合が高く、特に、売防法違反に占める中国(台湾)の割合が顕著となっている。[図表 3-13 参照]

図表3-13 違反法令別・国籍別検挙件数比較（特別法犯）



(5) 在留資格別検挙状況

刑法犯検挙人員に占める不法滞在者の比率を包括罪種別に見ると、凶悪犯では 239 人中 30 人（構成比 12.6 %）、粗暴犯が 938 人中 33 人（同 3.5 %）、窃盗犯が 3,736 人中 358 人（同 9.6 %）、知能犯が 542 人中 139 人（同 25.6 %）、風俗犯が 76 人中 8 人（同 10.5 %）となっている。罪種等別に見ると、殺人が 45 人中 11 人（同 24.4 %）、侵入強盗が 73 人中 15 人（同 20.5 %）、侵入盗が 329 人中 139 人（同 42.2 %）を占めており、他の罪種に比べて高い。[図表 3-14 参照]

特別法犯検挙人員に占める不法滞在者の比率を違反法令別に見ると、入管法違反では 4,050 人中 3,676 人（同 90.8 %）、薬物事犯が 577 人中 141 人（同 24.4 %）、風適法違反が 431 人中 33 人（同 7.7 %）、銃刀法違反が 90 人中 4 人（同 4.4 %）、迷惑防止条例違反が 266 人中 12 人（同 4.5 %）、売防法違反が 98 人中 4 人（同 4.1 %）となっている。[図表 3-15 参照]

図表3-14 罪種等別 在留資格別 検挙人員（刑法犯）[平成21年]

	刑法犯 合計	刑法犯												
		凶悪 犯 計	凶悪犯					粗暴犯	窃盗犯 <small>うち侵入盗</small>	知能犯	風俗犯	その他		
			殺人	強盗 <small>うち侵入強盗</small>	放火	強姦	その他							
検挙人員	7,190	239	45	175	73	4	15	938	3,736	329	542	76	1,659	
正規滞在 計	6,569	209	34	156	58	4	15	905	3,378	190	403	68	1,606	
構成比	91.4%	87.4%	75.6%	89.1%	79.5%	100.0%	100.0%	96.5%	90.4%	57.8%	74.4%	89.5%	96.8%	
正規滞在	日本人の配偶者等	1,405	33	10	22	10		1	297	652	30	167	26	230
	興行	21	3		1			2	5	7	1			6
	短期滞在	316	13	2	9	4	1	1	34	164	25	18	2	85
	留学	661	8	4	3	1		1	81	269	21	39	6	258
	就学	355	7	1	5	3		1	47	157	6	21	2	121
	研修	763	16	3	12	2	1		23	550	8	23		151
	定住者	1,754	88	5	77	36	2	4	261	975	75	58	15	357
	その他	1,294	41	9	27	2		5	157	604	24	77	17	398
不法滞在 計	621	30	11	19	15			33	358	139	139	8	53	
構成比	8.6%	12.6%	24.4%	10.9%	20.5%			3.5%	9.6%	42.2%	25.6%	10.5%	3.2%	
不法滞在	不法入国・上陸	75	3		3	3			3	54	40	13		2
	不法在留	120	6	2	4	3			6	64	34	31	1	12
	不法残留	426	21	9	12	9			24	240	65	95	7	39
	興行	2							1	1				
	短期滞在	140	11	4	7	5			8	78	20	29	1	13
	留学	57	2	2					2	29	15	18	2	4
	就学	66	2		2	2			3	40	20	12	3	6
	研修	90	4	3	1				3	54	4	22		7
その他	71	2		2	2			7	38	6	14	1	9	

図表3-15 違反法令別 在留資格別 検挙人員（特別法犯）[平成21年]

	特別法 犯合計	特別法犯										
		入管 法	風適法	売防法	薬物事犯	商標法	銃刀法	軽犯罪法	特殊開 錠用具 所持	迷惑防 止条例	その他	
検挙人員	6,067	4,050	431	98	577	41	90	193	13	266	308	
正規滞在 計	2,184	374	398	94	436	40	86	192	13	254	297	
構成比	36.0%	9.2%	92.3%	95.9%	75.6%	97.6%	95.6%	99.5%	100.0%	95.5%	96.4%	
正規滞在	日本人の配偶者等	839	75	317	51	123	8	22	35	1	136	71
	興行	21	15			3		1	1		1	
	短期滞在	290	89	7	31	117	9	15	7	1	7	7
	留学	145	48	15	1	6	6	6	15	2	21	25
	就学	65	18	1	1	4	1	2	12		12	14
	研修	56	11					5	11	1	5	23
	定住者	425	24	37	6	147	5	21	75	1	25	84
	その他	343	94	21	4	36	11	14	36	7	47	73
不法滞在 計	3,883	3,676	33	4	141	1	4	1		12	11	
構成比	64.0%	90.8%	7.7%	4.1%	24.4%	2.4%	4.4%	0.5%		4.5%	3.6%	
不法滞在	不法入国・上陸	100	67	4		27					2	
	不法在留	1,085	1,012	3		63	1				2	4
	不法残留	2,698	2,597	26	4	51		4	1		8	7
	興行	69	68			1						
	短期滞在	1,626	1,565	16	3	32		2			5	3
	留学	165	160		1	2						2
	就学	161	153	2		2		1	1		2	
	研修	258	257			1						
その他	419	394	8		13		1			1	2	

(6) 犯罪インフラ事犯の検挙状況

犯罪インフラ事犯の主たる犯罪としては、地下銀行、偽装結婚、旅券・外国人登録証明書等偽造及び不法就労助長等があるが、平成 21 年においては、旅券・外国人登録証明書等偽造の検挙人員が増加した。

平成 21 年中においても、窃盗(空き巣)、強盗等を敢行していた中国人等が犯罪収益を地下銀行で本国送金していた事件や、窃盗(車上狙い等)を敢行した外国人が偽装結婚していた事件など犯罪インフラ事犯が各種犯罪の助長に寄与したと認められる状況がある。各犯罪インフラ事犯の前年と比較した検挙状況については、以下のとおりとなっている。[図表 3-16 参照]

図表3-16 犯罪インフラ事犯検挙状況(H20・H21)

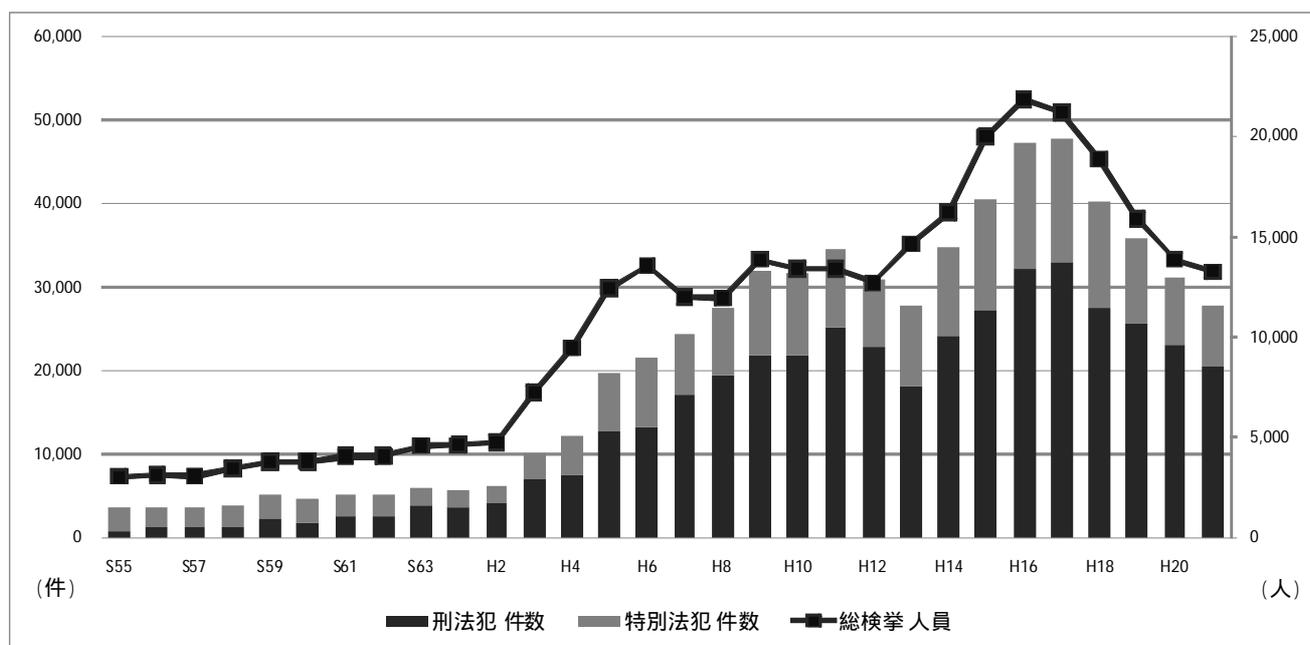
	検挙件数		検挙人員	
	H20	H21	H20	H21
地下銀行	8	7	18	7
偽装結婚	139	134	416	375
旅券・外国人登録証明書等偽造	111	100	128	160
不法就労助長	395	357	410	391

3 長期的な検挙状況の推移

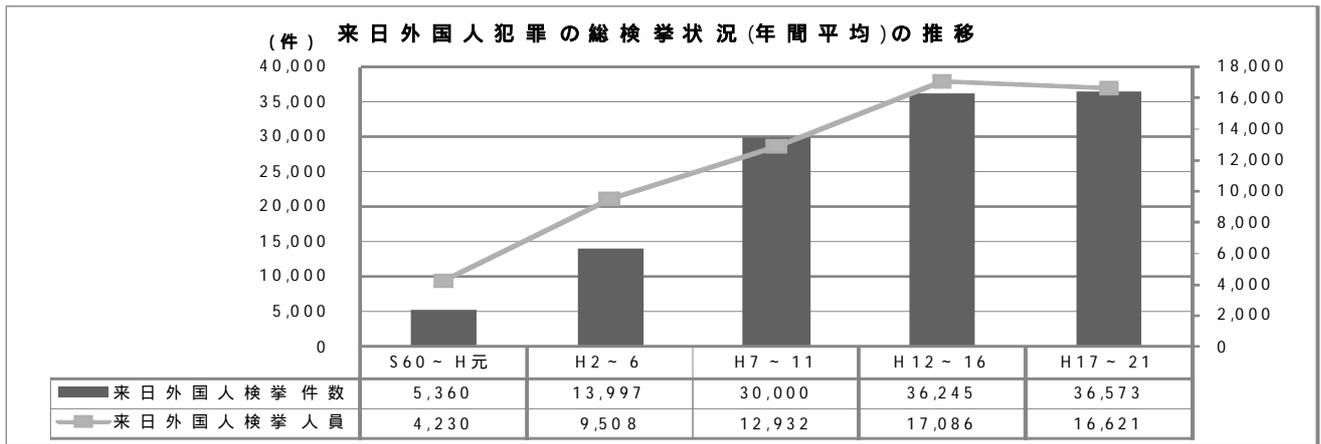
来日外国人犯罪の検挙状況を長期的にみると、検挙件数、人員ともに平成 2 年頃から急増し、平成 12 年から平成 13 年頃一時減少に転じたが、平成 14 年から再び急増、平成 16 年から平成 17 年頃をピークにその後減少傾向が続いている。[図表 3-17 参照]

また、総検挙件数・人員の過去 25 年間の推移について、5 年毎に年平均を算出して比較した結果、直近の 5 年間(平成 17 ~ 21 年)の総検挙件数の年間平均は、その前期 5 年間(平成 12 年 ~ 16 年)とほぼ同水準であるが、その前々期(平成 7 年 ~ 11 年)と比べると総検挙件数は約 2 割、総検挙人員は約 3 割増加しており、高止まり状態となっている。[図表 3-18 参照]

図表3-17 来日外国人の総検挙状況の推移(過去30年間)



図表3-18 来日外国人の総検挙件数及び人員の長期的推移



4 昨今の特徴的な動向～10年前(平成11年)との比較

平成21年の来日外国人犯罪の検挙状況を、10年前(平成11年)と比較、分析することにより、昨今の特徴的な動向をまとめた結果は以下のとおりである。

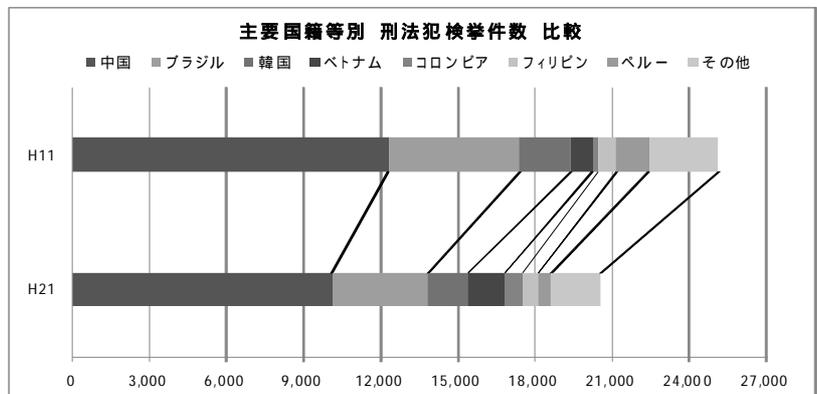
(1) 刑法犯

1 国籍等別検挙状況の推移 ～ 中国が最も多い状況は継続

平成21年中の国籍等別検挙状況について、10年前(平成11年)と比較すると、件数では、上位の中国、ブラジル、韓国が約2割から3割減少しているが、コロンビアが約3.2倍、ベトナムが約1.7倍に増加している。人員では、中国は微増であるが、フィリピンが約2.3倍、ベトナムが約2倍、韓国が約1.3倍、ブラジルが約1.1倍といずれも増加している。[図表3-19・3-20参照]

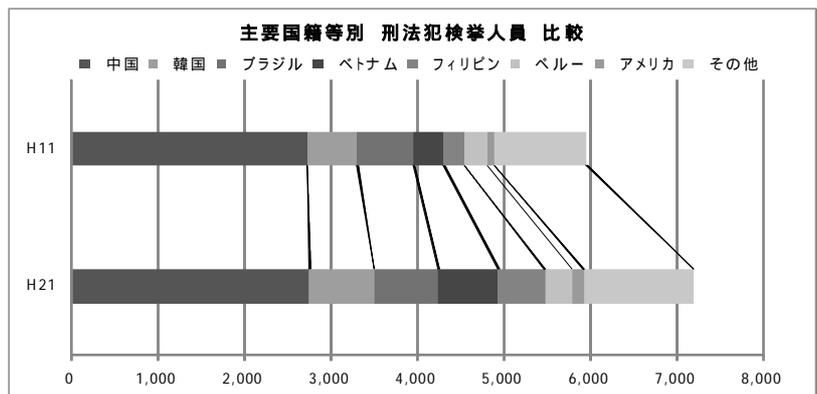
図表3-19 主要国籍等別 刑法犯検挙件数 比較

	H11	H21	増減数	増減率
総数	25,135	20,561	-4,574	-18.2%
中国	12,288	10,109	-2,179	-17.7%
ブラジル	5,110	3,720	-1,390	-27.2%
韓国	1,984	1,554	-430	-21.7%
ベトナム	848	1,442	594	70.0%
コロンビア	217	693	476	219.4%
フィリピン	727	624	-103	-14.2%
ペルー	1,250	499	-751	-60.1%
その他	2,711	1,920	-791	-29.2%



図表3-20 主要国籍等別 刑法犯検挙人員 比較

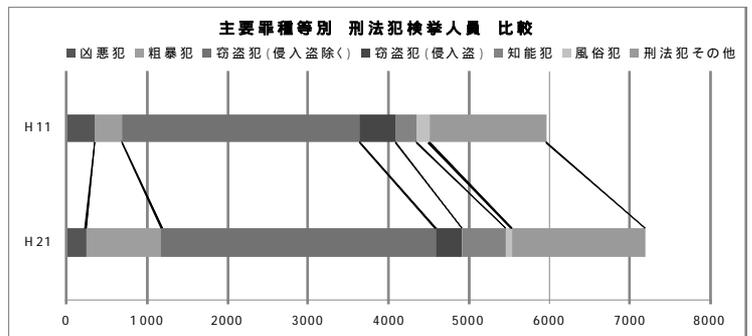
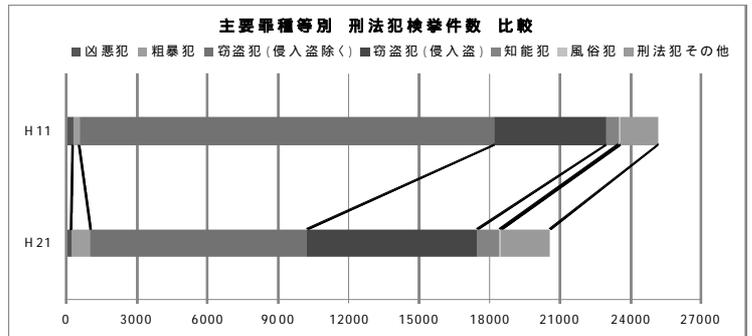
	H11	H21	増減数	増減率
総数	5,963	7,190	1,227	20.6%
中国	2,721	2,747	26	1.0%
韓国	580	750	170	29.3%
ブラジル	658	744	86	13.1%
ベトナム	347	689	342	98.6%
フィリピン	237	541	304	128.3%
ペルー	263	318	55	20.9%
アメリカ	79	131	52	65.8%
その他	1,078	1,270	192	17.8%



- 2 罪種等別検挙状況の推移 ~ 侵入盗の検挙件数、粗暴犯・知能犯の検挙件数・人員が増加
 平成 21 年中の刑法犯の罪種等別検挙状況について、10 年前(平成 11 年)と比較すると、凶悪犯については、件数、人員とも約 3 割減少している一方で、粗暴犯及び知能犯の検挙件数・人員、窃盗犯の検挙人員、侵入盗の検挙件数が増加している。中でも侵入盗の検挙件数は、平成 17 年をピークにやや減少傾向にあるものの依然として高水準で推移し、平成 21 年中は 10 年前に比べて約 1.5 倍に増加している。[図表 3-21 参照]

図表3-21 主要罪種等別 刑法犯検挙状況 比較

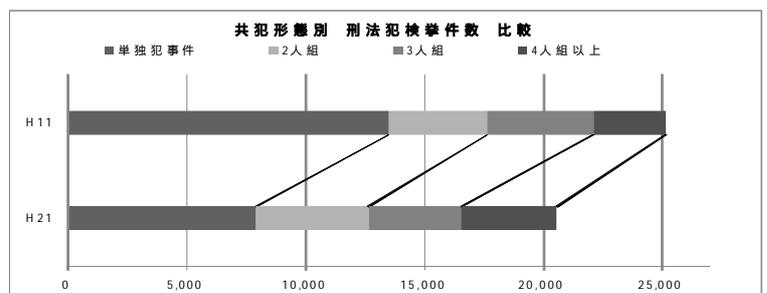
		H11	H21	増減数	増減率
総数	件数	25,135	20,561	-4,574	-18.2%
	人員	5,963	7,190	1,227	20.6%
凶悪犯	件数	267	195	-72	-27.0%
	人員	347	239	-108	-31.1%
粗暴犯	件数	282	822	540	191.5%
	人員	338	938	600	177.5%
窃盗犯	件数	22,404	16,450	-5,954	-26.6%
	人員	3,404	3,736	332	9.8%
侵入盗	件数	4,744	7,235	2,491	52.5%
	人員	438	329	-109	-24.9%
知能犯	件数	523	965	442	84.5%
	人員	264	542	278	105.3%
風俗犯	件数	79	77	-2	-2.5%
	人員	150	76	-74	-49.3%
刑法犯 その他	件数	1,580	2,052	472	29.9%
	人員	1,460	1,659	199	13.6%



- 3 共犯形態別検挙件数の推移 ~ 共犯事件が増加、特に中国人の共犯事件の増加が顕著
 平成 21 年中の来日外国人刑法犯検挙件数に占める共犯事件(2 人組以上の犯行)の比率について、10 年前(平成 11 年)と比較すると、単独犯事件が大きく減少している一方で、4 人組以上による犯行が約 1.3 倍、2 人組の犯行が約 1.1 倍に増加するなど、共犯事件が増加している。国籍等別に見ると、中国では、10 年前に比べ、単独犯が 6 割以上減少している一方で、共犯事件が約 1.4 倍に増加し、共犯事件全体の約 6 割、特に、4 人組以上の犯行では、全体の 8 割以上を中国が占めている。[図表 3-22 参照]

図表3-22 共犯形態別 刑法犯検挙件数 比較

	H11	H21	増減数	増減率
総合計	25,135	20,561	-4,574	-18.2%
単独犯事件	13,476	7,900	-5,576	-41.4%
2人組	4,143	4,719	576	13.9%
3人組	4,476	3,908	-568	-12.7%
4人組以上	3,040	4,034	994	32.7%

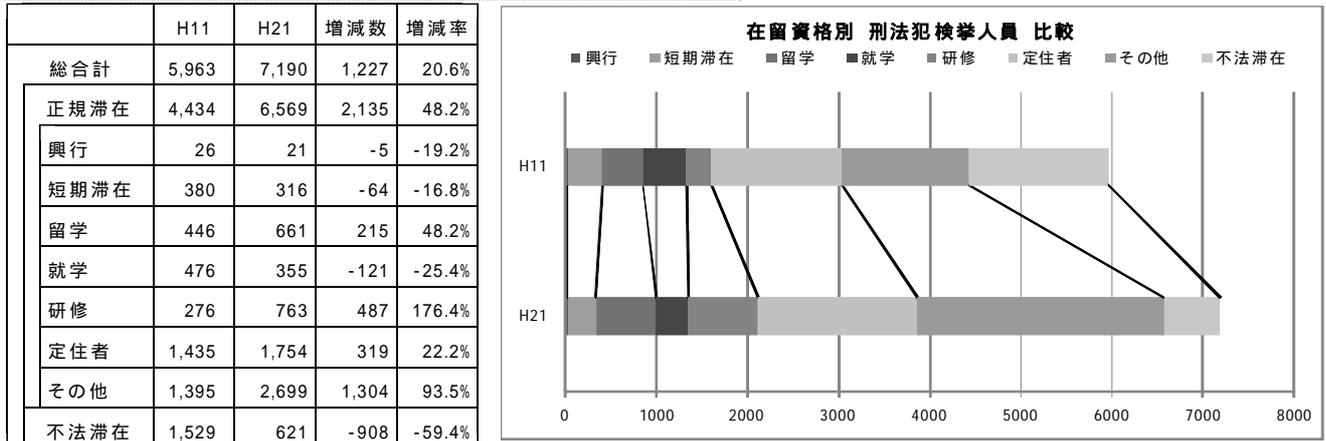


- 4 在留資格別検挙人員の推移 ~ 正規滞在者(特に「研修」、「留学」の在留資格)が大幅に増加
 平成 21 年中の在留資格別刑法犯検挙人員について、10 年前(平成 11 年)と比較すると、不

法滞在者が6割減少している一方で、正規滞在者が約5割増加するなど、正規滞在者の検挙人員が大幅に増加している。刑法犯検挙人員に占める正規滞在者の割合も、10年前の74.4%から、平成21年には91.4%に増加している。

正規滞在者の内訳を見ると、「研修」の在留資格者が10年前の約2.8倍、「留学」の在留資格者は、平成15年をピークとして減少傾向にあるものの、10年前の約1.5倍、「定住者」の在留資格者は10年前の約1.2倍に増加するなど、これらの在留資格を有する者の検挙人員が増加する一方、「短期滞在」及び「就学」の在留資格者は減少している。[図表3-23参照]

図表3-23 在留資格別 刑法犯検挙人員 比較

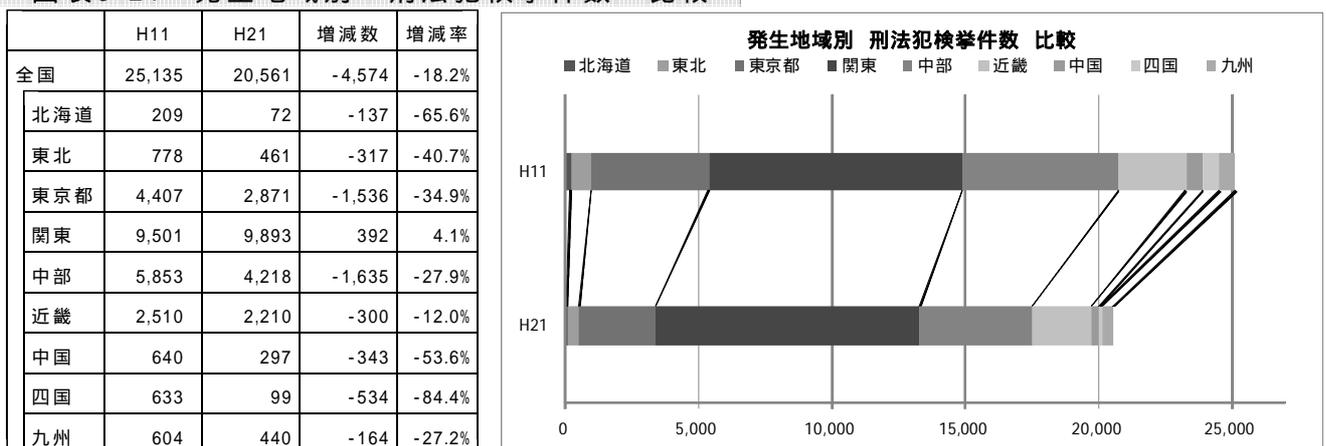


上記表の平成21年正規滞在『その他』2,699人の数値中、『日本人の配偶者等』は1,405人である。

5 発生地域別検挙件数の推移 ~ 関東が増加、東京都・中部地区は減少

平成21年中の刑法犯の検挙件数について、発生地域別の状況を10年前(平成11年)と比較すると、関東、中部、東京都、近畿の順位は変わらないが、各地域の検挙件数が約1割から約8割減少している中、関東がわずかに増加し、検挙件数に占める割合は、10年前の約4割から、約5割へと増加している。[図表3-24参照]

図表3-24 発生地域別 刑法犯検挙件数 比較



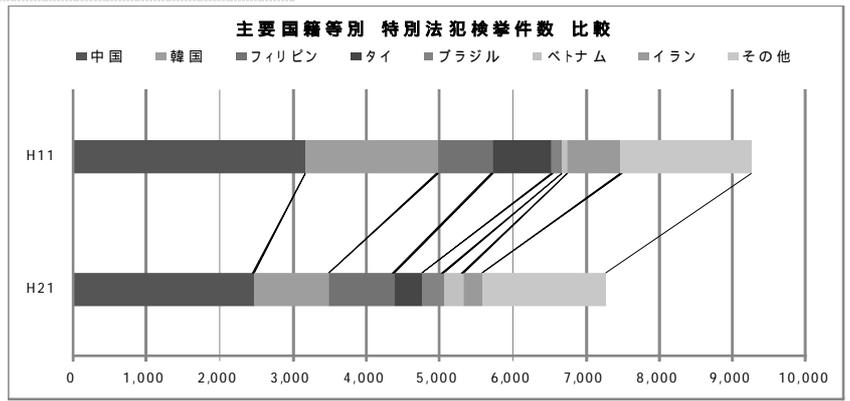
(2) 特別法犯

1 国籍等別検挙状況の推移 ~ 中国は減少するも、最も多い状況は継続

平成21年中の国籍等別検挙状況について、10年前(平成11年)と比較すると、ベトナム、ブラジル及びフィリピンが件数・人員ともに増加している一方で、中国については、10年前に比べ件数で約2割の減少となっているが、平成11年から平成21年までの推移を見ると、検挙件数・人員が最多の状況が継続している。また、件数が中国に次いで多い韓国については、10年前に比べ件数、人員が約4割減少している。[図表3-25・3-26参照]

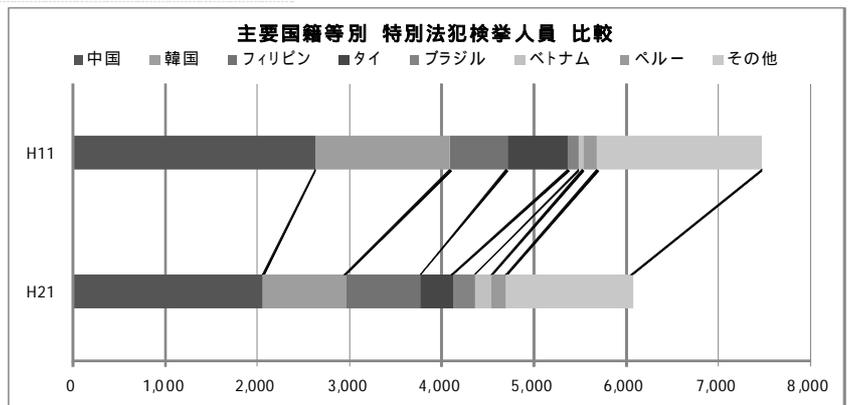
図表3-25 主要国籍別 特別法犯検挙件数 比較

	H11	H21	増減数	増減率
総数	9,263	7,275	-1,988	-21.5%
中国	3,170	2,463	-707	-22.3%
韓国	1,806	1,034	-772	-42.7%
フィリピン	742	879	137	18.5%
タイ	817	383	-434	-53.1%
ブラジル	132	293	161	122.0%
ベトナム	80	272	192	240.0%
イラン	733	258	-475	-64.8%
その他	1,783	1,693	-90	-5.0%



図表3-26 主要国籍別 特別法犯検挙人員 比較

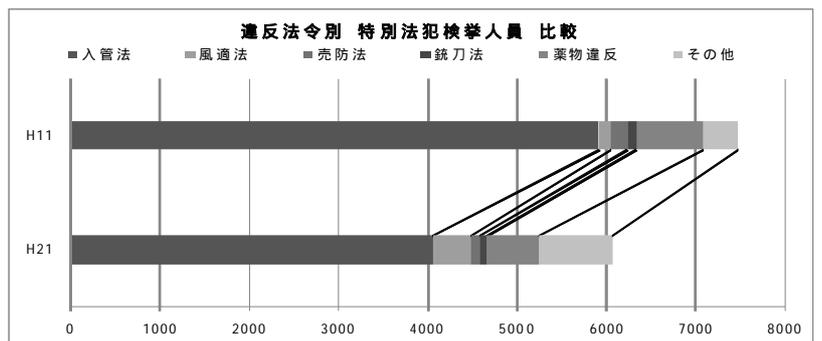
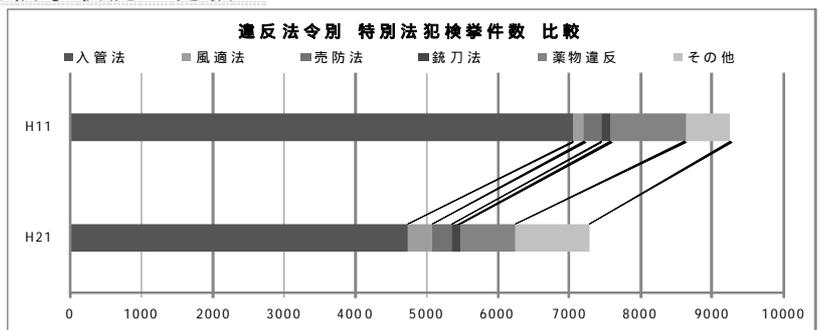
	H11	H21	増減数	増減率
総数	7,473	6,067	-1,406	-18.8%
中国	2,631	2,065	-566	-21.5%
韓国	1,458	891	-567	-38.9%
フィリピン	620	816	196	31.6%
タイ	664	343	-321	-48.3%
ブラジル	114	244	130	114.0%
ベトナム	49	187	138	281.6%
ペルー	152	159	7	4.6%
その他	1,785	1,362	-423	-23.7%



2 違反法令別検挙状況の推移 ~ 入管法違反、薬物違反は減少するも依然として多数を占める
 平成 21 年中の特別法犯の違反法令別検挙状況について、10 年前(平成 11 年)と比較すると、
 入管法違反は件数・人員ともに約 3 割減少し、全検挙に占める割合も減少しているが、依然と
 して多数を占めている。薬物事犯は、件数・人員ともに減少しているが、全検挙の 1 割前後を
 占め、入管法違反に次ぐ検挙状況となっている。そのほか、風適法違反の件数、人員、売防法
 違反の件数を除き、いずれも減少している。[図表 3-27 参照]

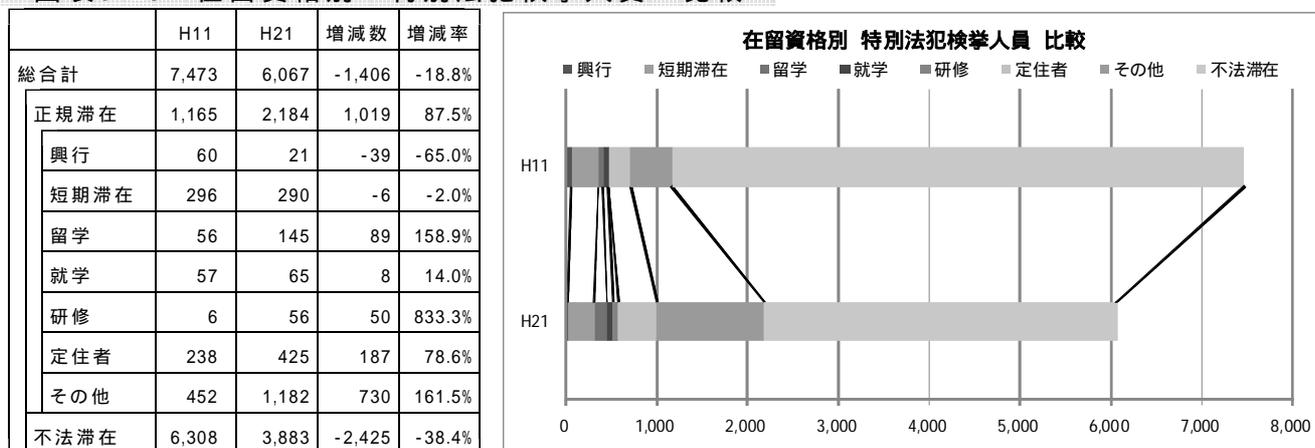
図表3-27 違反法令別 特別法犯検挙状況 比較

		H11	H21	増減数	増減率
総合計	件数	9,263	7,275	-1,988	-21.5%
	人員	7,473	6,067	-1,406	-18.8%
入管法	件数	7,057	4,737	-2,320	-32.9%
	人員	5,915	4,050	-1,865	-31.5%
風適法	件数	155	336	181	116.8%
	人員	135	431	296	219.3%
売防法	件数	243	273	30	12.3%
	人員	184	98	-86	-46.7%
銃刀法	件数	129	116	-13	-10.1%
	人員	98	90	-8	-8.2%
薬物事 犯	件数	1,041	782	-259	-24.9%
	人員	754	577	-177	-23.5%
その他	件数	638	1,031	393	61.6%
	人員	387	821	434	112.1%



- 3 在留資格別検挙人員の推移 ~ 正規滞在者(特に「研修」「留学」)が大幅に増加
 平成 21 年中の在留資格別特別法犯検挙人員について、10 年前(平成 11 年)と比較すると、不法滞在者については約 4 割減少している一方で、正規滞在者については約 9 割増加するなど、正規滞在者の検挙人員が大幅に増加しており、特別法犯検挙人員に占める割合も、10 年前の 15.6%から 36.0%に上昇している。[図表 3-28 参照]

図表 3-28 在留資格別 特別法犯検挙人員 比較



上記表の平成21年正規滞在『その他』1,182人の数値中、『日本人の配偶者等』は839人である。

第4 平成21年のマネー・ローンダリング情勢の概要

1 概観

平成21年の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、犯罪収益等隠匿罪172件、犯罪収益等收受罪54件の合計226件となっており、前年に比べ53件増加した。

組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数を前提犯罪ごとに見ると、振り込み詐欺等の詐欺が67件と最も多く、続いて、出資法・貸金業法違反等であるヤミ金融事犯が48件、窃盗が31件、売春防止法違反等が24件と続いている。昨年からの振り込み詐欺等の詐欺とヤミ金融事犯上位2類型は変わっておらず、この上位2類型の合計は115件でマネー・ローンダリング事犯全体の約5割を占めており、両事犯が犯罪収益の主な源泉となっている現状がうかがえる。

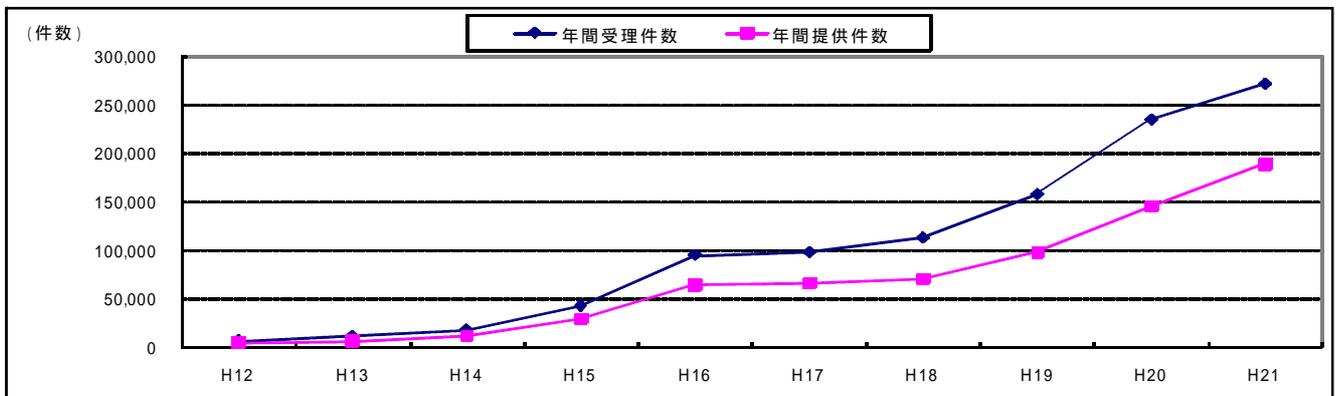
麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙状況については、薬物犯罪収益等隠匿罪5件、薬物犯罪収益等收受罪5件の合計10件となっており、前年に比べ2件減少した。

組織的犯罪処罰法第23条の規定による起訴前の没収保全命令は、賭博場開帳等図利・常習賭博等、振り込み詐欺等の詐欺、わいせつ物頒布等、売春防止法違反、ヤミ金融事犯、薬事法違反等において54件が発出され、前年より10件の増加となっている。

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出は、一定の範囲の事業者が業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合に疑わしい取引の届出を義務付ける制度である。件数については、平成12年の組織的犯罪処罰法の施行以降、年々増加し、21年中においては27万2,325件（前年比+3万7,065件）で、捜査機関等に対する提供件数も18万9,749件（前年比+4万3,419件）と増加している。[図表4-1 参照]

また、疑わしい取引に関するこれらの情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件（以下、「端緒事件」という。）数は337件（前年比+162件）で、罪種別では詐欺が265件と全体の78.6%を占めている。[図表4-3 参照]

図表4-1 疑わしい取引の届出件数の推移



年間受理件数	7,242	12,372	18,768	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325
年間提供件数	5,329	6,752	12,417	30,090	64,675	66,812	71,241	98,629	146,330	189,749

注1： 年間受理件数とは、平成12年2月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年の受理件数は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合計である。

注2： 年間提供件数とは、平成12年2月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合計である。

2 疑わしい取引の届出

(1) 業態別の届出件数

平成21年中の疑わしい取引の届出件数を届出業者の業態別に見ると、銀行が25万2,415件で届出件数全体の92.7%と最も多く、次いで信用金庫・信用協同組合、金融商品取引業者となっている。[図表4-2 参照]

図表4-2 業態別の届出件数の推移

区分	年		平成20年		平成21年		増減(率)		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
									件数
銀行	216,016	91.8%	252,415	92.7%	36,399	16.9%			
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	722	0.3%	1,163	0.4%	441	61.1%			
信用金庫・信用協同組合	13,218	5.6%	10,941	4.0%	-2,277	-17.2%			
金融商品取引	3,321	1.4%	3,828	1.4%	507	15.3%			
貸金業	509	0.2%	1,148	0.4%	639	125.5%			
農林等	420	0.2%	281	0.1%	-139	-33.1%			
労働金庫	234	0.1%	161	0.1%	-73	-31.2%			
保険会社	113	0.0%	183	0.1%	70	61.9%			
その他	192	0.1%	508	0.2%	316	164.6%			
新規事業者	ファイナンスリース	64	0.0%	60	0.0%	-4	-6.3%		
	クレジットカード	365	0.2%	1,510	0.6%	1,145	313.7%		
	宅地建物取引	21	0.0%	33	0.0%	12	57.1%		
	宝石・貴金属商	8	0.0%	0	0.0%	-8	-100.0%		
	郵便物受取サービス	57	0.0%	92	0.0%	35	61.4%		
	電話受付代行	0	0.0%	2	0.0%	2			
	合計	235,260	100.0%	272,325	100.0%	37,065	15.8%		

(2) 活用状況

平成21年中の端緒事件数は337件であり、これらの事件の捜査に1,261件の疑わしい取引に関する情報が活用された。また、端緒事件のうち21年中にマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数は9件であった。[図表4-3～5参照]

21年中の端緒事件の捜査以外においても、68,680件の疑わしい取引に関する情報が暴力団の資金源の把握等に活用されている。[図表4-5参照]

図表4-3 疑わしい取引に関する情報を端緒とした都道府県警察が検挙した事件の数及びその内容

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
犯罪行為											
詐欺	2	3	2	4	6	14	34	81	132	265	543
犯罪収益移転防止法違反								6	15	48	69
貸金業法・出資法違反		1		3	3	1	2	3	12	9	34
入管法違反		2	5	1		2	12	1	3	4	30
金商法違反								2	1	2	5
横領										2	2
文書偽造等		2	1		2	1		2	2	1	11
薬物事犯		1	2						1		4
賭博			1					1			2
その他	1	5	5	4	2		2	3	9	6	37
合計	3	14	16	12	13	18	50	99	175	337	737

注1：警察庁把握分である。

2：犯罪収益移転防止法違反には、金融機関等本人確認法違反を含み、金商法違反には、証券取引法違反を含む。

3：薬物事犯は、麻薬特例法、覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法の各違反である。

図表4-4 端緒事件からマネー・ローンダリング事犯の検挙に至った事件数

	H19	H20	H21
詐欺	6件	2件	4件
貸金業法・出資法違反	1件	6件	4件
その他	2件	1件	1件
計	9件	9件	9件

図表4-5 疑わしい取引に関する情報の活用件数

	H19	H20	H21
端緒事件の捜査における活用件数	907 件	668 件	1,261 件
端緒事件の捜査以外における活用件数	23,079 件	44,199 件	68,680 件

3 マネー・ローンダリング事犯の動向

(1) 暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯

平成 21 年中に組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与したものは、不法収益等による事業経営支配罪で 0 件（前年比-1 件）、犯罪収益等隠匿罪で 49 件（前年比+8 件）、犯罪収益等收受罪で 41 件（前年比+20 件）の合計 90 件（前年比+27 件）であり、全体の 39.8 %を占めている。

暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、主要な犯罪としては、振り込め詐欺等の詐欺が 19 件、ヤミ金融事犯及び売春防止法違反がそれぞれ 17 件、窃盗及びわいせつ物頒布等がそれぞれ 8 件、賭博場開張等凶利・常習賭博が 7 件、盗品等有償譲り受けが 4 件、恐喝が 2 件のほか、競馬法違反、弁護士法違反、著作権法違反、商標法違反等の多様な犯罪に関与している実態がうかがえる。

1 暴力団構成員等によるヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成 21 年中のヤミ金融事犯に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与した事件は 35.4%を占めている。ヤミ金融を営む暴力団構成員等は、違法な高金利で利息を受領するに当たり、借受人から暴力団構成員等が管理する他人名義口座に振込入金させるなどして、巧妙に犯罪収益等を隠匿している。

2 暴力団構成員等による詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯の例

平成 21 年中の振り込め詐欺等の詐欺に係るマネー・ローンダリング事犯で検挙されたもののうち、暴力団構成員等が関与した事件は、28.4%を占めている。暴力団構成員等は、偽装の養子縁組により多重債務者であることを隠して自動車ローンの融資を受け、その一部を自己が管理する他人名義口座へ振込入金して保管するなど、様々な方法により犯罪収益等を隠匿している。

3 暴力団構成員等が関与した犯罪収益等の收受方法の事例

平成 21 年中の暴力団構成員等による犯罪収益等收受罪について、その前提犯罪を見ると、売春防止法違反が 16 件、詐欺が 7 件、賭博場開張等凶利・常習賭博が 6 件、盗品等有償譲受けが 4 件、窃盗、わいせつ物頒布等及び競馬法違反がそれぞれ 2 件、恐喝及びヤミ金融事犯がそれぞれ 1 件となっており、暴力団が依然として、売春や賭博場等の違法業種からみかじめ料等の様々な名目で金銭を徴収するなどして、犯罪収益等を収受している状況がうかがわれる。

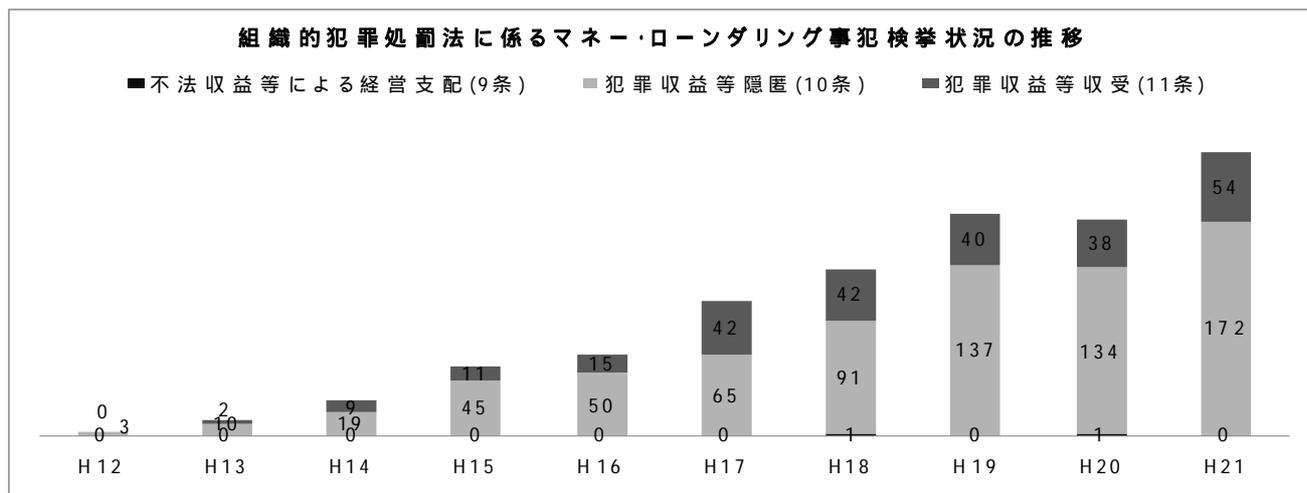
(2) 来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯

平成 21 年中の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙のうち、来日外国人によるものは 11 件（前年比+3 件）であり、適用事件全体の 4.9%を占めている。その内訳は、犯罪収益等隠匿罪 10 件（前年比+4 件）、犯罪収益等收受罪 1 件（前年比-1 件）であった。来日外国人の関与したマネー・ローンダリング事犯を前提犯罪別に見ると、外国人登録証明書等の文書偽造、クレジットカード詐欺等の詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、売春防止法違反及び商標法違反となっている。

(3) 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯

組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯には、不法収益等による経営支配(9 条)、犯罪収益等隠匿(10 条)、犯罪収益等收受(11 条)があるが、平成 19 年まで増加傾向、20 年は横ばい、21 年は 53 件の増加となった。[図表 4-6 参照]

図表4-6 組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙状況の推移



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
不法収益等による経営支配(9条)	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (1)	0	2 (1)
犯罪収益等隠匿(10条)	3 (1)	10 (5)	19 (9)	45 (25)	50 (29)	65 (21)	91 (18)	137 (35)	134 (41)	172 (49)	726 (233)
犯罪収益等收受(11条)	0	2 (2)	9 (7)	11 (10)	15 (11)	42 (27)	42 (35)	40 (25)	38 (21)	54 (41)	253 (179)
合 計	3 (1)	12 (7)	28 (16)	56 (35)	65 (40)	107 (48)	134 (53)	177 (60)	173 (63)	226 (90)	981 (413)

注: 上記表中の括弧内数値は、暴力団構成員等によるものを示す。[警察庁把握分]

(4) 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数

麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯については、薬物犯罪収益等隠匿(6条)、薬物犯罪収益等收受(7条)があり、その検挙状況については、下表のとおりとなっている。[図表 4-7 参照]

図表4-7 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
薬物犯罪収益等隠匿(6条)	2 (1)	3	0	8 (2)	5 (3)	3 (2)	5 (3)	5 (4)	10 (4)	5 (1)	46 (20)
薬物犯罪収益等收受(7条)	0	0	0	2 (2)	0	2 (2)	5 (2)	2 (1)	2 (1)	5 (3)	18 (11)
合 計	2 (1)	3	0	10 (4)	5 (3)	5 (4)	10 (5)	7 (5)	12 (5)	10 (4)	64 (31)

注: 上記表中の括弧内数値は、暴力団構成員等によるものを示す。[警察庁把握分]

第2章 組織犯罪トピックス

トピックス 暴力団と何らかのつながりを有する者による犯罪等

暴力団は、組織的に行使する暴力とその威力を最大限利用しつつ、取締りの危険性の少ない領域に進出し、より大きな資金を獲得することを企図しており、暴力団対策法等の規制逃れや経済社会の変化に応じてその資金獲得活動の態様を変化させ続けている。

最近の暴力団は、我が国の経済社会の一角に入り込み、企業活動を仮装する等してその資金獲得活動を不透明化させているが、一方では、暴力団の資金獲得活動に協力し又は関与する者も存在し、これらの者は表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団の威力や影響力を利用することによって自らの利益獲得を図っており、暴力団の資金獲得活動の不透明化を一層助長させるとともに暴力団と共生する存在となっている。

こうした者の中には、暴力団と結託して公共事業等に係る犯罪を敢行する者、専門的な法律知識等を悪用して暴力団の資金獲得活動を支援する者、暴力団の威力を背景に行政に対する不当要求行為を行う者等も存在している。

これら暴力団と共生し又は暴力団を支援している者は、暴力団の資金獲得活動による健全な経済社会の侵食や法秩序の歪曲・破壊に加担する存在であり、また、暴力団組織中枢への資金力の拡大・強化に寄与しているものとみられ、暴力団対策上、到底看過できない存在であり、これらの者に対する取締りを強化し、その実態を解明し、違法行為を検挙することは喫緊の課題となっている。

平成21年中に検挙されたこれらの事例には次のようなものがある。

【事例1】(暴力団に資金提供していた建設会社による建設業法違反事件)

建設会社A社は、知事から許可を受けて建築土木工事に関する設計施工及び監理等を業とする者であるが、同社長は同社の業務に関し、知事に対して経営規模等評価申請書を提出するに当たり、1級建築施工技師の資格を有する技術職員の雇用事実がないのにこれをあるように装い、同申請書に記載し提出したものであり、同社長を建設業法違反で検挙した。

本件建設会社は暴力団組長等とかねてから密接な交際を繰返し、多額の資金提供を行うなどしていたものであるが、本件検挙を機に府が同社社長が暴力団幹部と親交があったとして公共事業から排除する措置をとったことから、多額の負債を抱えて廃業し、同組への資金供給源が寸断された。その後、同組は解散した。(2月 大阪)

本件事例から、暴力団に支援又は協力する者からの資金提供行為は、一部の暴力団組織にとっては命綱ともいえるものとなっていることがうかがえ、これらの者からの資金提供を断つことは、暴力団組織の弱体化・壊滅に極めて効果的である。

【事例2】(暴力団員が関係する産業廃棄物処分場等による暴力団への資金提供の事例)

代表者等が暴力団と密接な関係がある解体業者のC社は、産業廃棄物処分場のD社を買収し産廃事業を拡充、同事業によって得た収入をE社を介するなどして暴力団に提供していたものである。

E社の代表者等は暴力団関係者であり、また、登記上の目的である土木工事や解体工事等に係る許可を受けていないいわゆるペーパーカンパニーであることがうかがわれた。

C社からE社及び暴力団への多額の資金提供の実態を解明したことから、県ではC社及びD社の産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可を取り消すとともに、解体業者として有資格登録されている県下自治体へ通報し指名停止により公共事業から排除した。(12月 愛知)

本件にみられるように、表面上は一般の会社を装いながら、代表者や役員を暴力団関係者で固め、実質は暴力団への資金提供元となっている企業が存在しており、これらの企業からの資金提供を断つことは、暴力団組織の弱体化・壊滅に極めて効果的である。

トピックス 繁華街・歓楽街における組織犯罪の現状と対策

全国各地の繁華街・歓楽街には、多数の飲食店・遊技場・風俗店等が集中しており、様々な人々の遊興・社交の場となっている。しかしながら、同時に歓楽街では、多額の消費活動とそれにより発生する様々な利権が存在することから、暴力団や来日外国人犯罪組織等が暗躍し、様々な違法行為による利権獲得活動が行われている。その結果、強引な客引き、呼び込み、勧誘（キャッチ行為）等の迷惑行為が行われたり、違法性風俗店等が風俗環境を著しく害している例、ゲーム喫茶、カジノ店において賭博事犯が敢行される例などの様々な問題がみられる。

警察では、全国各地の繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、繁華街・歓楽街における違法性風俗店、外国人の不法就労、暴力団等の犯罪組織に対する取締りを行っているところであり、その風俗環境は改善されつつある。

しかしながら、その一方で、暴力団や来日外国人犯罪組織にあっては、こうした取締りを逃れるため、正規営業の飲食店を仮装した違法カジノ店や違法性風俗店の経営、従業員を介した間接的ないわゆる「みかじめ料」の要求、不法滞在者への偽装結婚の斡旋等、その手口を巧妙化させながら、依然として違法な資金獲得活動を行っている状況にある。さらには、摘発された場合にあっても実質的経営者である首謀者等が検挙されることの無いよう、形式的な店長や経営者を用意する等して、首謀者や犯罪組織そのものを潜在化している現状がある。

また、飲食店や風俗店等では不法滞在や偽装結婚によって不正に在留資格を取得した来日外国人が稼働している例があるほか、これらの場所が来日外国人犯罪組織の謀議・勧誘・情報交換場所ともなっている例もある。

このように、繁華街・歓楽街には暴力団組織をはじめ、不法滞在する来日外国人や外国人犯罪組織などが入り込み、これら組織が複雑に絡み合いながら各種違法行為により犯罪収益を得ている現状から、組織犯罪対策上、常に視点を当てるべき場所となっており、以下、その現状と対策について各種事例を引用し記載することとする。

1 歓楽街にみられる組織犯罪の現状

(1) 暴力団による犯罪の現状

暴力団は、人や資金が集中する歓楽街における利権を求めて様々な資金獲得活動を行っているが、中でも性風俗店や飲食店等からのみかじめ料、用心棒料の徴収は、暴力団にとって長期安定的な資金源となっている。暴力団は、歓楽街ごとあるいは一つの歓楽街における縄張りを有し、その縄張り内の多くの者からみかじめ料等を徴収しているが、その1件1件からの徴収は少額であっても、全体としては相当な額に上り、当然縄張りが大きければ大きいほど多額の資金を獲得できることから、時には縄張りを巡っての対立・抗争に発展することもある。

また、その縄張り内において、警察の摘発を逃れるため、巧妙に潜伏しつつ各種違法賭博店、違法性風俗店による資金獲得活動等も行っており、平成21年中に暴力団によって敢行された資金獲得活動の現状を示す事例としては、以下のようなものがある。

【事例1】(山口組傘下組織構成員らによるバカラ賭博事件)

静岡市内の歓楽街において賭博場を開設し、賭客を集めて俗に「バカラ」と称する賭博を開張していた山口組傘下組織構成員らを賭博開張図利、賭客を賭博で検挙した。(2月 静岡)

【事例1】における山口組傘下組織構成員らは、警察の摘発から逃れるため、雑居ビルの元クラブ店舗内等にバカラ遊技台を設置し、約3か月毎に場所を転々と移転しながら賭博を繰り返していた。また、摘発時に押収した資料から、同店舗が摘発されるまでの約3週間の純利益は約640万円であったことが判明し、これを追徴している。

【事例 2】(山口組傘下組織共生者らによるインターネット賭博事件及び同組傘下組織構成員による組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等事件)

神戸市内の歓楽街においてインターネット賭博場を開設し、賭客を集めて俗に「バカラ」と称する賭博を開張していた同店経営者らを賭博開張図利、賭客を賭博で検挙した。

(平成20年4月 兵庫)

また、店舗摘発時に同店経営者らを逃走させるに当たり、逃走用の携帯電話を提供するなどした山口組傘下組織構成員を組織的犯罪処罰法違反(組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等)で検挙した。

(3月 兵庫)

【事例 2】における山口組傘下組織構成員は、マンションの一室に設けられたインターネット賭博店が警察の摘発を受けた際、同店経営者にその状況を教えた上、逃走用の携帯電話を与えていた。また、同経営者は、逃走中携帯電話の微弱電波をキャッチされないように極力携帯電話の電源を切り、通話の際は、潜伏拠点からなるべく離れて通話をするなどしていた。

【事例 3】(浅野組幹部らによる売春店等からのみかじめ料徴収事件)

広島県福山市内の歓楽街において売春を行う違法風俗店からみかじめ料を受け取っていた浅野組幹部らを組織的犯罪処罰法(犯罪収益の收受)違反で検挙した。

(1月 広島)

【事例 3】において、浅野組幹部らは、こうした違法風俗店だけでなく、縄張り内の他の風俗店からもみかじめ料を徴収しており、営業形態に応じて1店舗につき、月額3万円から10万円を徴収していたことが判明している。

【事例 4】(稲川会傘下組織幹部による物品購入要求に対する暴力団対策法違反事件)

千葉県市川市内の歓楽街において飲食店などから物品の購入を要求した稲川会傘下組織幹部に対して中止命令2件、再発防止命令1件を発出していたところ、レンタルビデオ店に対して物品購入を要求したことから、同構成員を暴力団対策法違反(再発防止命令違反)で検挙した。

(3月 千葉)

【事例 4】については、千葉県警察が市川市内一帯の暴排ローラーを実施した結果、判明した事案である。同レンタルビデオ店における日常業務に用いる芳香剤等を5,000円で購入することを要求したものであり、依然として暴力団がこうした物品購入要求やみかじめ料要求等による資金獲得活動を行っている状況がうかがえる。

(2) 来日外国人犯罪組織による犯罪の現状

歓楽街においては、不法滞在の外国人女性等が、不法就労している事例がみられるほか、日本人や中国人、韓国人らが、歓楽街において「エステ店」、「デリバリーヘルス店」等と称して違法な性風俗店を経営し、外国人女性等を売春や売春類似行為を行わせるなどの実態もみられる。このような歓楽街は、資金獲得活動の場であるとともに、同国人が集まる飲食店、インターネットカフェ等をたまり場としてグループ化する場及び犯罪の謀議、情報交換等を行う場となっている。また、これら不法就労などの犯罪行為を容易にする無許可タクシーなどの犯罪インフラの存在もうかがわれる。

平成21年中に発生した来日外国人による犯罪の現状を示す事例としては、以下のようなものがある。

【事例 1】(社交飲食店における資格外活動・不法就労助長等事件)

姫路市内の社交飲食店(クラブ)において、興行や短期滞在等で入国した韓国人女性をホステスとして稼働させていた同クラブの女性経営者を入管法違反(不法就労助長)で検挙するとともに、同店ホステスを同法違反(資格外活動)で検挙した。(4月 兵庫)

【事例 1】におけるクラブの女性経営者は、永住者の資格を持つ韓国人であり、日本人が経営する外国人招聘業者を介して韓国のプロダクション会社からホステスとして働く韓国人女性の斡旋を受けていた。

【事例 2】(中国人留学生による違法キャバクラ営業等事件)

宇都宮市内の歓楽街で複数のキャバクラ店を経営し、就労資格のない中国人留学生をホステスとして働かせていた国立大大学院の中国人留学生を入管法違反(資格外活動・不法就労助長)で検挙した。(2月 栃木)

【事例 2】におけるキャバクラ店の風俗営業許可申請及び建物の賃貸借契約は、日本人大学生が名義貸しをし、日本人大学生の他、中国人留学生をホステスとして稼働させていた。経営者の中国人留学生は、別のキャバクラで従業員として働いていた経験を生かし、最初は交際相手や知人を雇い、次第に店舗を増やしていき、2年間で約3億円を売り上げ、そのうち約5,000万円を中国に送金していた。

【事例 3】(韓国人らによる無許可タクシー事件)

千葉市内の歓楽街で働く韓国人ホステスを客として、通称「ナラシ」と呼ばれる無許可タクシーを営んでいた韓国人を道路運送法違反(無許可一般旅客自動車運送事業経営)、無許可タクシー運転手を同法違反(有償運送)で検挙した。(7月 千葉)

【事例 3】における無許可タクシー利用客である韓国人ホステスの多くは不法残留者であり、入管法違反(不法残留)で検挙したが、「ナラシ」は、不法滞在外国人の隠れ蓑となっていた。不法滞在中のホステスは、普通のタクシーを拾う間に職務質問されるのを避けるためや自宅を通報されることを心配して「ナラシ」を利用していた。

2 歓楽街にみられる組織犯罪対策の施策・取組み

警察では、全国的な取組みとして、官民一体となり健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生を推進しているところであるが、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察では、それぞれの繁華街・歓楽街が健全で魅力あふれるものとして再生することを目指し、違法性風俗店、不法就労、暴力団等の犯罪組織等に対する取締りを行うとともに、街の新たな魅力づくりとの効果的な融合を目指した取り組み等を推進している。

また、警察庁では、対策の重点として

- 1 違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りの強化
- 2 暴力団等の犯罪組織に対する取締りの強化と街の犯罪インフラの根絶
- 3 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化
- 4 街の新たな魅力づくりと連携協働

の4点を掲げ、対策を推進している。

本項では、組織犯罪対策の観点から、上記1及び2の施策・取組みの一部を紹介する。

(1) 違法風俗店、不法就労及び人身売買に対する取締りの強化

これまでみてきたように、繁華街・歓楽街には、より多くの資金を得るため、社交飲食店等として風俗営業許可を取得したにも関わらず性風俗店やカジノ等賭博店を営んだり、許可を受けることなく街の雑踏に紛れるように密かに同種店舗を営む者が後を絶たず、また、そのような違法風俗店は不法就労や人身売買の温床にもなっていることから、警察では徹底した取締りにより違法風俗店を根絶するほか、不法就労及び人身取引を排除することとしている。

平成 21 年中の全国各地における取締り事例としては、次のようなものがある。

【事例 1】(風俗営業店を仮装した店舗型性風俗特殊営業の取締り)

韓国エステ、中国エステ、レンタルルーム、社交飲食店を装い、宮城県が条例で定めた禁止地域において、店舗型性風俗特殊営業(ヘルス)を営んでいた店舗(5店舗、18人)を風適法違反(禁止地域営業)等で検挙した。
(宮城：国分町地区)

【事例 1】では、1月から5月までの長期間に渡る恒常的な取締りにより、本事例による摘発店舗を含め、国分町地区周辺から同種店舗が消滅するなどの成果が上がった。

【事例 2】(わいせつDVD販売店等の摘発)

組織的にわいせつDVDを販売していた店舗のほか、隠匿倉庫、ダビング工場を一斉に摘発し、暴力団幹部を含む16人をわいせつ図画販売等で検挙するとともに、わいせつDVD約43,000枚を押収した。
(警視庁：歌舞伎町地区)

【事例 2】の販売店等は、組織化された複数のグループにより大がかりな販売網を形成し多額の資金を獲得しており、摘発を逃れるため、ダビング工場は歌舞伎町周辺に置かず外周の四谷に設置、ダビング後、歌舞伎町の隠匿倉庫へ搬送し、客の注文に応じて店舗に運び、販売しており、これらの拠点全てを突き止め一斉摘発により同組織を壊滅させた。

【事例 3】(暴力団幹部が関与するアングラカジノ店の摘発)

店内において、俗に言う「パカラ」と称する賭博をさせて賭客からコミッション料名下に金銭を徴収していたアングラカジノ店を摘発し、山口組傘下組織幹部構成員らを賭博場開張図利等で検挙した。
(愛知：栄地区)

【事例 3】のカジノ店は、店舗周辺に常時3～4人の見張りをつけて警戒するなど厳重な警察対策をとっていた。また、捜査の過程で当該店舗を仲介した不動産業者が本件営業の開始に深く関与していたことが判明したことから、同不動産業者も賭博場開張図利幫助で検挙している。

【事例 4】(会員制闇スロ賭博店の摘発)

店内において、金銭を賭け「パチスロ機」と称する回胴式遊技機22台を使用し、賭博をしていた闇スロ賭博店を摘発し、同店経営者らを組織的犯罪処罰法違反等で検挙した。
(広島：流川・薬研堀地区)

【事例 4】の闇スロ店は、会員制を導入し、出入口を二重扉にして施錠をした上、監視カメラを設置するなど要塞化していたが、本件摘発により、廃業に追い込んだ。

(2) 暴力団等の犯罪組織に対する取締りの強化と街の犯罪インフラの根絶

繁華街・歓楽街における犯罪には、その大部分に暴力団組織が介在していることから、同組織の資金獲得活動を排除するとともに、これらの活動拠点を撲滅することが肝要である。

また、繁華街・歓楽街に地下に潜り暗躍することがないように、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組みを推進するなど、犯罪組織を増長させる街の犯罪インフラを官民で根絶する体制構築が必要である。

平成 21 年中の全国各地における取組み事例としては、次のようなものがある。

【事例 1】(博多マル暴ゼロ作戦の実施)

博多警察署に暴力団総合対策室を設置し、挙署一体、本部関係課との緊密な連携により、暴力団関係者が経営、利用する店舗を重点とした立入りを始め、暴力団関係者に対する職務質問の徹底、あらゆる法令を駆使した取締りの強化、暴力団関連店舗に対する行政処分の実施など暴力団犯罪の撲滅に向けて対策を推進している。(福岡：中州地区)

【事例 1】では、暴力団幹部等多数を検挙するなどし、本作戰実施後、中州地区では刑法犯認知件数が前年同期と比べ約 5 割減少するなどの成果が上がっている。

また、「中州地区魅力あふれ賑わいのあるまちづくり 2009」と題した大会を開催し、その中で、中州地区のビルオーナー等に対し、警察による暴力団対策への理解と協力を求めるとともに、テナント契約時に暴力団等の反社会勢力を排除するための特約条項を設けることを要請するなどの対策を推進している。

【事例 2】(暴力団事務所撤去活動への支援)

国分町地区に隣接する立町地区町内会連合会では、警察等の要請に応じ、使用目的を隠して地区内に進出してきた暴力団組事務所の撤去を目的として、「仙台市立町学区暴力団追放住民の会」を設立し、自治体、弁護士等の支援を受け、総決起大会、パレードの実施など暴力団排除活動を推進している。(宮城：国分町地区)

【事例 2】では、4月に仙台市立町学区暴力団追放住民の会を中心に原告団を結成して、同暴力団事務所の使用差し止めを求める訴訟を提起。提訴に当たっては、地域住民約 500 人が名を連ねるなど暴力団排除に対する気運が高まっている。

【事例 3】(改正風俗案内所条例の施行による案内所の取締り強化)

4月1日に施行された「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」により、施行初日には宗右衛門町地区における一斉立入りを実施(8店舗に対して指導・警告)したほか、4月13日には西心斎橋地区において性風俗店に客を送り届けたことにつき、1事業所を摘発(経営者等2人検挙)するなど取締り等を強化した。(大阪：ミナミ地区)

【事例 3】の結果、最盛期(平成 20 年 1 月)には、府下で 212 店舗(ミナミ地区で 95 店舗)所在していた風俗案内所が、条例施行 1 か月後には、府下で 48 店舗(ミナミ地区で 21 店舗)にまで減少(約 7 割減少)するなど相当の成果が上がっている。

トピックス 犯罪のグローバル化の現状と課題

今日の国際組織犯罪は、世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」を急速に進めている。その状況は、平成の初期にみられた単発的な来日外国人犯罪とは全く異質のものであり、治安に対する重大な脅威となっている。

犯罪のグローバル化に対応するには、強盗や窃盗といった表見的な事件の処理のみに止まることなく、国際犯罪組織との関係や被疑者の犯罪行為を直接又は間接に支援している人的ネットワークやシステムを解明し、犯罪組織に対して資金面から有効な打撃を与えるなどして、これを確実に解体していくことが重要である。

しかしながら、国際犯罪組織を支えるインフラを解明することは、彼らが仲間内でも本名を使わないなど、匿名性を保ちながら犯罪行為の分業化を進めていること、逮捕されても、本国の家族に対する危険から組織について供述しないこと、常に離合集散を繰り返し、組織間の連携を多様で弾力的なものとしていることなどから、相当に困難なものとなっている。

この問題に対処するためには、まず、犯罪のグローバル化を支えるネットワーク等を解明、解体するため、情報の収集、分析能力を高める必要がある。また、国際犯罪組織は、国境を越えた連携の下にあらゆる犯罪に及び、全国各地を舞台として繰り返されるなど、犯行形態の国際性・広域性・多様性を強めていることから、都道府県警察が相互に部門や管轄を越えた連携を強化するとともに、外国捜査機関等との連携を一層緊密化させていくことが不可欠となっている。

1 世界的規模で活動する犯罪組織の我が国への浸透

外国に本拠を置く犯罪組織が我が国に忍び寄っている状況は以前から見られたところ、最近では、世界的規模で活動する犯罪組織が、日本国内の犯罪組織との連携を強め、犯行の手段方法がより巧妙化したり、日本を新たな標的としている状況が見られる。

【事例】(国際的強盗団「ピンクパンサー」による宝石店からの宝飾品強盗事件)

平成19年6月、銀座の宝石店に客を装い侵入した2人組が、女性店員に対し、所携の催涙スプレーを噴射するなどの暴行を加え、同店ショーケースに展示されていたティアラ及びネックレス(約2億8,400万円相当)を強取し、逃走した。その後の捜査により、ヨーロッパを中心に高級宝石店等を対象とする国際的武装強盗組織「ピンクパンサー」の一員であるモンテネグロ国籍の2名を被疑者と特定、逮捕状の発付を得て国際手配した。(2月 警視庁)

【事例】における「ピンクパンサー」とは、欧州主要都市などで営業中の宝石店から高額のダイヤモンドを奪う犯罪組織で、2001年(平成13年)ころから同組織の活動が国際刑事警察機構(ICPO)により把握されている。同組織が「ピンクパンサー」と呼ばれるようになったのは、2003年5月に英国ロンドン市内で発生した宝石店の強盗事件で、ロンドン警視庁が関係場所を捜索した際、被害品のダイヤの指輪が、女性用コールドクリームの中に隠されているのを発見、これが映画の「ピンクパンサー」で犯人がダイヤを隠した手口と同じであったことから、「ピンクパンサー」と呼ばれるようになった。メンバーの大半は旧ユーゴスラビア出身で、150~200人が離合集散しながら組織を形成しているとみられている。

2 構成員の多国籍化

来日外国人と暴力団員を始めとする日本人との共犯事案だけでなく、犯行主体の国籍が2カ国程度のものも事例は少ないが以前から見られるところ、最近では、犯行主体の国籍が2カ国以上に及ぶものが数多く見られる。

【事例】(中国人、韓国人及び日本人によるパチンコ景品買取所における詐欺事件)

関東、近畿等の8府県に所在するパチンコ景品買取所において、偽造した特殊景品及び交換用レシートを従業員に交付し、現金を詐取していた中国人、韓国人及び日本人からなる詐欺グループを詐欺等で検挙した。
(3月 千葉、秋田、山形、島根)

【事例】は、中国人首魁の下、偽造役の中国人、換金役の中国人、韓国人、日本人に役割分担した上、換金役は、新幹線等で全国各地に移動し、グループごとに別れてレンタカーを利用して犯罪を敢行していた。

3 犯罪行為の世界的展開

一連の犯罪行為について、犯罪関連場所が日本のほか1カ国程度のものは以前から見られるものの、その地域は被疑者又は被害者と関係のある地域であったが、最近では、犯行関連場所が日本のほか、2、3カ国に及んだり、被疑者又は被害者との関連性を有しないなど世界的に展開しているものが見られる。

【事例】(マレーシアにおける日本在住外国人女性身の代金目的誘拐事件)

インターネットのチャットにおいて自称米国人から交際をもちかけられマレーシアを訪れた日本在住のフィリピン人女性(永住者)が、現地において誘拐、監禁され、日本に住む被害者の妹が、電話及び電子メールで「マレーシア国内の銀行宛に300万円送れ。身の代金を払えば解放する。」等と金員を要求されたが、同月17日、マレーシア国家警察が被害者を無事救出するとともに、翌18日、ナイジェリア人5人、マレーシア人3人を逮捕した。
(12月 警視庁)

【事例】は、日本在住のフィリピン人女性がインターネットのチャットで知り合った相手方とマレーシアで会うことになり、出迎えに来たマレーシア人に空港からそのまま誘拐され、身の代金を要求された事案である。ナイジェリア人等で形成する犯罪組織が、日本に在住する者をターゲットにして、巧妙に海外に誘い出し、現地で監禁のうえ海外から身の代金を要求したもので、犯罪行為の世界的展開がみられる。

同様の手口では、平成20年9月、商談のため、南アフリカを訪れた日本人会社員が現地において誘拐され、米国国内から同人が勤務する都内の会社社長宛に「身の代金50万ドルを台湾の銀行口座に振り込め。」との電話が入り、南アフリカ警察が、誘拐されて2日後にヨハネスブルグ郊外で同人を無事救出するとともに、ナイジェリア人6人、南アフリカ人1人を逮捕したという事案がある。

本事例は、南アフリカに中古の鉄道レールを買い付けに向かった日本人ビジネスマンが、出迎えに来た取引相手に空港からそのまま誘拐され、50万ドルの身の代金を要求されたものである。偽の商取引で呼び寄せた外国人を誘拐し、身の代金を要求する手口は、ナイジェリア等のアフリカ諸国で発生しており、逮捕された7人は、このような犯行を世界的規模で敢行している国際犯罪組織の構成員とみられている。

トピックス 来日外国人に関する犯罪インフラ事犯の現状

近年、我が国に偽変造旅券を使用して入国したり、正規に入国した後不法に残留したりする不法滞在者等が、より効率的に利益を得ることなどを目的に、国籍や出身地等の別により集団化し、日本の暴力団や外国に本拠を置く国際犯罪組織と連携して、強盗、窃盗、カード犯罪等の悪質な犯罪を引き起こす事例が目立っている。

こうした不良外国人が我が国に不法入国あるいは不法滞在する手段を提供したり、不法に得た現金・財物の送金・処分を代行するなどして助ける者や組織が存在している。

このような外国人の不法入国、不法滞在の定着又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを助長する基盤のことを「犯罪インフラ」と呼び、その構築に資する犯罪としては、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・外国人登録証明書等偽造及び不法就労助長等のほか、住居斡旋、地下タクシー、携帯電話不正取得等が挙げられ、これらの犯罪を「犯罪インフラ事犯」と呼んでいる。

中でも偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長といった犯罪には、相当数の日本人や定着居住者が深く関わっており、当該日本人や定着居住者が、不法滞在等を助長する一方、不法滞在外国人等を利用して利益を得る構図が見られる。

平成 21 年中に検挙された犯罪インフラ事犯の事例としては、以下のようなものがある。

【事例 1】(ベトナム人と日本人が結託した偽装結婚あっせん等事件)

日本で働きたいベトナム人を現地で募り、日本での長期在留資格を得させるため、ベトナム国内の偽装結婚ブローカーと日本側ブローカーが結託し、偽装結婚を斡旋、成立させていたとして、稲川会傘下組織構成員を含む日本側偽装結婚ブローカー組織らと偽装結婚当事者のベトナム人女性及び相手方の日本人男性らを公正証書原本不実記載等で検挙した。(9月 宮城、福島)

【事例 1】のような偽装結婚事件は、依然後を絶たないところであるが、これには各国の国内情勢が関係している場合が多い。近年、日本でのベトナム人研修生は急増しており、現在は中国に次ぎ第 2 位で、日本での研修手当や特定活動での資金は、ベトナム国内の給与所得をはるかに上回ることから、3 年間の就業を終えて帰国しても、再び日本での就労を希望する者が多く存在する。こうしたベトナム人の希望を叶えるのが、就労制限の無い日本人配偶者という在留資格であり、ベトナム国民の間では高額な偽装結婚代金を支払っても日本で就労したいと考える国民が多く存在している。なお、本件でベトナム人女性がブローカーに払う偽装結婚代金は、250～300 万円であった。

また、偽装結婚により日本人配偶者等の在留資格を取得し、ホステスや日雇い労働者等として稼働していた者が、犯罪組織と接触し、より高額な金を稼げる各種犯罪に手を染めていく状況も見られる。ある窃盗事件で検挙された中国人女性は、日本でお金を稼ぐため、ブローカーを介して日本人男性と偽装結婚し、ホステス等として稼働を始め、2 か月後には離婚、その後中国の恋人を日本に呼び寄せて同棲する一方、本人は偽装結婚と離婚を繰り返し、在留資格を繋いでいた。そのうち恋人が仲間と中国人窃盗組織を結成、同女性は「見張り役」などとして同組織に加担するようになり、窃盗等で検挙され、中国に強制送還されたという事例もある。

【事例 2】(中国人と行政書士らによる不法就労助長等事件)

就職を希望する中国人女性に富山県内の旅館での仕事をあっせんするに当たり、同女性に日本での長期在留資格を取得させる目的で、同女性が人材派遣会社の通訳・翻訳等の業務に従事する旨の虚偽の雇用契約書等を作成、行政書士を介して入国管理局に提出するなどして、同中国人女性の在留資格を「人文知識・国際業務」に変更し、資格外活動となることを知りながら仲居として稼働させていた有料職業紹介会社を営む中国人及び偽りの雇用契約をしていた人材派遣会社役員らを入管法違反(不法就労助長等)で検挙した。

また、それらの情を知りながら虚偽の在留資格変更許可申請を代行した行政書士を入管法違反(専ら資格外活動幫助)で検挙した。(1月 警視庁)

【事例2】の有料職業紹介会社は、仕事を求める中国人らに仕事を紹介して紹介料を得ており、在日中国人向け新聞などに職業あっせんの広告を掲載し、就職希望者を募っていた。同社の経営者は、人材派遣会社役員らと結託して、雇用者側からの希望（長期間勤務できる中国人）に応えるため、在留資格が切れそうな中国人や「留学」など日本での就労が制限される中国人などの雇用契約書等を作成し、在留資格を「人文知識・国際業務」などに変更させ、実際には仲居やホステス、建設作業員等として働かせていた。

本件の在留資格変更許可申請は、同社の専属行政書士が行っていたが、行政書士が依頼を受けて虚偽の申請に基づく在留資格変更許可申請等を代行しても、入管法上、難民認定申請と違って行政書士の行為自体には罰則規定がないことから、本件では、行政書士の知情性を立証して同法の専ら資格外活動幫助で検挙したものである。

なお、行政書士が本件と同様の内容虚偽の申請代行を行った事例において、中国人から依頼を受けて密航者の在留資格認定証明書交付等の申請を代行した行政書士を行政書士法違反(帳簿の備付)で検挙した事例(警視庁)や、平成20年には、韓国人と日本人の偽装結婚における虚偽の在留資格変更許可申請を行った行政書士につき、行政書士法に基づく懲戒処分請求を行い、当該行政書士に1年間の業務停止処分が下された事例(警視庁)もある。

【事例3】(フィリピン人らによる偽装認知、国籍法違反事件)

フィリピン人女性が日本での長期在留資格を得るため、同国人男性との間に生まれた子について、日本人男性が認知したとする内容虚偽の認知届を市役所に提出した上、内容虚偽の国籍取得届を法務局に提出したとして、同フィリピン人女性及び偽装認知した日本人男性を偽造有印私文書行使、電磁的公正証書原本不実記録・同供用、国籍法違反で検挙した。(10月 警視庁)

【事例3】は、国籍法が改正(平成21年1月1日施行)され、日本国民である父が認知した子については、父母の法律上の婚姻や子の出生前後を問わず日本国籍を取得できることとなった制度を悪用した事例である。今後、外国人女性等が長期在留資格の取得、本邦への入国、子の身分保障等のため、ブローカー等が介在し組織的に虚偽の認知届を行い、日本国籍を取得させるという事案の増加が懸念されるところである。

【事例4】(中国人らによる有印公文書偽造・同行使事件)

外国人登録証明書等を大量に偽造し、国内に不法滞在する中国人やインド人などに販売していた中国人の偽造グループを有印公文書偽造で検挙した。また、当該偽造外国人登録証明書を不正に利用したインド人を偽造有印公文書行使で検挙した。(3月 愛知、千葉)

【事例4】では、中国人が偽造工場において、外国人登録証明書、旅券、就労資格証明書、登録原票記載事項証明書等をセットにして3万円から6万円で販売していた。

【事例5】(中国人による犯罪収益を送金する地下銀行事件)

中国人窃盗グループから買い取った盗品の代金や窃取金を預かって中国へ不正送金していた中国人を盗品等有償譲り受け及び銀行法違反(無許可営業)で検挙した。

さらに、窃盗グループの送金依頼者を組織的犯罪処罰法違反(犯罪収益等隠匿)で検挙し、不正送金の首謀者を同法違反(犯罪収益等收受)で検挙した。(平成20年12月 大阪、兵庫)

【事例5】における中国人窃盗グループは、日本語学校に通う中国人留・就学生が、インターネットカフェ等で知り合い、関西地区において窃盗(空き巣)事件等を敢行していたものである。

本件地下銀行グループは、平成18年8月から1年半にわたり、本人や既に強制退去された中国

人名義の約30口座を使って地下銀行を運営し、中国人約500人からの依頼により、約12億円を中国へ不正送金していた。地下銀行のシステムは、窃盗被疑者等から携帯電話等により依頼を受けたグループの首魁が中国にいる共犯者に連絡し、中国国内のプール金から依頼先に送金、受領確認後、依頼人から送金額に1%の手数料を加えた金額を受け取るといったものであり、グループの首魁が受領した依頼金で鉄屑を購入、日本から中国に輸出し、中国側で売却した代金をプール金に充当していた。送金依頼人である不法残留者等が地下銀行を利用する理由は、身元を確認されることなく、また、送金する金の趣旨も問われることなく速やかに送金が行え、かつ手数料が銀行より安価であるなどの点にある。

【事例6】(在日中国人向け新聞を悪用し不法滞在者を支援する住居斡旋犯罪インフラ事件)

本邦に在留する中国人向けに頒布されている新聞に広告を掲載して顧客を募り、不法滞在者が居住するマンション等の賃貸契約に際して契約者や保証人となっていた名義貸しグループの日本人3人を有印私文書偽造等で検挙するとともに、同グループが斡旋し、不法滞在者が居住していたマンション等49箇所に対する捜索を実施し、不法滞在者29人を検挙した。

名義貸しによって契約されたマンションなどは、中国人窃盗グループの出撃拠点やイラン人覚せい剤密売グループのアジトとしても利用されていたもので、本件は日本人による典型的な犯罪インフラ事犯である。

(3月 神奈川)

【事例6】における日本人は、最初自らがスポーツ新聞の求人広告欄に「日給1万円～不動産関係の仕事」という記事を見つけ、仕事の内容を確認したところ、不法滞在などの理由により部屋を借りられない中国人のために部屋の契約者や保証人になる内容の仕事であることがわかったことから、人に雇われてやるより自分でやった方が儲かると考え、自ら不法滞在者らへの住居斡旋を始め、知り合いの日本人に入居契約をさせるなどしていたものである。本件被疑者による不正契約は、平成20年中、約223件に上り、多額の報酬を得ていたことが確認されており、本件以外にも同様の不正契約は横行しているものと思われる。